

## 標準準拠システム移行に伴う特定個人情報保護評価の再実施について

## 1 標準準拠システムについて

地方公共団体情報システムの標準化・共通化(以下「標準化」という。)は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(以下「標準化法」という。)により、対象となる地方公共団体の基幹業務システムを、国の関係省庁が定める標準仕様書に基づく「標準準拠システム」に移行する取組みであり、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」(令和4年10月閣議決定)において、令和7年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すこととされた。

ガバメントクラウドは、「デジタル社会形成基本法」第29条の規定に基づき、デジタル庁が調達するものであって、地方公共団体が標準準拠システム等を利用できるよう、地方公共団体に対し提供するクラウドサービス等であり、地方公共団体が標準準拠システムにおいてガバメントクラウドを利用することは、標準化法第10条により、努力義務とされている。

## 2 標準準拠システム移行に伴う特定個人情報保護評価の再実施について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条の規定において、行政機関の長等は特定個人情報ファイルを保有しようとするとき又は重要な変更を加えようとするときは、特定個人情報保護評価を再実施することとされている。

令和7年1月に本番運用開始を予定している第1期移行対象業務のうち、「住民基本台帳事務」「区民税事務」「介護保険事務」では既に全項目評価書を作成済みであり、標準準拠システムへの移行は、特定個人情報ファイルの取扱いに大幅な影響を生じさせるものであるため、特定個人情報保護評価を再実施する必要がある。

## 3 評価書の改定

改定のうち、ガバメントクラウドのクラウド事業者が提供するクラウド上の基盤及び接続に関する部分については、令和4年10月にデジタル庁より「ガバメントクラウドにおける特定個人情報保護評価について」(審議資料No. 1 - 3)にて提供された全項目評価書(記載例)を基に作成した。

この他、事務個別に変更が生じる箇所については、評価書ごとに修正を実施した。

#### 4 ガバメントクラウドにおけるリスク対応策の概要（「住民基本台帳事務」「区民税事務」「介護保険事務」共通事項）

システムの移行先となるガバメントクラウドについては、デジタル庁が政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達して、区に対して個別領域の利用権を付与し、運用管理を委託する。

「住民基本台帳事務」「区民税事務」「介護保険事務」に係る標準準拠システムにおいては、ガバメントクラウド共同利用方式により、区は、標準準拠システム等のアプリケーション等を提供するASPとの間で、「アプリケーション等提供・保守契約」及び「ガバメントクラウド運用管理補助委託契約」を締結する。

特定個人情報を保有するシステムを構築するガバメントクラウドの環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成され、区やASP・ガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続についても、閉域ネットワークで構成し、区が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

その他、継続的なモニタリング・ログ管理や脅威検出・DDos対策の常時実施、ウイルス対策パターンファイルの更新、OS・ミドルウェアへのセキュリティパッチ適用などの技術的対策のほか、物理的対策として、クラウド事業者のシステムのサーバー等の構築環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行うなど、これまでと同等のセキュリティ対策を実施する。

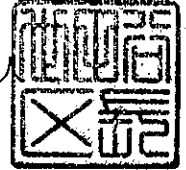
#### 5 今後のスケジュール（予定）

令和5年	12月末	国の個人情報保護委員会へ評価書の提出 評価書の公表（区ホームページ等）
令和6年	1月	移行設定作業（パラメータ設定等）
	7月	テスト検証開始
令和7年	1月	本格運用開始

諮問第1005号  
令和5年10月20日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会  
会長 山田健太様

世田谷区長  
保坂展人



世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

特定個人情報保護評価における第三者点検について  
(住民基本台帳事務)

# 諮問第1005号

特定個人情報保護評価における第三者点検について  
(住民基本台帳事務)

令和5年10月27日  
地域行政部マイナンバー担当課  
地域行政部住民記録・戸籍課

## 1 諮問の趣旨

### (1) 特定個人情報保護評価について

特定個人情報保護評価は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)に基づく番号制度の枠組みの下の保護措置の一つであり、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを宣言するものである。

具体的には、行政機関の長等が評価の実施主体となり、評価対象が特定個人情報を取り扱う事務ごとに定められている。また、特定個人情報の対象人数等のしきい値によって、「特定個人情報保護評価書」(以下「評価書」という。)の種類が基礎項目評価・重点項目評価・全項目評価の三類型に区分され、併せて区民意見募集や第三者点検、国民への公表などの実施手続が定められている。

なお、「住民基本台帳事務」は、しきい値判断の結果、対象者が30万人以上となることから、全項目評価の実施が義務付けられることとなる。

### (2) 諮問の理由

番号法第28条の規定において、行政機関の長等は特定個人情報ファイルを保有しようとするとき又は重要な変更を加えようとするときは、特定個人情報保護評価を実施することとされている。

この度、「住民基本台帳事務」に係る特定個人情報ファイルについて、重要な変更を加える必要が生じたため、「特定個人情報保護評価に関する規則」(以下「規則」という。)第7条第4項に基づく評価書の第三者点検について、「世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例」第2条第1項第2号の規定により諮問するものである。

審議資料No. 2 - 2「特定個人情報評価書作成の判断基準」及び「番号法における特定個人情報保護評価書「全項目評価」の流れ」参照

## 2 諮問の内容

### (1) 標準準拠システムへの移行について

審議資料No. 1のとおり。

### (2) 住民基本台帳事務における評価書の変更の内容

現在、住民基本台帳事務においては、S K Y 2 住民記録システム及びその他複数の関連システムを利用している。

標準準拠システム導入により、ガバメントクラウドに各システムの機能を統廃合した住民記録システムを構築し、データ移行を行う。

ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行に伴い、評価書(全項目評価書)の記載項目のうち、「特定個人情報の保管場所」、「特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」及び「その他のリスク対策」に変更が生じる。

これは、規則第11条に規定される重要な変更該当するため、特定個人情報保護評価を再実施する。

### 3 区民意見募集

規則第7条第1項に基づき区民意見募集を実施した。結果は以下のとおり。

#### (1) 対象事務及び概要

住民基本台帳事務について全項目評価書の改定案を作成し、区民意見募集を実施

#### (2) 期間

令和5年8月25日～同年9月24日の30日間実施

#### (3) 結果

意見0件

### 4 区のマイナンバー制度セキュリティ会議

本件について、令和5年9月28日開催の令和5年度第2回マイナンバー制度セキュリティ会議にて審議し、了承された。

### 5 第三者点検の対象

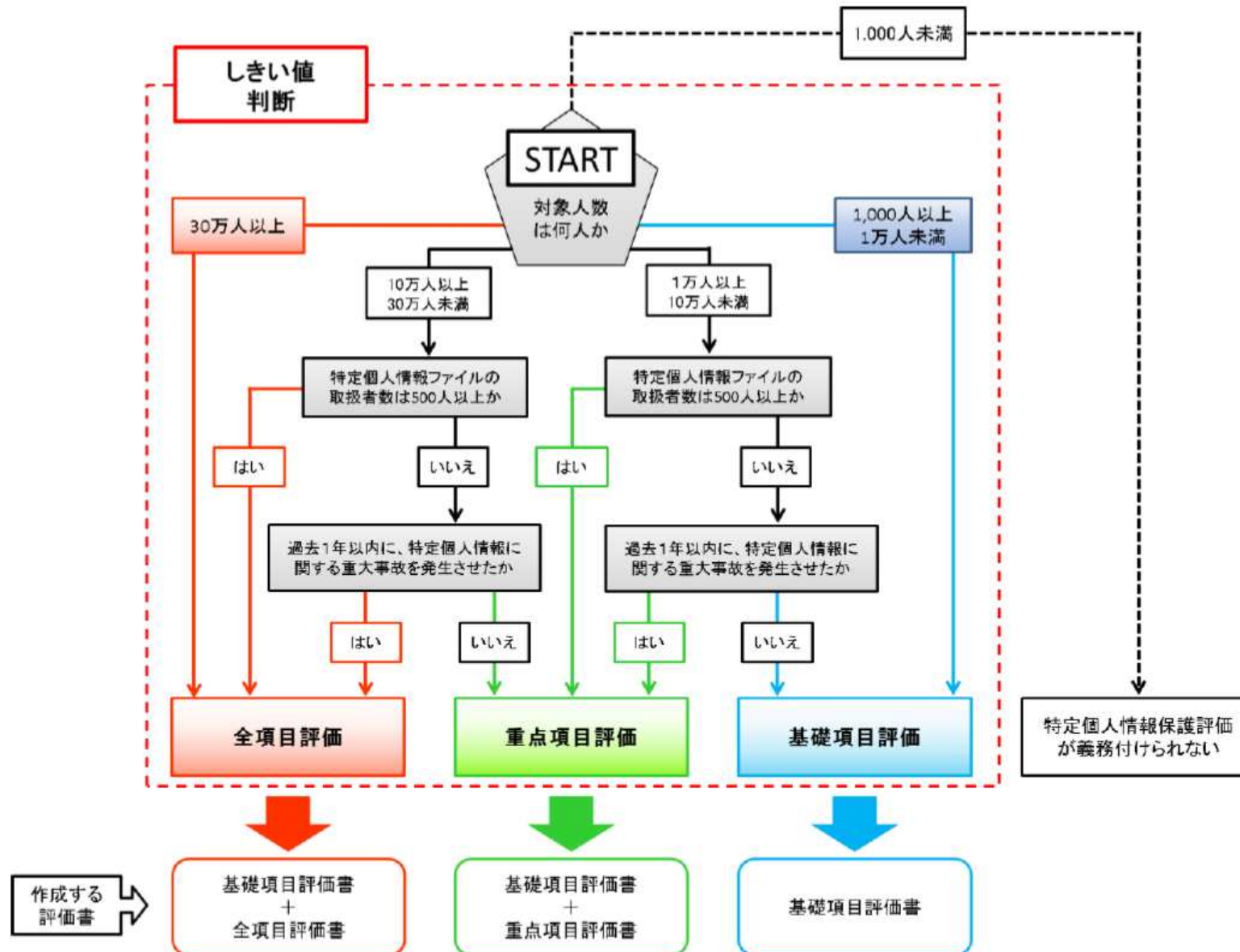
審議資料No.2-3「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」のとおり。

改定前の評価書との相違点及び審査の観点については、審議資料No.2-4のとおり。

### 6 今後のスケジュール（予定）

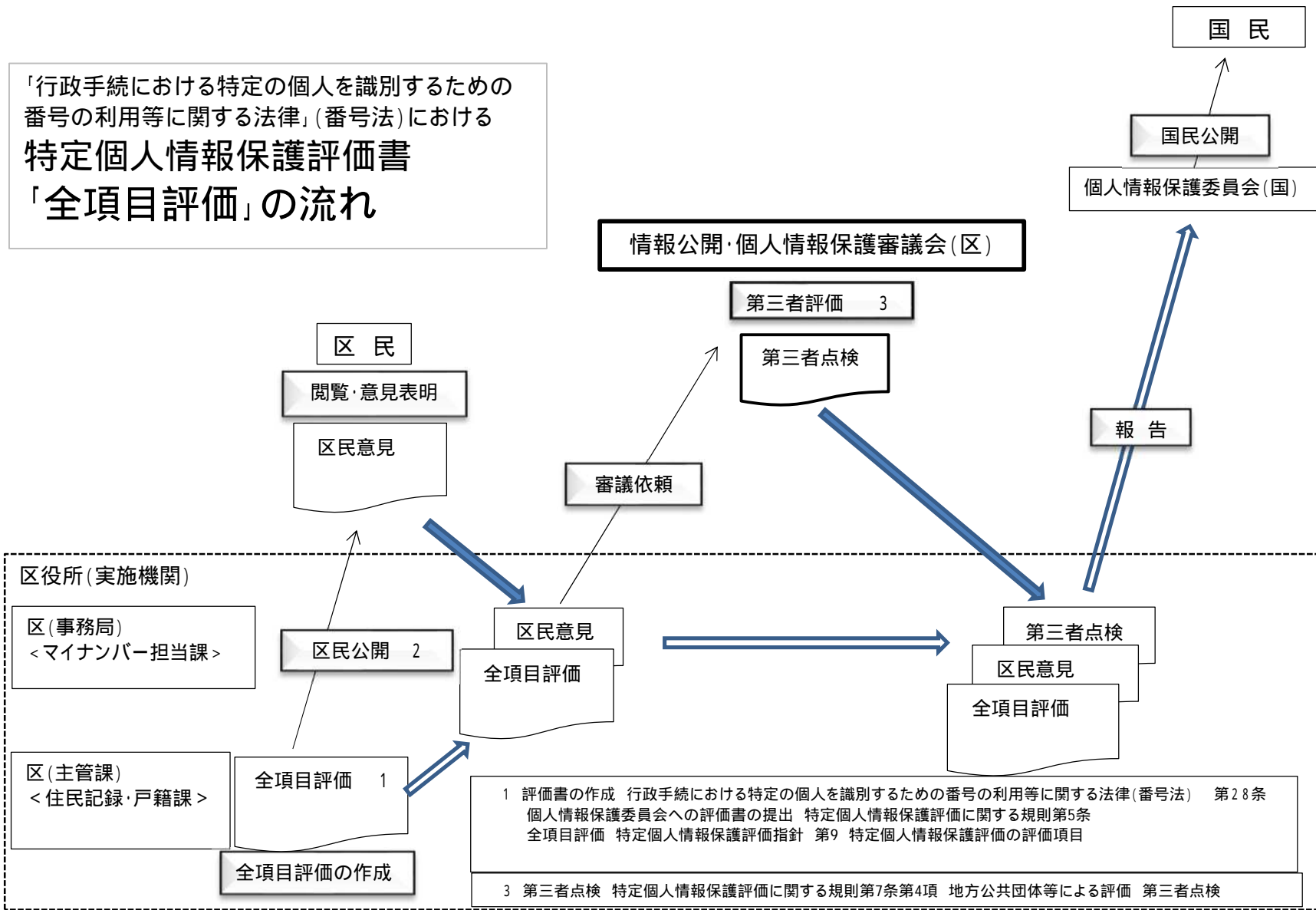
令和5年12月末 国の個人情報保護委員会へ評価書の提出  
評価書の公表

# 特定個人情報評価書作成の判断基準



「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)における  
**特定個人情報保護評価書**  
**「全項目評価」の流れ**

**審議資料No. 2 - 2**



# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

世田谷区は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住民基本台帳事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を契約条件として設定している。

## 評価実施機関名

東京都世田谷区長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

[平成30年5月 様式4]



## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所



	<p>7. 印鑑登録機能 印鑑登録情報の管理機能や印鑑登録証明書の交付機能</p> <p>8. 個人番号カード管理機能</p> <p>9. コンビニ交付システムとの情報連携機能 個人番号カードの交付等を行うと発行される利用者証明用電子証明書のシリアル番号をコンビニ交付システムへ連携する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム                    <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム            <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等    <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他    ( 申請管理システム、コンビニ交付システム )</p>

**システム2～5**

**システム2**

①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	<p>1. 本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。</p> <p>2. 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネット上で保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</p> <p>3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報を転出元市町村のCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。)</p> <p>4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>5. 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>6. 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p> <p>7. 送付先情報通知 番号省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて機構が行うこととされていることから、住民に対して個人番号の通知及び個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等の送付を行うため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>8. 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携するとともに、個人番号カード管理システムから受領した電子証明書シリアル番号情報を住民記録システムへ連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム                    <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム            <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等    <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他    ( 個人番号カード管理システム、公的個人認証システム、住基ネット全国サーバ )</p>

**システム3**

①システムの名称	番号連携サーバ
	<p>1. 宛名管理機能</p> <p>①サーバ内の宛名データベースのセットアップ</p> <p>②宛名の異動データを取り込み、宛名データベースへ反映</p> <p>③個人番号にて同一人判定を行い、関係内統合宛名番号を控管し管理</p>



③他のシステムとの接続	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 宛名システム等 [ ] その他 ( )	[ ○ ] 既存住民基本台帳システム [ ○ ] 税務システム
<b>システム6～10</b>		
<b>システム6</b>		
①システムの名称	窓口支援システム	
②システムの機能	1. 届出書データの伝送及び作業進捗管理・共有化機能 受付情報の入力・管理、届出書のデータを伝送し、各窓口及び集中入力センターにて、受付した届出の作業進捗を管理・共有化する機能 2. 手続きガイダンス機能 住民記録システムのデータを利用して、窓口受付やガイダンスを行う機能 3. 申請書作成機能 住民記録システムのデータやマイナンバーカード等から読み取った情報を利用して、申請者の状況に合わせた申請書を作成する機能	
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 宛名システム等 [ ○ ] その他 ( 自治体窓口DXaaS )	[ ] 庁内連携システム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 税務システム
<b>システム7</b>		
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)	
②システムの機能	1. 【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索および申請ができる機能 2. 【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 宛名システム等 [ ○ ] その他 ( 申請管理システム )	[ ] 庁内連携システム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 税務システム
<b>システム8</b>		
①システムの名称	申請管理システム	
②システムの機能	1. サービス検索・電子申請機能にて、住民が電子申請を行った際の申請データを住民記録システムに取り込む機能。 2. サービス検索・電子申請機能にて、住民が電子申請を行った際の申請データを区の業務システムの環境でダウンロードする機能。	
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 宛名システム等 [ ○ ] その他 ( サービス検索・電子申請機能 )	[ ] 庁内連携システム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 税務システム
<b>システム9</b>		
①システムの名称	個人番号カード交付進捗管理システム	
②システムの機能	1. 住民記録システム連携機能 住民記録システムへ個人番号カード交付進捗に関する情報を連携する機能 2. 個人番号カード予約システム連携機能 個人番号カード予約システムと個人番号カード交付進捗に関する情報を連携する機能 3. 個人番号カード交付の進捗管理 個人番号カードの到着から交付までの進捗状況を管理する機能	
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 宛名システム等 [ ○ ] その他 ( )	[ ] 庁内連携システム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 税務システム

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 「 」住民基本台帳ファイル（ ） <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（個人番号カード予約システム）
-------------	---

システム11～15  
システム16～20

**3. 特定個人情報ファイル名**

1. 住民基本台帳ファイル
2. 本人確認情報ファイル
3. 送付先情報ファイル

**4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由**

①事務実施上の必要性	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民基本台帳ファイル 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「番号法整備法」という。）第16条（住基法第7条第8号の2）により、個人番号が住民基本台帳の記載事項として追加されたため、住民基本台帳ファイルにおいて個人番号を含む個人情報の管理を行う。</li> <li>2. 本人確認情報ファイル 本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市区町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。  (1)住基ネットを用いて市区町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。  (2)都道府県に対し、本人確認情報の更新情報を通知する。  (3)申請・届出の際に提示された個人番号カード等を用いた本人確認を行う。  (4)個人番号カードを利用した転入手続きを行う。  (5)住民基本台帳に関する事務において、本人確認情報を検索する。  (6)都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報との整合性を確認する。</li> <li>3. 送付先情報ファイル 市区町村長が個人番号を指定した際は全付番対象者に個人番号を通知するものとされている（番号法第7条第1項）。個人番号の通知及び個人番号カード交付申請書等の送付については、番号省令第23条の2に基づいて機構が行うこととされていることから、機構に交付申請書等の送付先情報を提供する。</li> </ol>
------------	---

②実現が期待されるメリット	<p>住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類（住民票の写し等）の省略が図られ、もって国民／住民の負担軽減（各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約）につながるが見込まれる。また、個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。</p>
---------------	--

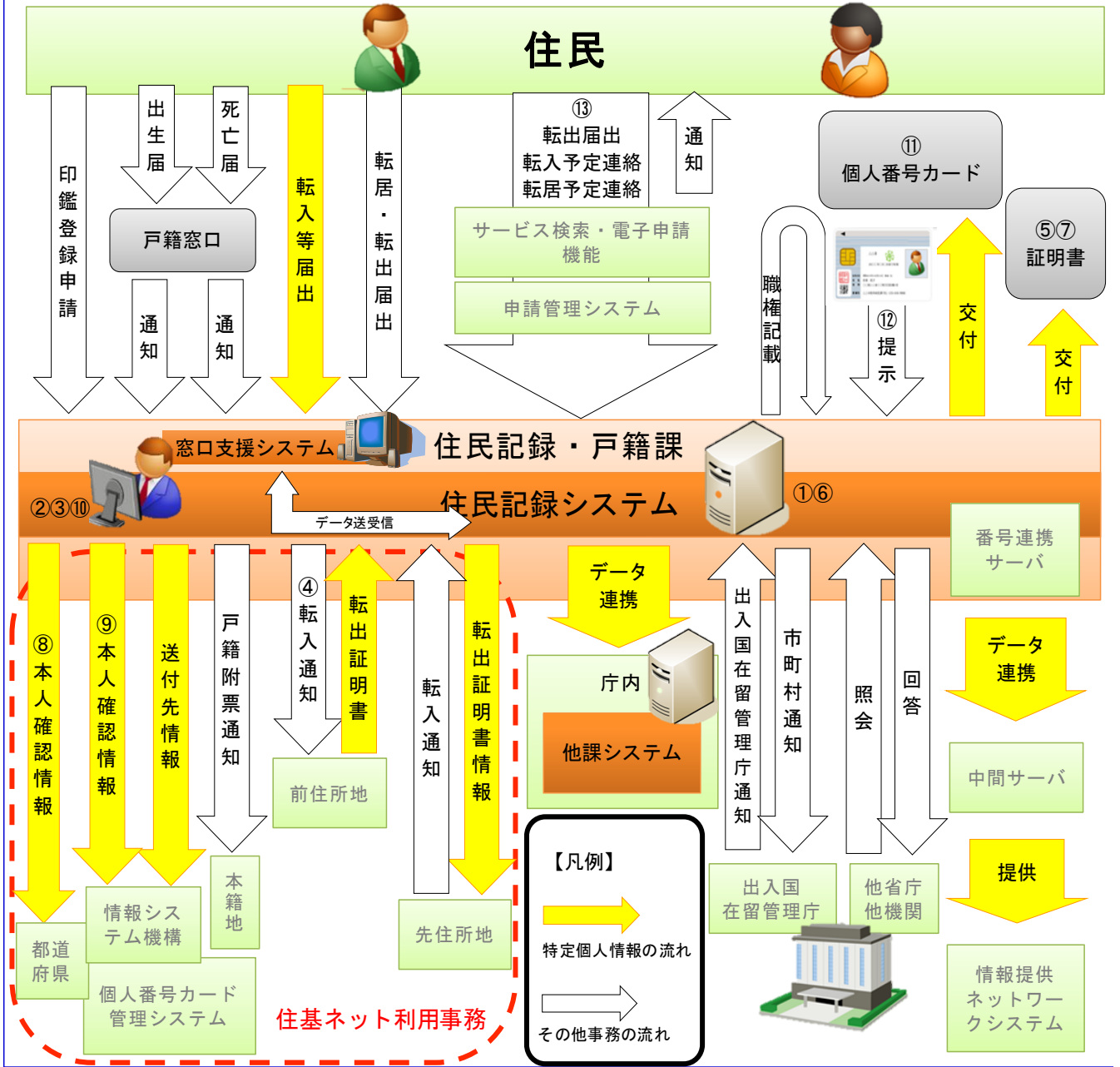
**5. 個人番号の利用 ※**

	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条（指定及び通知）</li> <li>・第16条（本人確認の措置）</li> <li>・第17条（個人番号カードの交付等）</li> </ul> </li> <li>2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5条（住民基本台帳の備付け）</li> <li>・第6条（住民基本台帳の作成）</li> <li>・第7条（住民票の記載事項）</li> </ul> </li> </ol>
--	---

<p>法令上の根拠</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・第8条(住民票の記載等)</li> <li>・第12条の1(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)</li> <li>・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)</li> <li>・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)</li> <li>・第15条の2(除票簿)</li> <li>・第15条の3(除票の記載事項)</li> <li>・第15条の4(除票の写し等の交付)</li> <li>・第22条(転入届)</li> <li>・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)</li> <li>・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> </ul>
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
<p>①実施の有無</p>	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
<p>②法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>
<b>7. 評価実施機関における担当部署</b>	
<p>①部署</p>	<p>住民記録・戸籍課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>住民記録・戸籍課長</p>
<b>8. 他の評価実施機関</b>	
<p>—</p>	

(別添1) 事務の内容

《住民基本台帳に関する事務の内容(1) 既存住基システムを中心とした事務の流れ》



(備考)

《住民基本台帳に関する事務の内容(1) 既存住基システムを中心とした事務の流れ》

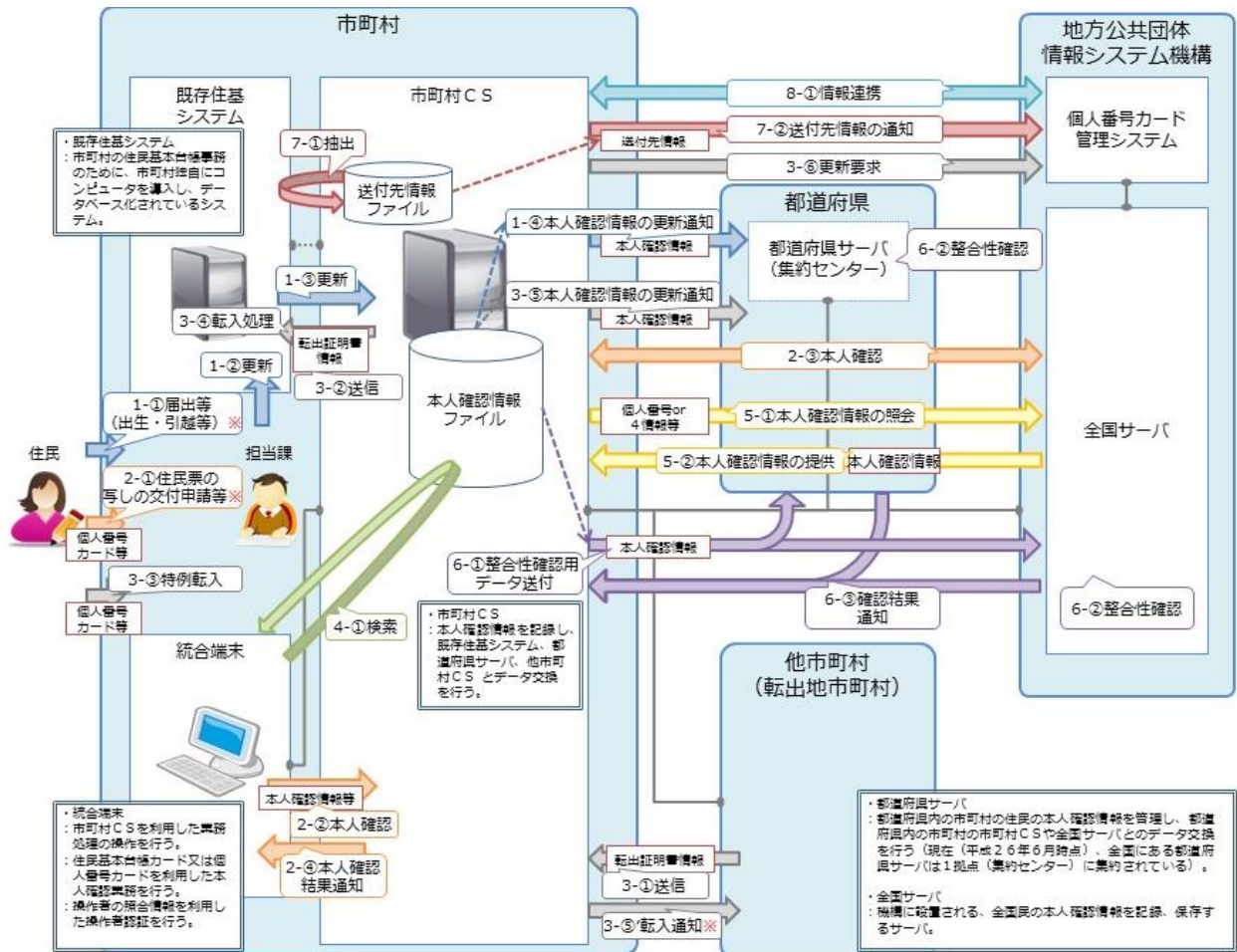
1. 住民基本台帳の作成・・・個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成
2. 届出等に基づく記載等・・・転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消滅又は記載の修正
3. 正確な記録の担保・・・住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置
4. 転入の通知・・・転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元区市町村に対する通知
5. 住民票の写し等の交付・・・本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付
6. 除票簿の作成・・・住民票を消滅した又は住民票を改製した際に消滅した住民票又は改製前の住民票を保存
7. 除票の写し等の交付・・・除票に記載されている者の請求による除票の写し等の交付
8. 都知事に対する通知・・・住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知
9. 機構への照会・・・地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会
10. 住民票コードの変更・・・住民からの請求に基づく住民票コードの変更
11. 個人番号の通知等・・・個人番号の指定及び通知、個人番号カードの交付
12. 本人確認・・・個人番号カード等を用いた本人確認
13. サービス検索・電子申請機能での届出等・・・サービス検索・電子申請機能での転入・転居の予定連絡及び転出届出



**(別添1) 事務の内容**

《住民基本台帳に関する事務の内容(2)市区町村CSを中心とした事務の流れ》

(補足) 図中に※が付されている箇所は、特定個人情報を含まない事務の流れを示す。



(備考)

※ 図の「市区町村」は「当区」を表す。また「市区町村CS」は「当区CS」を表す。

《住民基本台帳に関する事務の内容(2)市区町村CSを中心とした事務の流れ》

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-① 住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。
- 1-② 当区の住民基本台帳(既存住基システム)を更新する。
- 1-③ 当区の住民基本台帳にて更新された住民情報を基に、当区CSの本人確認情報を更新する。
- 1-④ 当区CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。

2. 本人確認に関する事務

- 2-① 住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。
- 2-②、③ 統合端末において、住民から提示された個人番号カードに記録された住民票コード(又は法令で定めた書類に記載された4情報)を送信し、当区CSを通じて、全国サーバに対して本人確認を行う。
- 2-④ 全国サーバより、当区CSを通じて、本人確認結果を受領する。

3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)

- 3-① 当区CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。
- 3-② 既存住基システムにおいて、当区CSから転出証明書情報を受信する。
- 3-③ 転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認に関する事務」を参照)を行う。  
※転出証明書情報に記載の転出の手続が行われない場合には、当該転出証明書情報を消去する。  
※3-③の転入手続時に転出証明書情報を受信していない場合又は消去している場合には、統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行い(特定個人情報を含まない)、その後、3-①・3-②を行う。

- 3-④ 既存住基システムにおいて、転入処理を行う。

- 3-⑤ 当区CSより、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報(※特定個人情報を含まない)を転出地区市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。

- 3-⑥ 転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の更新要求を行う。

4. 本人確認情報検索に関する事務

- 4-① 住民票コード、個人番号又は基本4情報の組み合わせをキーワードとして、当区CSの本人確認情報を検索する。

※検索対象者が自都道府県の住所地区市町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対してそれぞれ検索の要求を行う。

5. 機構への情報照会に係る事務

- 5-① 機構に対し、個人番号又は基本4情報をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 5-② 機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

6. 本人確認情報整合に係る事務

- 6-① 当区CSより、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-② 都道府県サーバ及び住基全国サーバにおいて、当区CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて保有する本人確認情報の整合性確認を行う。
- 6-③ 都道府県サーバ及び全国サーバより、当区CSに対して整合性確認結果を通知する。

7. 送付先情報通知に関する事務

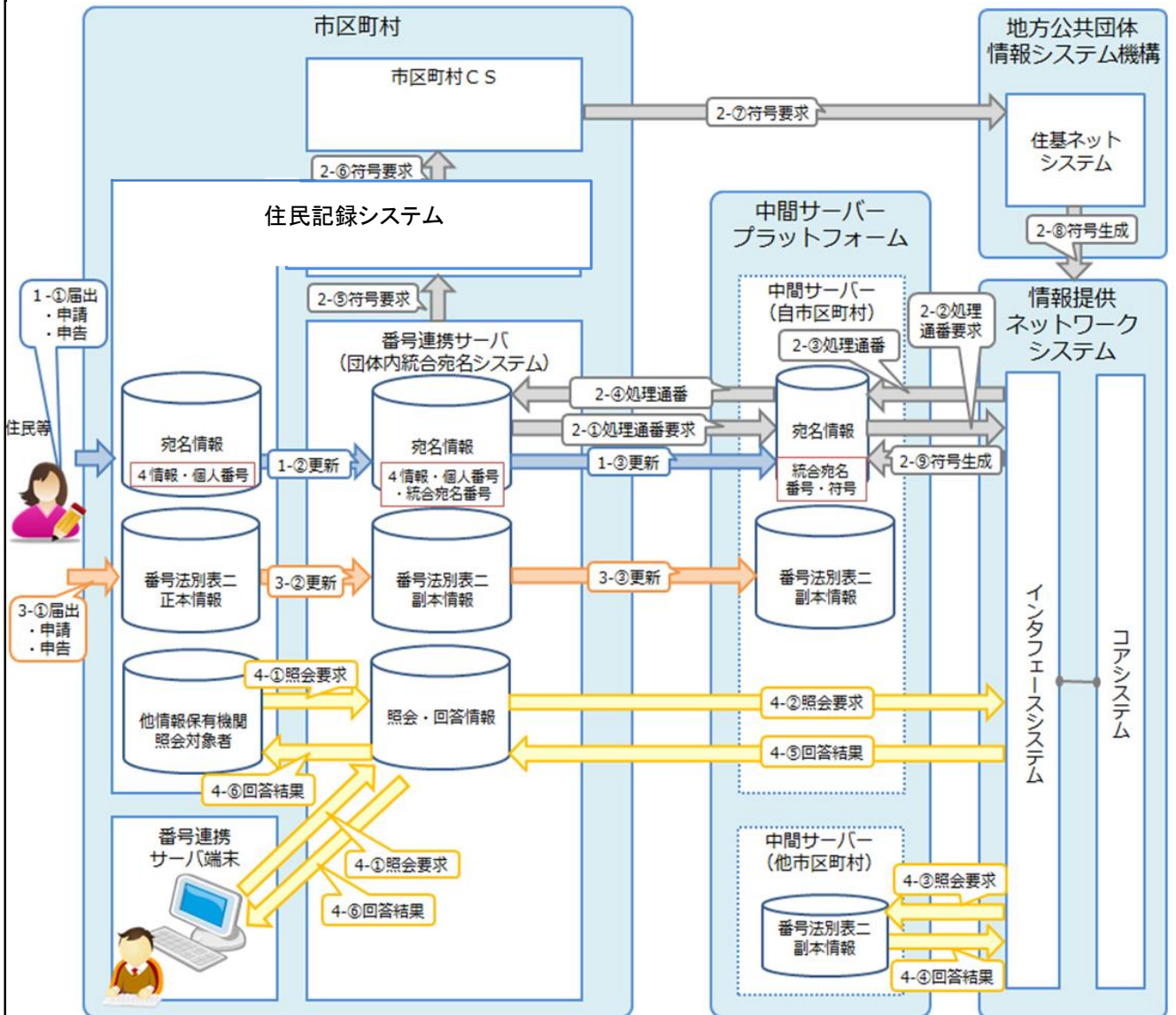
- 7-① 既存住基システムより、当区における個人番号カードの交付対象者の送付先情報を抽出する。
- 7-② 個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。

8. 個人番号カード管理システムとの情報連携

- 8-① 個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。

**(別添1) 事務の内容**

《住民基本台帳に関する事務の内容(3) 情報提供ネットワークシステムを利用した事務の流れ》



(備考)

1. ①～③ 出生・転入時の宛名の作成  
区民から、出生・転入等の届出を受けた時、まず既存システムにて宛名情報を作成し、その後、番号連携サーバを経由して中間サーバープラットフォームへ宛名情報を記録する。
2. ①～⑨ 符号の生成  
区から、番号連携サーバにて処理通番を要求。処理通番を得た後、住民基本台帳ネットワークシステム経由で符号生成を要求し、その結果を中間サーバーに記録する。
3. ①～③ 住民異動届の処理  
区民から、住民異動の届出を受けた時、区のシステムに入力した後、番号連携サーバを経由して中間サーバーに記録し、区の副本情報として管理する。
4. ①～⑥ 他市区町村への情報照会  
区は、端末等から照会要求を行う。情報提供ネットワークシステムにて、他市区町村の中間サーバーを照会し、その結果を区の端末にて受け取る。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
その必要性	住民に関する市区町村事務の処理の基礎として利用する ・住基法第7条において、住民基本台帳の記載項目と規定されるため ・番号法第19条 別表第二の事務において、符号の取得に利用するため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 印鑑登録情報、カード管理情報 )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、4情報、その他住民票関係情報については、住基法第7条各号で定められた項目であり、住民票への記載が必要な情報である。</li> <li>・業務関係情報については、住民異動に伴う他の行政手続きの案内を行うため、必要となる情報である。</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月
⑥事務担当部署	住民記録・戸籍課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他区市町村、地方公共団体情報システム機構 )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
②入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</li> </ul>

②入手の時期・頻度		[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ○ ] その他 ( サービス検索・電子申請機能、申請管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム )
③入手に係る妥当性		出生や異動の届出、他市区町村からの通知など、住民に関する記録項目への変更が発生する都度入手する。
④本人への明示		住民票への記載事項については、住基法第7条各号等により明示されている。
⑥使用目的 ※		住基法に基づき住民基本台帳へ記載し、住民に関する記録を正確かつ統一的行うとともに、各種行政サービスを正確に継続して提供するために使用する。
変更の妥当性		—
⑦使用の主体	使用部署 ※	住民記録・戸籍課、世田谷総合支所区民係、太子堂出張所、経堂出張所、北沢総合支所区民係、玉川総合支所区民係、用賀出張所、二子玉川出張所、砧総合支所区民係、烏山出張所、烏山総合支所区民係、マイナンバー担当課
	使用者数	[ 100人以上500人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		<ul style="list-style-type: none"> <li>届出や職権等に基づき、住民票の記載及び記載事項の修正を行う。</li> <li>本人等の請求に基づき、住民票の写し等の交付を行う。</li> <li>住所地市町村以外の市区町村長への住民票の写し請求に基づき、住民票の写しに関する情報を請求先の市区町村長に通知する。</li> <li>住民票の記載及び記載事項の修正を行った場合、本人確認情報を都道府県知事へ通知する。</li> <li>特例による転出の申請に基づき、転入地市町村へ転出証明書情報を送信する。</li> <li>住民に関する事務処理において使用する宛名情報を提供する。</li> <li>番号表別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムへ住民票関係情報を提供する。</li> </ul>
情報の突合 ※		窓口業務において本人確認書類に個人番号カードが使われた際に個人番号で単件検索を行う。
情報の統計分析 ※		個人番号を使用した統計分析は行わず、区政の基礎資料となる人口統計、事務処理件数の確認のための統計のみを行う。
権利利益に影響を与える決定 ※		該当なし
⑨使用開始日		平成27年6月1日
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>		
委託の有無 ※		[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件
委託事項1		住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、コンビニ交付システム、窓口支援システム(以下、「住民記録システム等」という。)の保守・運用
①委託内容		住民記録システム等のパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
その妥当性		住民記録事務の遂行にあたっては、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民に関する記録の適正な管理を図り、住民に関する記録を正確かつ統一的行うために必要な範囲の特定個人情報を有している住民記録システムの安定的な運営が不可欠であり、当該システムの円滑な保守業務を行う上で、住民基本台帳のデータベース等を含むシステム上のあらゆる情報を取り扱う必要がある。

③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	契約した委託先は、区ホームページにて公表している。	
⑥委託先名	富士通Japan株式会社、株式会社世田谷サービス公社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業務の附属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、再受託者に、当該委託契約書に記載された情報セキュリティに関する特記事項を遵守させるとともに、再受託者の氏名、再委託の内容及び業務執行場所を、区に事前に通知し、その承認を得ることを委託契約上の条件としている。
	⑨再委託事項	住民基本台帳ネットワークシステムのアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査等
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項6～10</b>		
<b>委託事項11～15</b>		
<b>委託事項16～20</b>		
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>		
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 58 ) 件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 1 ) 件 [ ] 行っていない	
提供先1	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の1	
②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項(以下、「住民票関係情報」という)であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先2～5</b>		
提供先2	全国健康保険協会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の2	
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	

③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先3</b>	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の3
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先4</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の4
②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線

⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先5</b>	全国健康保険協会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の6	
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先6～10</b>		
<b>提供先6</b>	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の8	
②提供先における用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	







	[ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先12</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の23
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先13</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の27
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先14</b>	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の30
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先15</b>	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の31
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先16～20</b>	
<b>提供先16</b>	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の34
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者

⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先17</b>	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の35
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先18</b>	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の37
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先19</b>	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会

①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の38
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先20</b>	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の39
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

提供先21～25	
<b>提供先21</b>	国家公務員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の40
②提供先における用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先22</b>	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の42
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先23</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の48
②提供先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

⑥提供方法	<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先24</b>	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の53	
②提供先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先25</b>	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の54	
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先26～30</b>		
<b>提供先26</b>	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の57	
②提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満



	4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先27</b>	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の58
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先28</b>	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の59
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先29</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の61
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの

③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先30</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の62
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先31～35</b>	
<b>提供先31</b>	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の66
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>提供先32</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の67
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先33</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の70
②提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先34</b>	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の74
②提供先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )

⑥提供方法	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先35</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の77
②提供先における用途	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先36～40</b>	
<b>提供先36</b>	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の80
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先37</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の84
②提供先における用途	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満

	5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先38</b>	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の85の2
②提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先39</b>	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の89
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先40</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の91

平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の宝施者たる政府が支給するものとの

②提供先における用途	平成八年法律第八十二号附則第三十二條第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八條第一項に規定する指定基金	
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先41～45</b>		
<b>提供先41</b>	平成八年法律第八十二号附則第三十二條第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八條第一項に規定する指定基金	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の92	
②提供先における用途	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先42</b>	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の94	
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙

⑦時期・頻度	随時
<b>提供先43</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の96
②提供先における用途	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先44</b>	都道府県知事又は保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の97
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先45</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の101
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者





②提供先における用途	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先49</b>	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の106
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先50</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の107
②提供先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )

⑦時期・頻度	随時
<b>提供先51～55</b>	
<b>提供先51</b>	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の108
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先52</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の111
②提供先における用途	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先53</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の112
②提供先における用途	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線

⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先54</b>	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の113	
②提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先55</b>	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の114	
②提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先56～60</b>		
<b>提供先56</b>	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の116	
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満

④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先57</b>	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の117	
②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先58</b>	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の120	
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先59</b>	世田谷区教育委員会事務局学務課	
①法令上の根拠	番号法第19条第11号 (条例による利用)	



移転先1	DX推進担当課、学務課、課税課、納税課、学校健康推進課、国保・年金課、介護保険課、保険料収納課、子ども家庭課、各総合支所生活支援課、健康企画課、健康推進課、住民接種担当課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例による利用）	
②移転先における用途	区の運用する事務処理システムにて、基本情報として使用する。	
③移転する情報	住民票関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他（	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	<世田谷区における措置> 世田谷区事務センターにおいて、以下の対策を実施している。 ①外部進入防止：外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ ②入退室管理：ICカード＋手のひら静脈認証、要員所在管理システム ③持込・持出防止：金属探知機、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理  申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管している。  <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。  <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	住民基本台帳法に基づく事務であるため、消除後150年度が経過することがない限り消去はしない。

<p>③消去方法</p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt;  ①データベースに記録されたデータは、システム機能にて完全に消去する。  ②申請書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;  ①特定個人情報の消去は世田谷区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。  ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;  ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。  ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしながら確実にデータを消去する。  ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>
<p>7. 備考</p>	
<p>—</p>	

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

### (1) 住民基本台帳ファイル

#### 【住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)】

- ・氏名(ローマ字、漢字を含む)
- ・旧氏
- ・通称
- ・通称を記載した年月日
- ・通称を記載した市区町村
- ・通称を削除した年月日
- ・通称を削除した市区町村
- ・生年月日(和暦・西暦)
- ・性別
- ・世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- ・世帯主である旨(世帯主である場合)
- ・戸籍の表示(本籍・筆頭者)
- ・住民となった年月日
- ・住所(郵便番号、方書を含む。)
- ・住所を定めた年月日
- ・届出の年月日
- ・転入前住所(国外を含む。)
- ・個人番号
- ・選挙人名簿への登録の有無
- ・国民健康保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日
- ・後期高齢者医療の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日
- ・介護保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日
- ・国民年金の被保険者該当の有無、基礎年金番号、種別、種別の変更があった年月日、資格取得・喪失年月日
- ・児童手当の受給開始・終了年月
- ・住民票コード
- ・外国人住民となった年月日
- ・国籍・地域
- ・中長期在留者である旨
- ・在留資格
- ・在留期間
- ・在留期間の満了の日
- ・在留カードの番号
- ・特別永住者である旨
- ・特別永住者証明書の番号
- ・一時庇護許可者である旨
- ・上陸期間
- ・仮滞在者である旨
- ・仮滞在期間
- ・出生又は国籍喪失による経過滞在外者である旨

#### 【住民票の除票固有の記載事項に当たる項目】

- ・消除事由(転出、改製、死亡等)
- ・転出先住所(予定)
- ・事由の生じた年月日(転出の場合にあっては、転出予定年月日又は転入通知に記載された転入日のいずれか早い日)

#### 【住民票のその他の項目】

- ・宛名番号
- ・世帯番号
- ・世帯員の並び順
- ・異動履歴として管理する各項目
- ・住民状態(住民)
- ・住民種別(日本人住民・外国人住民)
- ・証明書の交付履歴
- ・抑止フラグ
- ・備考
- ・メモ
- ・フリガナ(氏名、旧氏)
- ・フリガナ確認フラグ(氏名、旧氏)
- ・住所コード
- ・住所の郵便番号
- ・転入前住所の住所コード及びその郵便番号
- ・最終登録住所地
- ・住居地の届出の有無
- ・法第30条の46転入である旨
- ・法第30条の47届出である旨
- ・個人番号カードの発行状況



- ・成年被後見人の該当有無
- ・成年被後見人の審判確定日
- ・成年被後見人の登記日
- ・成年被後見人である旨を知った日
- ・改製記載年月日(改製記載の場合)
- ・再製記載年月日(再製記載の場合)
- ・シリアル番号(カード用署名用電子証明書、カード用利用者証明用電子証明書)

**【住民票の除票固有のその他の項目】**

- ・転出先住所(確定)
- ・届出の年月日
- ・転入通知年月日
- ・転出年月日(確定)
- ・改製消除年月日(改製消除の場合)
- ・住民状態(転出・死亡・消除等)
- ・転出先住所(予定)の住所コード及びその郵便番号
- ・転出先住所(確定)の住所コード及びその郵便番号

**【付帯事務情報】**

- ・支援措置関連の情報
- ・異動履歴情報
- ・証明書交付履歴情報

**【印鑑情報】**

- ・印鑑登録情報
- ・印鑑登録異動履歴
- ・印鑑証明書発行履歴
- ・印影情報

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	当区の区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が削除された者(以下「削除者」という。)を含む
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	住民記録・戸籍課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( )</li> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 自部署 )</li> </ul>
	[ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 直田線 [ <input type="checkbox"/> ] 市内通播システム

②入手方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他（住民記録システム）	
③入手の時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。	
④入手に係る妥当性	法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、住民からの申請等を受け、まず既存住基システムで情報を管理した上で、全国的なシステムである住基ネットに格納する必要があるため。	
⑤本人への明示	市町村CSが既存住基システムより本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)及び総務省告示第334号(第6-7(市町村長から都道府県知事への通知及び記録))に記載されている。	
⑥使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	住民記録・戸籍課、世田谷総合支所区民係、太子堂出張所、経堂出張所、北沢総合支所区民係、玉川総合支所区民係、用賀出張所、二子玉川出張所、砧総合支所区民係、烏山出張所、烏山総合支所区民係
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満
		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市区町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市区町村CS→都道府県サーバ)。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市区町村CS)。 ・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市区町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。	
	情報の突合 ※	・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。
	情報の統計分析 ※	個人に着目した分析・統計は行わず、本人確認情報の更新件数の集計等、事務処理実績の確認のための統計のみ行う。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし
⑨使用開始日	平成27年10月1日	
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input checked="" type="checkbox"/> 委託しない	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	住民基本台帳ネットワークシステムの保守・運用	
①委託内容	住民基本台帳ネットワークシステムのアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
		<選択肢> 1) 1万人未満

	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者 (平成27年10月の番号法施行日時点で住民である者、それ以後の届出・通知により住民となった者)	
	その妥当性	住民基本台帳ネットワークシステムの保守・運用を委託するため、システムで管理される全対象が範囲となる	
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ <input type="radio"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法		契約した委託先は、区ホームページにて公表している。	
⑥委託先名		富士通Japan株式会社、株式会社世田谷サービス公社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業務の附属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、再受託者に、当該委託契約書に記載された情報セキュリティに関する特記事項を遵守させるとともに、再受託者の氏名、再委託の内容及び業務執行場所を、区に事前に通知し、その承認を得ることを委託契約上の条件としている。	
	⑨再委託事項	住民基本台帳ネットワークシステムのアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査等	
<b>委託事項2～5</b>			
<b>委託事項6～10</b>			
<b>委託事項11～15</b>			
<b>委託事項16～20</b>			
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>			
提供・移転の有無	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている ( 2 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない		
提供先1	都道府県		
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)		
②提供先における用途	・市区町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・都道府県の執行機関に対し本人確認情報を提供する。		
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日		
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者 (平成27年10月の番号法施行日時点で住民である者、それ以後の届出・通知により住民となった者)		
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )		

⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。	
<b>提供先2～5</b>		
<b>提供先2</b>	都道府県及び地方公共団体情報システム機構	
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)	
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。	
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者 (平成27年10月の番号法施行日時点で住民である者、それ以後の届出・通知により住民となった者)	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(1年に1回程度)	
<b>提供先6～10</b>		
<b>提供先11～15</b>		
<b>提供先16～20</b>		
<b>移転先1</b>		
<b>移転先2～5</b>		
<b>移転先11～15</b>		
<b>移転先16～20</b>		
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>		
①保管場所 ※	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。	
②保管期間	期間	[ 20年以上 ]         <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)保管する。
③消去方法	本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。	
<b>7. 備考</b>		
-		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(2) 本人確認情報ファイル

1. 住民票コード
2. 漢字氏名
3. 外字数(氏名)
4. ふりがな氏名
5. 清音化かな氏名
6. 生年月日
7. 性別
8. 市町村コード
9. 大字・字コード
10. 郵便番号
11. 住所
12. 外字数(住所)
13. 個人番号
14. 住民となった日
15. 住所を定めた日
16. 届出の年月日
17. 市町村コード(転入前)
18. 転入前住所
19. 外字数(転入前住所)
20. 続柄
21. 異動事由
22. 異動年月日
23. 異動事由詳細
24. 旧住民票コード
25. 住民票コード使用年月日
26. 依頼管理番号
27. 操作者ID
28. 操作端末ID
29. 更新順番号
30. 異常時更新順番号
31. 更新禁止フラグ
32. 予定者フラグ
33. 排他フラグ
34. 外字フラグ
35. レコード状況フラグ
36. タイムスタンプ
37. 旧氏 漢字
38. 旧氏 外字数
39. 旧氏 ふりがな
40. 旧氏 外字変更連番

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	当区の区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)
その必要性	番号法第7条第2項(指定及び通知)に基づき、個人番号の付番対象者全員に当該個人番号を通知する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードはその者の申請により交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。市区町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(交付申請書等の送付先の情報) 番号省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて機構が行うこととされていることから、個人番号の通知、交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行のために、個人番号カードの券面記載事項のほか、交付申請書等の送付先に係る情報に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	住民記録・戸籍課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[ <input type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人 [ <input type="checkbox"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( ) [ <input type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( ) [ <input type="checkbox"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )

		[ ] 民間事業者 ( ) [ ○ ] その他 ( 自部署 )
②入手方法		[ ] 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ○ ] その他 ( 住民記録システム )
③入手の時期・頻度		使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する)。
④入手に係る妥当性		送付先情報の提供手段として住基ネットを用いるため、市区町村CSにデータを格納する必要がある。また、提供手段として電子記録媒体を用いる場合には、暗号化の機能を備える市区町村CSにおいて電子記録媒体を暗号化した後に提供する必要がある。
⑤本人への明示		市町村CSが既存住基システムより本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)及び平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7(市町村長から都道府県知事への通知及び記録))に記載されている。
⑥使用目的 ※		番号省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、個人番号の通知、交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、交付申請書等の送付先情報を提供するため。
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	住民記録・戸籍課、世田谷総合支所区民係、太子堂出張所、経堂出張所、北沢総合支所区民係、玉川総合支所区民係、用賀出張所、二子玉川出張所、砧総合支所区民係、烏山出張所、烏山総合支所区民係、マイナンバー担当課
	使用者数	[ 100人以上500人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市区町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。 ・新たに個人番号の通知対象者が生じた都度、機構に対し提供する(既存住基システム→市区町村CS→個人番号カード管理システム(機構))。
	情報の突合 ※	既存住基システムより抽出した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認するため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う)。
	情報の統計分析 ※	送付先情報ファイルに記録される個人情報を用いた統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし
⑨使用開始日		平成27年10月1日
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>		
委託の有無 ※		[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件
委託事項1		住民基本台帳ネットワークシステムの保守・運用
①委託内容		住民基本台帳ネットワークシステムのアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満



		4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者 (平成27年10月の番号法施行日時点で住民である者、それ以後の届出・通知により住民となった者)
	その妥当性	住民基本台帳ネットワークシステムの保守・運用を委託するため、システムで管理される全対象が範囲となる
	③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
	④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input type="radio"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
	⑤委託先名の確認方法	契約した委託先は、区ホームページにて公表している。
	⑥委託先名	富士通Japan株式会社、株式会社世田谷サービス公社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業務の附属業務について、やむを得ず再委託する必要があるときは、当該委託契約書に記載された「電算処理の業務委託契約の特記事項」を遵守させるとともに、再受託者の氏名、再委託の内容及び業務執行場所を、事前に区に通知し、その承認を得ることを委託契約上の条件としている。
	⑨再委託事項	住民基本台帳ネットワークシステムのアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査等
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項6～10</b>		
<b>委託事項11～15</b>		
<b>委託事項16～20</b>		
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>		
提供・移転の有無	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない	
提供先1	地方公共団体情報システム機構	
①法令上の根拠	総務省令による	
②提供先における用途	市区町村からの法令に基づく委任を受け、個人番号を通知し、交付申請書等を印刷し送付する。	
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日、交付申請書等の送付先の情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区の区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )	
⑦時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。	
<b>提供先2～5</b>		

提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
移転先2～5	
移転先11～15	
移転先16～20	
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
①保管場所 ※	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。
②保管期間	期間 [ 1年未満 ] <選択肢> 1) 1年未満                      2) 1年                              3) 2年 4) 3年                              5) 4年                              6) 5年 7) 6年以上10年未満    8) 10年以上20年未満    9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性
③消去方法	保存期間が到来した本人確認情報は、機構より指定された方法により、システム上、一括して消去する仕組みとする。
<b>7. 備考</b>	
—	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(3)送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号
2. 送付先郵便番号
3. 送付先住所 漢字項目長
4. 送付先住所 漢字
5. 送付先住所 漢字外字数
6. 送付先氏名 漢字項目長
7. 送付先氏名 漢字
8. 送付先氏名 漢字 外字数
9. 市町村コード
10. 市町村名 項目長
11. 市町村名
12. 市町村郵便番号
13. 市町村住所 項目長
14. 市町村住所
15. 市町村住所 外字数
16. 市町村電話番号
17. 交付場所名 項目長
18. 交付場所名
19. 交付場所名 外字数
20. 交付場所郵便番号
21. 交付場所住所 項目長
22. 交付場所住所
23. 交付場所住所 外字数
24. 交付場所電話番号
25. カード送付場所名 項目長
26. カード送付場所名
27. カード送付場所名 外字数
28. カード送付場所郵便番号
29. カード送付場所住所 項目長
30. カード送付場所住所
31. カード送付場所住所 外字数
32. カード送付場所電話番号
33. 対象となる人数
34. 処理年月日
35. 操作者ID
36. 操作端末ID
37. 印刷区分
38. 住民票コード
39. 氏名 漢字項目長
40. 氏名 漢字
41. 氏名 漢字 外字数
42. 氏名 かな項目長
43. 氏名 かな
44. 郵便番号
45. 住所 項目長
46. 住所
47. 住所 外字数
48. 生年月日
49. 性別
50. 個人番号
51. 第30条の45に規定する区分
52. 在留期間の満了の日
53. 代替文字変換結果
54. 代替文字氏名 項目長
55. 代替文字氏名
56. 代替文字住所 項目長
57. 代替文字住所
58. 代替文字氏名位置情報
59. 代替文字住所位置情報
60. 外字フラグ
61. 外字パターン
62. 旧氏 漢字
63. 旧氏 外字数
64. 旧氏 ふりがな
65. 旧氏 外字変更連番
66. ローマ字 氏名
67. ローマ字 旧氏

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	届出・申請等の窓口において、本人確認書類(身分証明書等)として写真付きの書類または複数点の書類の提示を求めるとともに、届出・申請内容と住民記録システムに入力された内容を複数人で確認し、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	届出・申請等の様式において届出/申請等を行う者が記載する部分は、住民基本台帳事務処理要領に掲載の参考様式をもとに、住民基本台帳業務に必要な項目のみに限っている。 住民票の記載等に係る住民基本台帳情報以外を登録できないことを、システム上で担保している。 住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することになるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
その他の措置の内容	住民記録ファイルを照会する他部署には各部署にとって必要な項目のみを表示させている
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・住民異動届出においては住基法第27条の規定に基づき、書面にて本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際には必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行っている。 ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施している。また、認証後は利用機能の認可機能により、その職員がシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を施している。 ・サービス検索・電子申請機能の画面では申請フォームが何のサービスにつながるものか明示しており、誤った申請を防止するよう措置を講じている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・窓口において、対面で本人確認資料(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・住民基本台帳情報の入力、削除及び訂正を行う際は、整合性を確保するため、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認し、届出・申請等の様式の行政側使用欄に確認結果を記載することとしている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・届出書等の書類については、入力及び確認作業の完了後に施錠して保管している。 ・既存住基システム端末等のディスプレイは来庁者から見えない場所に設置するとともに、のぞき見防止フィルターを装着している。 ・サービス検索・電子申請機能と区との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号利用業務以外または個人番号を必要としない業務では、個人番号が含まれない画面表示とする。</li> <li>・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。</li> </ul>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他業務からアクセスされる住民情報の基本情報を保持するテーブルと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理している。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 十分である ]</span> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> <span>2) 十分である</span> </div>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 行っている ]</span> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている</p> </div> <span>2) 行っていない</span> </div>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員証(ICカード)とパスワードの二要素によりユーザIDの認証を行う。</li> <li>・ユーザIDに付与されるアクセス権限によって、業務従事者が業務に必要な範囲の特定個人情報ファイルだけにアクセスすることができるように制御する。</li> <li>・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかに失効処理を行う。</li> </ul>
アクセス権限の発効・失効の管理	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 行っている ]</span> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている</p> </div> <span>2) 行っていない</span> </div>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発効管理: 人事異動があった場合や権限変更があった場合には書面にて決裁しシステムに反映させている。</li> <li>・失効管理: 退職した元職員や異動した職員等について、人事システムからのデータ連携を行い失効処理している。</li> <li>※発効、失効いずれの場合も、発効・失効作業を行った者以外の他の者が二重チェックを行い、正しく登録・削除されているかを確認する。</li> </ul>
アクセス権限の管理	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 行っている ]</span> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている</p> </div> <span>2) 行っていない</span> </div>
具体的な管理方法	共用IDは発効せず、個人に対してユーザIDを発行する。
特定個人情報の使用の記録	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 記録を残している ]</span> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 記録を残している</p> </div> <span>2) 記録を残していない</span> </div>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰が、いつ、どの情報にアクセスしたかについて、アクセスログを残して管理する。</li> <li>・特定個人情報のアクセスログについて、年一回以上随時分析し、業務時間帯以外のアクセス、業務上想定されない頻度のアクセスの有無がないか確認する。分析の結果は、情報システム管理者に報告する。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 十分である ]</span> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> <span>2) 十分である</span> </div>
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	定期的実施する情報セキュリティ研修等を通して、特定個人情報の業務外利用の禁止や漏洩時の罰則、アクセスログが確実に記録されていること等について、従業者に周知徹底する。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 十分である ]</span> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> <span>2) 十分である</span> </div>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	通常ユーザ用と管理者用にアクセス権限を分け、システムのバックアップデータ等の重要データには管理者権限のみがアクセスできるようにする。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 十分である ]</span> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> <span>2) 十分である</span> </div>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	



5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	移転は庁内ネットワークや庁内システム関連機のみであり、連携時のログ、アクセスログ等により記録する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法および条例の規定により、認められる範囲の特定個人情報の移転について、規定の範囲内において特定個人情報の提供を行う。 ・他の業務所管課より情報の移転・提供を求められた場合は、マスター利用申請書による申請が必要であり、審査の結果、承認されたものについてのみ、データの移転・提供を行っている。	
その他の措置の内容	設置された端末では、権限を持った職員の許可がなければ情報の取り出しができないようにしている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・情報の移転については、移転の記録が残る庁内連携システムを通して行うことで、不適切な移転を防止する。 ・他市区町村への情報提供については、情報提供ネットワーク接続用の端末でしか操作できず、また権限を持った職員しか操作できない仕組みとしている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・庁内連携では、番号法及び条例にて規定された部署のみ照会可能となっている。 ・庁内連携では、本業務で保有する情報をすべて連携することは行わず、限定された情報のみ照会対象としている。 ・移転に関する連携システムでの十分な検証	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢>

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p>&lt;中間サーバの運用における措置&gt;</p> <p>・情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;世田谷区における措置&gt;</p> <p>・庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することは行わず、番号法の規定及び条例に基づき認められる情報のみを提供する仕組みとしている。</p> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			



＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞  
 ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  
 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。  
 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。  
 ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。  
 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

**7. 特定個人情報の保管・消去**

**リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク**

①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>＜世田谷区における措置＞          世田谷区事務センターにおいて、以下の対策を実施している。          ①外部進入防止:外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ          ②入退館管理:ICカード+手のひら静脈認証、要員所在管理システム          ③持込・持出防止:金属探知機、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理</p> <p>＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞          ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。          ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞          ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。          ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>	
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>＜世田谷区における措置＞          ・住民記録システムへのアクセス時におけるICカード+パスワード認証          ・ウィルス対策ソフトウェアの導入          ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク</p> <p>＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞          ①中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。          ②中間サーバ・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。          ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞          ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。          ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準(第1.0版)」(令和4年10日「デジタル庁」以下「利田基準」という。))に相当する「ASCP」という。以下同</p>	

	<p>①第10版「令和4年10月」版。以下「利用基準」という。次に規定する「ASP」という。以下同じ。)</p> <p>②又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>
⑦バックアップ	<p>[ 十分に行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
⑧事故発生時手順の策定・周知	<p>[ 十分に行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
その内容	—
再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	<p>[ 保管している ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 保管している 2) 保管していない</p>
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住民基本台帳法施行令第34号第1項(保存)に定める期間(150年間)保管する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	住民基本台帳法および同施行令に規定される届出および記載等があった都度、住民基本台帳ファイルへの入力、削除および修正を行うとともに、住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)および第34条(調査)の規定に基づき、実態調査等を実施することにより、既存住基システムの情報が正確であることを確保する。
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	<p>[ 定めている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 定めている 2) 定めていない</p>
手順の内容	<p>・システム上、住民基本台帳法施行令第34条第1項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。</p> <p>・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉砕等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。</p> <p>・帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</p> <p>・廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>
その他の措置の内容	—

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>サーバ、端末(パソコン)、記録媒体、紙文書等の情報資産を廃棄する場合は、情報を復元できないように処置した上で廃棄する。機器リース終了による返却の場合も、同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紙文書は、溶解またはシュレッダー処分を行う。</li> <li>・電磁的な記録媒体は、破碎処理、電磁気破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行った上で廃棄する。</li> <li>・サーバ、パソコン等情報機器については、記録装置に対し、物理破壊、磁気破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行う。</li> <li>・データ消去を業者に委託した場合は、消去作業証明書を提出させる。</li> </ul>		

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出/申請等の窓口において届出/申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市区町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を既存住基システムに限定する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード等の提示を受け、本人確認を行う。 ・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カードの提示がない場合には、当区CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・既存住民基本台帳システムにおいて正確性が確保された本人確認情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 ・本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、当区で定める規程に基づいて管理し、保管する。
その他の措置の内容	システムでは対応できない事象が発生した際に、本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・操作者の認証を行う。 ・既存住基システム端末等のディスプレイは来庁者から見えない場所に設置するとともに、のぞき見防止フィルターを装着している。 ・機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ※市区町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市区町村システムで管理されるデータの安全保障対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市区町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する)を内蔵している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	市区町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムにおける市区町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市区町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市区町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市区町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	・アクセス権限の発効については、操作者の種別と設定する操作権限の対応表を作成し、対応表に基づいた権限発効を行う。 ・アクセス権限の失効については、退職者や異動者のアクセス権限の失効登録を速やかに行うとともに、操作者個別状況一覧表により、失効が適切に行われているか確認を行う。
アクセス権限の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者の種別と設定する操作権限の対応表を作成し、操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]      <選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。 ・事務外利用の禁止等について、システムの管理者と従業者に対するセキュリティ教育を年に1度行っている。 ・業務委託先には、契約書に記載された「電算処理の業務委託契約の特記事項(兼電算処理の個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項)」を遵守させる。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

その他、特定個人情報の使用にもよって、以下の措置を講じる

その他、特定個人情報の使用にめり、以下の指直を講じる。

- ・本人確認情報を確認した後は初期画面(ログイン画面)まで必ず戻す。
- ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。
- ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。
- ・大量のデータ出力に際しては、事前に端末機管理責任者の承認を得る。

**4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** [ ] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク  
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク  
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プライバシーマーク並びに国際規格ISO/ISE27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」認証のいずれも受けている事業者であることを業者選定の際の条件とする。</li> <li>・個人情報保護に関する規定や体制の整備、人的安全管理措置、技術的安全管理措置の3つについて確認する。</li> </ul>
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 制限している      2) 制限していない</span>
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。</li> <li>・閲覧/更新権限を持つものを必要最小限にする。</li> <li>・閲覧/更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。</li> <li>・閲覧/更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。</li> </ul>
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 記録を残している      2) 記録を残していない</span>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</li> <li>・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。</li> </ul>
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 定めている      2) 定めていない</span>
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記している。 また、委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば職員が調査することも可能としている。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先に提供する際、日付及び件数を記録した受け渡しの確認印を押印してもらい、区がそれを確認する。
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 定めている      2) 定めていない</span>
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約書に、以下の措置をとる旨を規定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報を記録した(ハードウェアを含む)媒体等を廃棄する場合は、電磁的記録の消去又は記録装置の破砕等を行い、個人情報の復元ができない状態にすること。</li> <li>・特定個人情報と同様、保管期間の過ぎたバックアップを、システムにて自動判別し消去する。</li> <li>・委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば職員が調査することも可能とする。</li> </ul>
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 定めている      2) 定めていない</span>
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データの秘密保持に関する事項</li> <li>・再委託の禁止又は制限に関する事項</li> <li>・情報資産の指示された目的外への使用及び第三者への提示の禁止に関する事項</li> <li>・データの複写及び複製の禁止に関する事項</li> <li>・事故発生時における報告義務に関する事項</li> <li>・情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項</li> <li>・データの授受及び搬送に関する事項</li> <li>・委託を受けた事業者等におけるデータの保管及び廃棄に関する事項</li> <li>・その他データの保護に関し必要な事項</li> <li>・前記各事項の定め違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項</li> </ul>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない      4) 再委託していない</span>

主体	
具体的な方法	・委託契約書において、委託業務で取り扱う情報の目的外使用や複写等の禁止、委託業務の終了後の情報の消去及び消去内容の報告、委託業務で使用するパソコン等の盗難防止対策の実施、システム用IDの適切な管理等の対策の実施、情報セキュリティに関する教育の実施等、情報セキュリティの確保に必要な人的・物的・技術的対策の実施を義務づけるとともに、再委託先に同様の事項を遵守させることを義務づけている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
<b>5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない</b>	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供を行う際に、提供記録（提供日時、操作者等）をシステム上で管理し、保存する。 なお、システム上、提供に係る処理を行ったものの提供が認められなかった場合についても記録を残す。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の移転はなされることがシステム上担保される。
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	相手方（都道府県サーバ）と市区町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の移転はなされることがシステム上担保される。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。 また、本人確認情報に変更が生じた際には、市区町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。  ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方（都道府県サーバ）と市区町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされることがシステム上担保される。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)</b>	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	

リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している      2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない      4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している      2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している      2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している      2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢>



⑤物理的対策	[ 十分に力を入れて行っている ]	1) 十分に力を入れて行っている 2) 十分に力を入れている 3) 十分に力を入っていない
具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋としている。</li> <li>・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置している。</li> <li>・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定している。</li> <li>・サーバ室内に設置したサーバは、全て鍵付のサーバラックに設置している。</li> <li>・監視設備として監視カメラ等を設置している。</li> </ul>	
⑥技術的対策	[ 十分に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 十分に力を入れて行っている 2) 十分に力を入れている 3) 十分に力を入っていない
具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正プログラム対策 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 本人確認情報の管理について定めた規程に基づき、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアへの対策を行う場合の手順等を整備する。 また、同規程に基づき、オペレーション管理に係る手順等を整備し、当該手順に従って、情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む)を定期的(コンピュータウイルス関連情報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一度)に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。</li> <li>・不正アクセス対策 本人確認情報の管理について定めた規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールを導入している。</li> </ul>	
⑦バックアップ	[ 十分に力を入れている ]	<選択肢> 1) 十分に力を入れて行っている 2) 十分に力を入れている 3) 十分に力を入っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に力を入れている ]	<選択肢> 1) 十分に力を入れて行っている 2) 十分に力を入れている 3) 十分に力を入っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住民基本台帳法施行令第34号第1項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 十分に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	住民基本台帳法および同施行令に規定される届出および記載等があった都度、住民基本台帳ファイルへの入力、削除および修正を行うとともに、住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)および第34条(調査)の規定に基づき、実態調査等を実施することにより、既存住基システムの情報が正確であることを確保する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 十分に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム上、住民基本台帳法施行令第34条第1項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。</li> <li>・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉砕等を行うことにより、内容を</li> </ul>	



### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3) 送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	送付先情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出・申請等の窓口において届出・申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	送付先情報の入手元を既存住基システムに限定する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号の生成元である機構が設置・管理する全国サーバから住民票コードに対応付く個人番号を適切に取得できることを、システムにより担保する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	既存住基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 なお、送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、一定期間経過後に市町村CSから自動的に削除する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・操作者の認証を行う。 ・既存住基システム端末等のディスプレイは来庁者から見えない場所に設置するとともに、のぞき見防止フィルターを装着している。 ・機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ※市区町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市区町村システムで管理されるデータの安全保障対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市区町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する)を内蔵している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	

C. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	市区町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムにおける市区町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市区町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市区町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市区町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・アクセス権限の発効については、操作者の種別と設定する操作権限の対応表を作成し、対応表に基づいた権限発効を行う。 ・アクセス権限の失効については、退職者や異動者のアクセス権限の失効登録を速やかに行うとともに、操作者個別状況一覧表により、失効が適切に行われているか確認を行う。
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者の種別と設定する操作権限の対応表を作成し、操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・送付先情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により送付先情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。 ・事務外利用の禁止等について、システムの管理者と従業者に対するセキュリティ教育を年に1度行っている。 ・業務委託先には、契約書に記載された「電算処理の業務委託契約の特記事項(兼電算処理の個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項)」を遵守させる。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

- その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。
- ・送付先情報を確認した後は初期画面(ログイン画面)まで必ず戻す。
  - ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。
  - ・送付先情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。
  - ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。

**4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** [ ] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク  
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク  
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プライバシーマーク並びに国際規格ISO/ISE27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」認証のいずれも受けている事業者であることを業者選定の際の条件とする。</li> <li>・個人情報保護に関する規定や体制の整備、人的安全管理措置、技術的安全管理措置の3つについて確認する。</li> </ul>
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 制限している 2) 制限していない</span>
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。</li> <li>・閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。</li> <li>・閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。</li> <li>・閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。</li> </ul>
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</span>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</li> <li>・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。</li> </ul>
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 定めている 2) 定めていない</span>
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記している。 また、委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば職員が調査することも可能としている。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先に提供する際、日付及び件数を記録した受け渡しの確認印を押印してもらい、区がそれを確認する。
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 定めている 2) 定めていない</span>
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約書に、以下の措置をとる旨を規定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報を記録した(ハードウェアを含む)媒体等を廃棄する場合は、電磁的記録の消去 又は記録装置の破砕等を行い、個人情報の復元ができない状態にすること。</li> <li>・特定個人情報と同様、保管期間の過ぎたバックアップを、システムにて自動判別し消去する</li> <li>・委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば職員が調査することも可能とする。</li> </ul>
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 定めている 2) 定めていない</span>
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データの秘密保持に関する事項</li> <li>・再委託の禁止又は制限に関する事項</li> <li>・情報資産の指示された目的外への使用及び第三者への提示の禁止に関する事項</li> <li>・データの複写及び複製の禁止に関する事項</li> <li>・事故発生時における報告義務に関する事項</li> <li>・情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項</li> <li>・データの授受及び搬送に関する事項</li> <li>・委託を受けた事業者等におけるデータの保管及び廃棄に関する事項</li> <li>・その他データの保護に関し必要な事項</li> <li>・前記各事項の定めに従った場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項</li> </ul>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの	[ 十分に行っている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</span>

情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ ] 十分に力を入れている	3) 十分に行っていない	4) 再委託していない
具体的な方法	・委託契約書において、委託業務で取り扱う情報の目的外使用や複写等の禁止、委託業務の終了後の情報の消去及び消去内容の報告、委託業務で使用するパソコン等の盗難防止対策の実施、システム用IDの適切な管理等の対策の実施、情報セキュリティに関する教育の実施等、情報セキュリティの確保に必要な人的・物的・技術的対策の実施を義務づけるとともに、再委託先に同様の事項を遵守させることを義務づけている。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			
<b>5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない</b>			
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供を行う際に、提供記録（提供日時、操作者等）をシステム上で管理し、保存する。 なお、システム上、提供に係る処理を行ったものの提供が認められなかった場合についても記録を残す。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	相手方（個人番号カード管理システム）と市区町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。		
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	相手方（個人番号カード管理システム）と市区町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。</p> <p>・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方（個人番号カード管理システム）と市区町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)</b>			
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			

リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>			
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 3) 十分に遵守していない	2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 3) 十分に整備していない	2) 十分に整備している
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 3) 十分に整備していない	2) 十分に整備している
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 3) 十分に周知していない	2) 十分に周知している
	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢>	

⑤物理的対策	[ 十分に力を入れて行っている ]	1) 十分に力を入れて行っている 2) 十分に力を入れている 3) 十分に力を入っていない
具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋としている。</li> <li>・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置している。</li> <li>・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定している。</li> <li>・サーバー室内に設置したサーバは、全て鍵付のサーバラックに設置している。</li> <li>・監視設備として監視カメラ等を設置している。</li> </ul>	
⑥技術的対策	[ 十分に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 十分に力を入れて行っている 2) 十分に力を入れている 3) 十分に力を入っていない
具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正プログラム対策 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 本人確認情報の管理について定めた規程に基づき、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアへの対策を行う場合の手順等を整備する。 また、同規程に基づき、オペレーション管理に係る手順等を整備し、当該手順に従って、情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む)を定期的(コンピュータウイルス関連情報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一度)に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。</li> <li>・不正アクセス対策 本人確認情報の管理について定めた規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールを導入している。</li> </ul>	
⑦バックアップ	[ 十分に力を入れている ]	<選択肢> 1) 十分に力を入れて行っている 2) 十分に力を入れている 3) 十分に力を入っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に力を入れている ]	<選択肢> 1) 十分に力を入れて行っている 2) 十分に力を入れている 3) 十分に力を入っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
⑩死者の個人番号	[ 保管していない ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 十分に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成/連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。 また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市区町村では保管しない。 そのため、送付先情報ファイルにおいて特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 十分に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。	
その他の措置の内容	-	



リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、一定期間経過後、市町村CSから削除される。          その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない。</p>		

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; ・実際の運用が評価書記載の内容と合致しているかについて、定期的にチェックを行う。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ・運用規則に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[ 特に力を入れて行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; 適正な個人情報の保護やリスク対策を図るため、監査計画を策定し、定期的及び必要に応じて随時、より客観的な評価ができる監査を実施し、監査の結果を踏まえて必要な改善を行う。監査に当たっては、以下の観点から実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価書記載事項と運用実態のチェック</li> <li>・ 個人情報保護に関する規程・体制整備</li> <li>・ 個人情報保護に関する人的安全管理措置</li> <li>・ 安全管理措置の周知・教育</li> <li>・ 個人情報保護に関する技術的安全管理措置</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を実施することとしている。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; ①職員に対して、年一回、セキュリティ研修を行う際に、評価書を配布し、評価書の内容理解及びその遵守を徹底する。 ②研修終了後に受講者アンケートを実施し、説明内容の理解度を測るほか、次回以降の研修資料等の見直しに活用する。 ③委託先事業者の従業者については、契約時の仕様書に個人情報保護遵守を明記し、委託先事業者の責任者の責において、研修・指導を行わせる。必要に応じて、研修資料等を提供させ、実効性を担保する。 ④違反行為を行った者に対しては、指導を行う。違反行為の程度によっては、懲戒の対象となりうる。また、全従業者に対して、違反事項発生を周知し、再発防止を徹底する。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>

### 3. その他のリスク対策

#### <世田谷区における措置>

・世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第7条及び同条例施行規則第6条の規定に基づき、マイナンバー制度セキュリティ会議を設置し、特定個人情報ファイルの取扱いに関する企画及び運用計画、セキュリティ対策等を審議する。

#### <中間サーバ・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

②中間サーバについて、地方公共団体にとって必要な意見を国やJ-LISに上げていく。

#### <ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区総務部区政情報課区政情報係
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	区ホームページ上に、請求先、請求方法、諸費用等について掲載する。
③手数料等	[ 無料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: )
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	住民基本台帳個人情報
公表場所	区政情報センター
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	世田谷区地域行政部住民記録・戸籍課住民記録 電話番号 03-5432-2236
②対応方法	電話による対応を受け付ける

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年8月1日
②しきい値判断結果	<p>[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる</p> <p>2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	<p>以下のとおり、区民意見募集を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区ホームページに掲載する。</li> <li>・広報広聴課窓口にて、「特定個人情報保護評価書」全文を閲覧できるようにする。</li> </ul>
②実施日・期間	令和5年8月25日(金)～令和5年9月24日(日)(30日間)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

### (別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	1-1-②事務の内容	なお、⑨の…認められる予定である。	なお、⑨の…認められる。	事後	
平成28年4月1日	1-2-②システムの機能	8. 管理機能 自動交付機カード等の管理機能	8. 管理機能 自動交付機カード等の管理機能 個人番号通知カード・個人番号カードの管理機能	事後	
平成28年4月1日	1-2-システム3-③他のシステムとの接続	【 】その他( )	【○】その他(CS, 個人番号カード管理システム)	事後	
平成28年4月1日	1-6-②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、10、15、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	
平成28年4月1日	1-7-①部署	地域窓口調整課	住民記録・戸籍課	事後	
平成28年4月1日	1-7-②所属長	地域窓口調整課長 和久 弘幸	住民記録・戸籍課長 加野 美帆	事後	
平成28年4月1日	(別添1)事務の内容(2)区市町村CSを中心とした事務の流れ	※ 図の「市町村」は「当区」を表す。また「市町村CS」は「当区CS」を表す。	※ 図の「市区町村」は「当区」を表す。また「区市町村CS」は「当区CS」を表す。	事後	
平成28年4月1日	II-2-⑥事務担当部署	地域窓口調整課	住民記録・戸籍課	事後	
平成28年4月1日	II-3-⑦使用の主体	地域窓口調整課、世田谷総合支所区民係、太子堂出張所、経堂出張所、北沢出張所、等々力出張所、用賀出張所、用賀出張所二子玉川分室、成城出張所、烏山出張所、烏山総合支所区民・戸籍係	住民記録・戸籍課、世田谷総合支所区民係、太子堂出張所、経堂出張所、北沢出張所、等々力出張所、用賀出張所、用賀出張所二子玉川分室、成城出張所、烏山出張所、烏山総合支所区民・戸籍係	事後	
平成28年4月1日	II-(2)-2-⑥事務担当部署	地域窓口調整課	住民記録・戸籍課	事後	
平成28年4月1日	II-(2)-3-⑦使用の主体	地域窓口調整課、世田谷総合支所区民係、太子堂出張所、経堂出張所、北沢出張所、等々力出張所、用賀出張所、用賀出張所二子玉川分室、成城出張所、烏山出張所、烏山総合支所区民・戸籍係	住民記録・戸籍課、世田谷総合支所区民係、太子堂出張所、経堂出張所、北沢出張所、等々力出張所、用賀出張所、用賀出張所二子玉川分室、成城出張所、烏山出張所、烏山総合支所区民・戸籍係	事後	
平成28年4月1日	II-(3)-2-⑥事務担当部署	地域窓口調整課	住民記録・戸籍課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	V-2-①連絡先	世田谷区地域行政部地域窓口調整課住民記録係	世田谷区地域行政部住民記録・戸籍課住民記録係	事後	
平成29年5月1日	VI-1-①実施日	平成28年4月1日	平成29年5月1日	事後	
平成29年10月15日	I-2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	(追加)	システム7について追加	事後	
平成29年10月15日	(別添1)事務の内容	(追加)	図中に「窓口支援システム」を追記	事後	
平成28年4月1日	II-(3)-3-⑦使用の主体	地域窓口調整課、世田谷総合支所区民係、太子堂出張所、経堂出張所、北沢出張所、等々力出張所、用賀出張所、用賀出張所二子玉川分室、成城出張所、烏山出張所、烏山総合支所区民・戸籍係	住民記録・戸籍課、世田谷総合支所区民係、太子堂出張所、経堂出張所、北沢出張所、等々力出張所、用賀出張所、用賀出張所二子玉川分室、成城出張所、烏山出張所、烏山総合支所区民・戸籍係	事後	
平成29年10月15日	II-(1)-3-⑦使用の主体	住民記録・戸籍課、世田谷総合支所区民係、太子堂出張所、経堂出張所、北沢出張所、等々力出張所、用賀出張所、用賀出張所二子玉川分室、成城出張所、烏山出張所、烏山総合支所区民・戸籍係	住民記録・戸籍課、世田谷総合支所区民係、太子堂出張所、経堂出張所、北沢総合支所区民係、玉川総合支所区民係、用賀出張所、用賀出張所二子玉川分室、砧総合支所区民係、烏山出張所、烏山総合支所区民・戸籍係	事後	
平成29年10月15日	II-(1)-4 委託事項1	SKY2住民記録システム、住基GW、住基ネットCS、GW証明発行システム(以下、「住民記録システム等」という。)の保守・運用	SKY2住民記録システム、住基GW、住基ネットCS、GW証明発行システム、窓口支援システム(以下、「住民記録システム等」という。)の保守・運用	事後	
平成29年10月15日	II-(1)-4-⑥委託先名	富士通株式会社、世田谷サービス公社	富士通株式会社、世田谷サービス公社、富士通FIP株式会社	事後	
平成29年10月15日	II-(2)-3-⑦使用の主体	住民記録・戸籍課、世田谷総合支所区民係、太子堂出張所、経堂出張所、北沢出張所、等々力出張所、用賀出張所、用賀出張所二子玉川分室、成城出張所、烏山出張所、烏山総合支所区民・戸籍係	住民記録・戸籍課、世田谷総合支所区民係、太子堂出張所、経堂出張所、北沢総合支所区民係、玉川総合支所区民係、用賀出張所、用賀出張所二子玉川分室、砧総合支所区民係、烏山出張所、烏山総合支所区民・戸籍係	事後	
平成29年10月15日	II-(3)-3-⑦使用の主体	住民記録・戸籍課、世田谷総合支所区民係、太子堂出張所、経堂出張所、北沢出張所、等々力出張所、用賀出張所、用賀出張所二子玉川分室、成城出張所、烏山出張所、烏山総合支所区民・戸籍係	住民記録・戸籍課、世田谷総合支所区民係、太子堂出張所、経堂出張所、北沢総合支所区民係、玉川総合支所区民係、用賀出張所、用賀出張所二子玉川分室、砧総合支所区民係、烏山出張所、烏山総合支所区民・戸籍係	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月1日	I-6-②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)	事後	
平成30年5月1日	I-7-②所属長	住民記録・戸籍課長 加野 美帆	住民記録・戸籍課長 住谷 純子	事後	
平成30年5月1日	II-(1)-5提供・移転の有無	57件	58件	事後	
平成30年5月1日	II-(1)-5-提供先6	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
平成30年5月1日	II-(1)-5-提供先9	都道府県知事	都道府県知事又は市町村長	事後	
平成30年5月1日	II-(1)-5-提供先35~37	II-5-提供先35 II-5-提供先36 II-5-提供先37	II-5-提供先36 II-5-提供先37 II-5-提供先38	事後	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月1日	Ⅱ-(1)-5-提供先35	(追加)	<p>市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)</p> <p>番号法第19条第7号 別表第2の74</p> <p>児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であって主務省令で定めるもの</p> <p>10万人以上100万人未満</p> <p>住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者</p> <p>[○] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>随時</p>	事後	
平成30年5月1日	Ⅱ-(1)-5-提供先38~53	Ⅱ-5-提供先38 Ⅱ-5-提供先39 Ⅱ-5-提供先40 Ⅱ-5-提供先41 Ⅱ-5-提供先42 Ⅱ-5-提供先43 Ⅱ-5-提供先44 Ⅱ-5-提供先45 Ⅱ-5-提供先46 Ⅱ-5-提供先47 Ⅱ-5-提供先48 Ⅱ-5-提供先49 Ⅱ-5-提供先50 Ⅱ-5-提供先51 Ⅱ-5-提供先52 Ⅱ-5-提供先53	Ⅱ-5-提供先40 Ⅱ-5-提供先41 Ⅱ-5-提供先42 Ⅱ-5-提供先43 Ⅱ-5-提供先44 Ⅱ-5-提供先45 Ⅱ-5-提供先46 Ⅱ-5-提供先47 Ⅱ-5-提供先48 Ⅱ-5-提供先49 Ⅱ-5-提供先50 Ⅱ-5-提供先51 Ⅱ-5-提供先52 Ⅱ-5-提供先53 Ⅱ-5-提供先54 Ⅱ-5-提供先55	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月1日	II-(1)-5-提供先39	(追加)	<p>特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長</p> <p>番号法第19条第7号 別表第2の85の2</p> <p>特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であって主務省令で定めるもの</p> <p>10万人以上100万人未満</p> <p>住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者</p> <p>[○] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>随時</p>	事後	
平成30年5月1日	II-(1)-5-提供先54	<p>II-5-提供先54</p> <p>厚生労働大臣</p> <p>番号法第19条第7号 別表第2の117</p> <p>年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であって主務省令で定めるもの</p> <p>10万人以上100万人未満</p> <p>住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者</p> <p>[○] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>随時</p>	<p>II-5-提供先56</p> <p>都道府県知事</p> <p>番号法第19条第7号 別表第2の119</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であって主務省令で定めるもの</p> <p>10万人以上100万人未満</p> <p>住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者</p> <p>[○] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>随時</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月1日	II-(1)-5-提供先55	都道府県知事 番号法第19条第7号 別表第2の120 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの 10万人以上100万人未満 住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者 〔〇〕 情報提供ネットワークシステム 随時	(削除)	事後	
平成30年5月1日	II-(1)-5-提供先56～57	II-5-提供先56 II-5-提供先57	II-5-提供先57 II-5-提供先58	事後	
平成30年5月1日	V-2-①連絡先	世田谷区地域行政部住民記録・戸籍課住民記録係 電話番号 03-5432-2236	世田谷区地域行政部住民記録・戸籍課住民記録 電話番号 03-6413-9481	事後	
平成30年5月1日	VI-1-①実施日	平成29年4月1日	平成30年5月1日	事後	
平成31年4月1日	I-7-②所属長の役職名 (旧:所属長)	住民記録・戸籍課長 住谷 純子	住民記録・戸籍課長	事後	
平成31年4月1日	VI-1-①実施日	平成30年5月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年7月16日	II-3(1)、(2)、(3) ⑦	用賀出張所二子玉川分室	二子玉川出張所	事後	
令和1年7月23日	I-2 システム3 ②システムの機能	4. 本人確認情報検索 :～入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の～	4. 本人確認情報検索 :～入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の～	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月23日	I-4 ①事務実施上の必要性	3. 送付先情報ファイル :~機構に委任することを予定しており、機構に通知カード及び~	3. 送付先情報ファイル :~機構に委任しており、機構に通知カード及び~	事後	
令和1年7月23日	I-5 法令上の根拠	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) (略)	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (略)	事後	
令和1年7月23日	(別添1)事務の内容《住民基本台帳に関する事務の内容(2)区市町村CSを中心とした事務の流れ》(備考)	1. 本人確認情報の更新に関する事務 1-①.住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける。	1. 本人確認情報の更新に関する事務 1-①.住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。	事後	
令和1年7月23日	(別添1)事務の内容《住民基本台帳に関する事務の内容(2)区市町村CSを中心とした事務の流れ》(備考)	2. 本人確認に関する事務 2-①.住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける。	2. 本人確認に関する事務 2-①.住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。	事後	
令和1年7月23日	(別添1)事務の内容《住民基本台帳に関する事務の内容(2)区市町村CSを中心とした事務の流れ》(備考)	3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) (略) 3-②.統合端末から、市町村CSを經由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う。 (略) 3-⑤.市町村CSより、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。	3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) (略) 3-②.統合端末から、市町村CSを經由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う(※特定個人情報を含まない)。 (略) 3-⑤.市町村CSより、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報(※特定個人情報を含まない)を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。	事後	
令和1年7月23日	(別添1)事務の内容《住民基本台帳に関する事務の内容(2)区市町村CSを中心とした事務の流れ》(備考)	4. 本人確認情報検索に関する事務 4-①.基本4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。	4. 本人確認情報検索に関する事務 4-①.住民票コード、個人番号又は基本4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。	事後	
令和1年7月23日	II(1)-6 ②	削除後5年度が経過することがない限り消去はしない。	削除後150年度が経過することがない限り消去はしない。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月23日	II(2)-2 ⑤保有開始日	平成27年6月	削除	事後	
令和1年7月23日	II(2)-3 ⑧使用方法	・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	事後	
令和1年7月23日	II(2)-3 ⑨使用開始日	平成27年6月1日	削除	事後	
令和1年7月23日	II(2)-6 ②	略)総務省告示第334号(第6-8(1)市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間(5年間)保管する。	略)住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	事後	
令和1年7月23日	II(3)-2 ⑤保有開始日	平成27年6月	削除	事後	
令和1年7月23日	II (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 (2)本人確認情報ファイル	・漢字氏名 ・ふりがな氏名 ・清音化かな氏名 ・外字数(氏名) ・性別 ・生年月日 ・郵便番号 ・市町村コード ・大字・字コード ・住所 ・外字数(住所) ・住民となった日 ・住所を定めた日 ・届出の年月日 ・市町村コード(転入前) ・転入前住所 ・外字数(転入前住所) ・続柄 ・異動事由 ・異動年月日 ・異動事由詳細 ・操作者ID ・操作端末ID ・更新順番号 ・依頼管理番号 ・異常時更新順番号 ・更新禁止フラグ ・予定者フラグ ・排他フラグ ・外字フラグ ・レコード状況フラグ ・タイムスタンプ ・住民票コード ・住民票コード使用年月日 ・旧住民票コード ・個人番号	1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏 漢字、38. 旧氏 外字数、39. 旧氏 ふりがな、40. 旧氏 外字変更連番	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月23日	II (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 (3) 送付先情報ファイル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名 漢字、・氏名 漢字項目長、・氏名 漢字外字数、・氏名 かな、・氏名 かな項目長、・性別、・生年月日、・郵便番号、・住所、・住所 項目長、・住所 外字数、・第30条の45に規定する区分、・在留期間の満了の日、・代替文字変換結果、・代替文字氏名 項目長、・代替文字氏名、・代替文字住所 項目長、・代替文字住所、・代替文字氏名位置情報、・代替文字住所位置情報、・外字フラグ、・外字パターン、・送付先管理番号、・送付先郵便番号、・送付先住所漢字項目長、・送付先住所 漢字、・送付先住所 漢字 外字数、・送付先氏名 漢字項目長、・送付先氏名 漢字、・送付先氏名 漢字 外字数、・市町村コード、・市町村名 項目長、・市町村名、・市町村郵便番号、・市町村住所 項目長、・市町村住所、・市町村住所 外字数、・交付場所名 項目長、・交付場所名、・交付場所名 外字数、・交付場所住所 項目長、・交付場所住所、・交付場所住所 外字数、・交付場所電話番号、・カード送付場所名 項目長、・カード送付場所名、・カード送付場所名 外字数、・カード送付場所郵便番号、・カード送付場所住所 項目長、・カード送付場所住所、・カード送付場所住所 外字数、・カード送付場所電話番号、・対象となる人数、・処理年月日、・操作者ID、・操作端末ID、・印刷区分、・住民票コード、・個人番号</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン、62. 旧氏漢字、63. 旧氏 外字数、64. 旧氏 フリガナ、65. 旧氏 外字変更連番、66. ローマ字氏名、67. ローマ字 旧氏</li> </ol>	事後	
令和1年7月23日	III(1)-7 ⑩ 具体的な保存方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳においては死者も除票住民票として管理しているため、現存者と同様の管理となっている</li> </ul>	<p>生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住民基本台帳法施行令第34号第3項(保存)に定める期間(150年間)保管する。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月23日	Ⅲ(1)-7 リスク3 手順の内容	住民基本台帳ファイルに記録された、住民票削除後5年度を経過したデータについて、年に1度(毎年4~5月)に処理を実施し、当該データが物理抹消されていることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム上、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。</li> <li>・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。</li> <li>・帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</li> <li>・廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。</li> </ul>	事後	
令和1年7月23日	Ⅲ(2)-7 ⑩ 具体的な保存方法	略)総務省告示第334号(第6-8(1)市区町村長における本人確認情報の消去)に定める期間保管する。	略)住民基本台帳法施行令第34号第3項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	事後	
令和1年7月23日	Ⅲ(2)-7 リスク3 手順の内容	・システム上、総務省告示第334号(第6-8(1)市区町村長における本人確認情報の消去)に定める保存期間を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。(略)	・システム上、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。(略)	事後	
令和1年7月23日	Ⅲ(3)送付先情報ファイル-2 リスク3 特定個人情報の正確性担保の措置の内容	(略) なお、送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、送付後速やかに市町村CSから削除する。 そのため、入手から削除までのサイクルがごく短期間であることから、入手から削除の間の正確性を維持するための特段の対策は講じない。	(略) なお、送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、一定期間経過後に市町村CSから自動的に削除する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月23日	Ⅲ(3)送付先情報ファイル 7 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	(略)システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。	(略)システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。	事後	
令和1年7月23日	Ⅲ(3)送付先情報ファイル 7 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、速やかに市町村CSから削除される。その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない予定である。	送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、一定期間経過後、市町村CSから削除される。その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない。	事後	
令和1年7月23日	Ⅲ(1)3. 特定個人情報の使用 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。 ・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかに失効処理を行う。	・職員証(ICカード)とパスワードの二要素によりユーザIDの認証を行う。 ・ユーザIDに付与されるアクセス権限によって、業務従事者が業務に必要な範囲の特定個人情報ファイルだけにアクセスすることができるように制御する。 ・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかに失効処理を行う。	事後	
令和1年7月23日	Ⅲ(1)3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	誰が、いつ、どの情報にアクセスしたかについて、アクセスログを残して管理する。	・誰が、いつ、どの情報にアクセスしたかについて、アクセスログを残して管理する。 ・特定個人情報のアクセスログについて、年一回以上随時分析し、業務時間帯以外のアクセス、業務上想定されない頻度のアクセスの有無がないか確認する。分析の結果は、情報システム管理者に報告する。	事後	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月23日	IV その他のリスク 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p>&lt;世田谷区における措置&gt;</p> <p>①職員に対して、年一回、セキュリティ研修を行う際に、評価書を配布し、内容理解及びその遵守を徹底する。</p> <p>②委託先事業者の従業者については、契約時の仕様書に個人情報保護遵守を明記し、委託先事業者の責任者の責において、研修・指導を行わせる。必要に応じて、研修資料等を提供させ、実効性を担保する。</p> <p>③違反行為を行った者に対しては、指導を行う。違反行為の程度によっては、懲戒の対象となりうる。また、全従業者に対して、違反事項発生を周知し、再発防止を徹底する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt;</p> <p>①職員に対して、年一回、セキュリティ研修を行う際に、評価書を配布し、評価書の内容理解及びその遵守を徹底する。</p> <p>②研修終了後に受講者アンケートを実施し、説明内容の理解度を測るほか、次回以降の研修資料等の見直しに活用する。</p> <p>③委託先事業者の従業者については、契約時の仕様書に個人情報保護遵守を明記し、委託先事業者の責任者の責において、研修・指導を行わせる。必要に応じて、研修資料等を提供させ、実効性を担保する。</p> <p>④違反行為を行った者に対しては、指導を行う。違反行為の程度によっては、懲戒の対象となりうる。また、全従業者に対して、違反事項発生を周知し、再発防止を徹底する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月23日	IV その他のリスク 3. その他のリスク対策	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>②中間サーバーについて、地方公共団体にとって必要な意見を国やJ-LISに上げていく。</p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt;</p> <p>・世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第7条及び同条例施行規則第6条の規定に基づき、マイナンバー制度セキュリティ会議を設置し、特定個人情報ファイルの取扱いに関する企画及び運用計画、セキュリティ対策等を審議する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>②中間サーバーについて、地方公共団体にとって必要な意見を国やJ-LISに上げていく。</p>	事後	
令和2年9月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	<p>(略)</p> <p>⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知</p> <p>⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会</p> <p>⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更</p> <p>⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付</p> <p>⑩個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>⑪個人番号の通知及び個人番号カードの交付</p>	<p>(略)</p> <p>⑥住民票を削除した又は住民票を改製した際に削除した住民票又は改製前の住民票(以下「除票」という。)を除票簿として保存</p> <p>⑦除票に記載されている者の請求による除票の写し等の交付</p> <p>⑧住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知</p> <p>⑨地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会</p> <p>⑩住民からの請求に基づく住民票コードの変更</p> <p>⑪個人番号の指定及び通知、個人番号カードの交付</p> <p>⑫個人番号カード等を用いた本人確認</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カードならびに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。	なお、⑩の個人番号の指定及び通知、個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。	事後	
令和2年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	8. カード管理機能 自動交付機カード等の管理機能 個人番号通知カード・個人番号カードの管理機能	8. 個人番号カード管理機能	事後	
令和2年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	7. 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	7. 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して個人番号の通知及び個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等の送付を行うため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	事後	
令和2年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	2. 自動交付機 庁内にある証明書自動交付機と連携して証明書自動交付を行う機能	(項目削除)	事後	
令和2年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	3. マイナンバーカード専用証明書自動交付機	2. マイナンバーカード専用証明書自動交付機	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月1日	I 基本情報 4. 特定個人情報を取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	3. 送付先情報ファイル 市区町村長が個人番号を指定した際は通知カードの形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市区町村から、機構に委任しており、機構に通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。	3. 送付先情報ファイル 市区町村長が個人番号を指定した際は全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。個人番号の通知及び個人番号カード交付申請書等の送付については、事務効率化等の観点から、市区町村から、機構に委任しており、機構に交付申請書等の送付先情報を提供する。	事後	
令和2年9月1日	I 基本情報 5. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条の1(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条の1(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第15条の2(除票簿) ・第15条の3(除票の記載事項) ・第15条の4(除票の写し等の交付) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	
令和2年9月1日	(別添1)事務内容 備考	(略) 6. 都知事に対する通知・・・住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 7. 機構への照会・・・地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 8. 住民票コードの変更・・・住民からの請求に基づく住民票コードの変更 9. 個人番号の通知等・・・個人番号の指定及び通知、個人番号カードの交付 (略)	(略) 6. 除票簿の作成・・・住民票を削除した又は住民票を改製した際に削除した住民票又は改製前の住民票を保存 7. 除票の写し等の交付・・・除票に記載されている者の請求による除票の写し等の交付 8. 都知事に対する通知・・・住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 9. 機構への照会・・・地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 10. 住民票コードの変更・・・住民からの請求に基づく住民票コードの変更 11. 個人番号の通知等・・・個人番号の指定及び通知、個人番号カードの交付 (略)	事後	
令和2年9月1日	(別添1)事務内容	⑨通知カード 個人番号カード	⑩個人番号カード 備考の修正に沿って項番修正	事後	
令和2年9月1日	II ファイルの概要(1) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署※	住民記録・戸籍課、世田谷総合支所区民係、太子堂出張所、経堂出張所、北沢総合支所区民係、玉川総合支所区民係、用賀出張所、二子玉川出張所、砧総合支所区民係、烏山出張所、烏山総合支所区民・戸籍	住民記録・戸籍課、世田谷総合支所区民係、太子堂出張所、経堂出張所、北沢総合支所区民係、玉川総合支所区民係、用賀出張所、二子玉川出張所、砧総合支所区民係、烏山出張所、烏山総合支所区民・戸籍、番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月1日	II ファイルの概要(1) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法※ 情報の突合※	窓口業務において本人確認書類に通知カード、個人番号カードが使われた際に個人番号で単件検索を行う。	窓口業務において本人確認書類に個人番号カードが使われた際に個人番号で単件検索を行う。	事後	
令和2年9月1日	II ファイルの概要(1) 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ⑥委託先名	富士通株式会社、世田谷サービス公社、富士通FIP株式会社	富士通株式会社、世田谷サービス公社、富士通エフ・アイ・ピー株式会社	事後	
令和2年9月1日	II ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	②提供先における用途 健康保険法第5第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	②提供先における用途 健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和2年9月1日	II ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	③提供する情報 住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(以下、「住民票関係情報」という)であって主務省令で定めるもの	③提供する情報 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項(以下、「住民票関係情報」という)であって主務省令で定めるもの	事後	
令和2年9月1日	II ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4	②提供先における用途 船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行なうこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	②提供先における用途 船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行なうこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和2年9月1日	II ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先8	②提供先における用途 ～若しくは特例障害児相談支給給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	②提供先における用途 ～若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和2年9月1日	II ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	各総合支所生活支援課、保健福祉課、健康づくり課、情報政策課、課税課、納税課、生活福祉担当課、国保・年金課、保険料収納課、障害施策推進課、障害者地域生活課、高齢福祉課、介護保険課、子ども育成推進課、児童課、保育課、子ども家庭課、健康企画課、健康推進課、感染症対策課、生活保健課、住宅課	各総合支所保健福祉センター生活支援課、各総合支所保健福祉センター健康づくり課、ICT推進課、課税課、納税課、保健福祉政策課、生活福祉課、国保・年金課、保険料収納課、高齢福祉課、介護保険課、障害施策推進課、障害者地域生活課、子ども育成推進課、児童課、子ども家庭課、保育課、健康企画課、健康推進課、感染症対策課、生活保健課、住宅管理課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月1日	(別添2)ファイル記録項目 (1) 住民基本台帳ファイル <付帯事務情報>	・自動交付機カード情報	削除	事後	
令和2年9月1日	(別添2)ファイル記録項目 (1) 住民基本台帳ファイル	<カード利用者管理情報> ・自動交付カード情報 ・自動交付カード履歴 ・自動交付カード資格情報 ・自動交付カード資格履歴	削除	事後	
令和2年9月1日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ ①連絡先	世田谷区地域行政部住民記録・戸籍課住民記 録 電話番号 03-6413-9481	世田谷区地域行政部住民記録・戸籍課住民記 録 電話番号 03-5432-2236	事後	
令和2年9月1日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成31年4月1日	令和2年9月1日	事後	
令和2年9月1日	II ファイルの概要 (1)(提供先 21～61) 提供先29	地方公務員等共済組合又は全国市町村職員共 済組合連合会	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済 組合連合会	事後	
令和2年9月1日	II ファイルの概要 (1)(提供先 21～61) 提供先45		追加	事後	
令和2年9月1日	II ファイルの概要 (1)(提供先 21～61) 提供先51		追加	事後	
令和2年9月1日	II ファイルの概要 (1)(提供先 21～61) 提供先57 ②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教 育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支 援事業の実施に関する事務であって主務省令 で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教 育・保育給付若しくは子育てのための施設等利 用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事 業の実施に関する事務であって主務省令で定 めるもの	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月1日	II ファイルの概要 (1)(提供先21～61) 提供先58		追加	事後	
令和2年9月1日	II ファイルの概要 (1)(提供先21～61) 提供先59 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の119	番号法第19条第7号 別表第2の120	事後	
令和2年9月1日	II ファイルの概要 (1)(提供先21～61) 提供先60 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号 (条例による利用)	番号法第19条第10号 (条例による利用)	事後	
令和2年9月1日	II ファイルの概要 (3) 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲※ その必要性	番号法第7条第2項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市区町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する	番号法第7条第2項(指定及び通知)に基づき、個人番号の付番対象者全員に当該個人番号を通知する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードはその者の申請により交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。市区町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	
令和2年9月1日	II ファイルの概要 (3) 2. 基本情報 ④記録される項目 その他妥当性	・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、法令に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報に係る情報を記録する必要がある。	・その他(交付申請書等の送付先の情報) 機構に対し、法令に基づき個人番号の通知、交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、交付申請書等の送付先に係る情報に係る情報を記録する必要がある。	事後	
令和2年9月1日	II ファイルの概要 (3) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	法令に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	法令に基づく委任を受けて個人番号の通知、交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、交付申請書等の送付先情報を提供するため。	事後	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月1日	II ファイルの概要(3) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法※	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市区町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市区町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。(令和2年5月24日まで)	事後	
令和2年9月1日	II ファイルの概要(3) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く.) 提供先1 ②提供先における用途	市区町村からの法令に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市区町村からの法令に基づく委任を受け、個人番号を通知し、交付申請書等を印刷し送付する。	事後	
令和2年9月1日	II ファイルの概要(3) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く.) 提供先1 ③提供する情報	～、通知カード及び交付申請書の送付先の情報	～、交付申請書等の送付先の情報	事後	
令和2年9月1日	III リスク対策(プロセス)(2) 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用における その他リスク及びそのリスクに対する措置	・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。	・大量のデータ出力に際しては、事前に端末機管理責任者の承認を得る。	事後	
令和2年9月1日	III リスク対策(プロセス)(2) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く.) 個人番号の真正性確認の措置の内容	・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード(若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、当区CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カードの提示がない場合には、当区CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	事後	
令和2年10月15日	表紙 公表日		令和2年10月15日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月15日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ①方法	パブリックコメントによる区民意見募集を行う。 ・区のお知らせ「せたがや」にてパブリックコメント特集号を発行する。 ・共通番号制度準備担当課、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、出張所・まちづくりセンター、図書館、区のホームページにて、「社会保障・税番号(マイナンバー)制度と「特定個人情報保護評価」」全文を閲覧できるようにする。	以下のとおり、区民意見募集を行う。 ・区のお知らせ「せたがや」に掲載する。 ・窓口調整・番号制度担当課、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、図書館、区のホームページにて、「特定個人情報保護評価書」全文を閲覧できるようにする。	事後	
令和2年10月15日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成29年10月15日～平成29年11月15日 (32日間)	令和2年2月15日(土)～令和2年3月16日(月)	事後	
令和2年10月15日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	意見なし	特定個人情報保護評価書の記述修正については、然るべく実施してほしい。	事後	
令和2年10月15日	VI 評価実施手続 3. 第三次点検 ①実施日	平成29年12月12日	令和2年8月25日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月15日	VI 評価実施手続 3. 第三次点検 ③結果	<p>様々な意見があったが、妥当であると思料する。</p> <p>【リスク対策について】 本件事務については、窓口支援システムのサーバーに保存されるデータの増加により、流出のリスクが高まると言えるため、窓口支援システムのセキュリティ管理には万全を期されたい。</p> <p>また、データの一覧性が高まることとなるが、過去の情報漏えいの事案を鑑みれば、人的要因が一番大きな要因であることを認識し、この点を踏まえて、正規職員及び従事嘱託員等の採用や採用後の定期的なチェック体制の確立等を検討されたい。また、アクセスログを記録していること及び職員は特定個人情報に係る関係法令に違反した場合は罰則の適用があることを周知するなどして、人的要因による情報漏えいの抑制を図られたい。さらに、本区からの受託業務を遂行する委託(再委託を含む)先業者の従業員等についてもチェックを行うことができるような仕組みを整備されたい。</p> <p>【他システムとの関係について】 住民異動届がPDF化されることにより、基幹システム等の他のシステムとの結合がしやすい状況となるため、他のシステムとの結合が行われないよう窓口支援システムを適用されたい。</p> <p>【再委託等について】 窓口支援システムの保守・運用について、委託先業者からの再委託は認めるとしても、再々委託は認めないこととし、契約により実施することとされている内容が、実態としても適正に行われているかについて、十分チェックされたい。</p>	「住民基本台帳に関する事務」については異議なし	事後	
令和3年9月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p>なお、①の「個人番号の指定及び通知、個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>	<p>なお、①の「個人番号の指定及び通知、個人番号カードの交付」に係る事務のうち、個人番号の通知、交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(以下、番号省令)第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて機構が行うこととされていることから、機構に対する情報の提供を含めて、特定個人情報ファイルを使用する。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	7. 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して個人番号の通知及び個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等の送付を行うため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	7. 送付先情報通知 番号省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて機構が行うこととされていることから、住民に対して個人番号の通知及び個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等の送付を行うため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	事後	
令和3年9月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二	事後	
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その他妥当性	・その他(交付申請書等の送付先の情報) 機構に対し、法令に基づき個人番号の通知、交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、交付申請書等の送付先に係る情報に係る情報を記録する必要がある。	・その他(交付申請書等の送付先の情報) 番号省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて機構が行うこととされていることから、個人番号の通知、交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行のために、個人番号カードの券面記載事項のほか、交付申請書等の送付先に係る情報に係る情報を記録する必要がある。	事後	
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	法令に基づく委任を受けて個人番号の通知、交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、交付申請書等の送付先情報を提供するため。	番号省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、個人番号の通知、交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、交付申請書等の送付先情報を提供するため。	事後	
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑥委託先名	富士通株式会社、世田谷サービス公社、富士通エフアイビー株式会社	富士通Japan株式会社、世田谷サービス公社	事後	
令和5年1月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託伴うものを除く) ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 番号法第19条第10号	番号法第19条第8号 番号法第19条第11号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託伴うものを除く)	番号法第19条第7号 別表第2の21	削除	事後	
令和5年2月6日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容		⑬サービス検索・電子申請機能での通知	事前	
令和5年2月6日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム1 ③他システムとの接続	【○】情報提供ネットワークシステム 【○】庁内連携システム 【○】住民基本台帳ネットワークシステム 【○】宛名システム等 【○】税務システム	【○】情報提供ネットワークシステム 【○】庁内連携システム 【○】住民基本台帳ネットワークシステム 【○】宛名システム等 【○】税務システム 【○】その他(申請管理システム)	事前	
令和5年2月6日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム2 ③他システムとの接続	【○】住民基本台帳ネットワークシステム 【○】既存住民基本台帳システム 【○】その他(法務省在留カード等発行システム)	【○】住民基本台帳ネットワークシステム 【○】既存住民基本台帳システム 【○】その他(法務省在留カード等発行システム、申請管理システム)	事前	
令和5年2月6日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム3 ②システムの機能	3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。	3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。)	事前	
令和5年2月6日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム8 ①システムの名称		サービス検索・電子申請機能	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月6日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能		1. 【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索および申請ができる機能 2. 【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	事前	
令和5年2月6日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム8 ③他システムとの接続		【○】その他(申請管理システム)	事前	
令和5年2月6日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム9 ①システムの名称		申請管理システム	事前	
令和5年2月6日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム9 ②システムの機能		1. サービス検索・電子申請機能にて、住民が電子申請を行った際の申請データをSKY2住民記録システムに取り込む機能。 2. サービス検索・電子申請機能にて、住民が電子申請を行った際の申請データを区の業務システムの環境でダウンロードする機能。	事前	
令和5年2月6日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム9 ③他システムとの接続		【○】既存住民基本台帳システム 【○】その他(住基ネットGWシステム、サービス検索・電子申請機能)	事前	
令和5年2月6日	(別添1)事務の内容 《住民基本台帳事務に関する事務の内容(1)既存住基システムを中心とした事務の流れ》		(図中) 転出届出 転入予定連絡 転居予定連絡 サービス検索・電子申請機能 申請管理システム 通知 (備考) 13. サービス検索・電子申請機能での届出等… サービス検索・電子申請機能での転入・転居の予定連絡及び転出届出	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月6日	(別添1)事務の内容 《住民基本台帳に関する事務の内容(2)市区町村CSを中心とした事務の流れ》	(図中) 3-①特例転入(住民→担当課) 3-②送信依頼(統合端末→市町村CS→他市町村) 3-③送信(他市町村→市町村CS) (備考) 3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 3-①. 転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認に関する事務」を参照)を行う。 3-②. 統合端末から、当区CSを経由して転出地区市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う(※特定個人情報を含まない)。 3-③. 当区CSにおいて転出地区市町村より転出証明書情報を受信する。 3-④. 既存住基システムにおいて、当区CSから転出証明書情報を受信し、転入処理を行う。	(図中) 3-①送信(他市町村→市町村CS) 3-②送信(市町村CS→既存住基システム) 3-③特例転入(住民→担当課) (備考) 3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 3-①. 当区CSにおいて転出地区市町村より転出証明書情報を受信する。 3-②. 既存住基システムにおいて、当区CSから転出証明書情報を受信する。 3-③. 転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認に関する事務」を参照)を行う。 ※転出証明書情報に記載の転出の手続が行われない場合には、当該転出証明書情報を消去する。 ※3-③の転入手続時に転出証明書情報を受信していない場合又は消去している場合には、統合端末から、市町村CSを経由して転出地区市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行い(特定個人情報を含まない)、その後、3-①・3-②を行う。 3-④. 既存住基システムにおいて、転入処理を行う。	事前	
令和5年2月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ② 入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 専用線	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> その他(サービス検索・電子申請機能、申請管理システム)	事前	
令和5年2月6日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く)。 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	届出・申請等の様式において届出／申請等を行う者が記載する部分は、住民基本台帳事務処理要領に掲載の参考様式をもとに、住民基本台帳業務に必要な項目のみに限っている。 住民票の記載等に係る住民基本台帳情報以外を登録できないことを、システム上で担保している。	届出・申請等の様式において届出／申請等を行う者が記載する部分は、住民基本台帳事務処理要領に掲載の参考様式をもとに、住民基本台帳業務に必要な項目のみに限っている。 住民票の記載等に係る住民基本台帳情報以外を登録できないことを、システム上で担保している。 住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することになるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・住民異動届出においては住基法第27条の規定に基づき、書面にて本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際には必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行っている。 ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施している。また、認証後は利用機能の認可機能により、その職員がシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を施している。	・住民異動届出においては住基法第27条の規定に基づき、書面にて本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際には必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行っている。 ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施している。また、認証後は利用機能の認可機能により、その職員がシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を施している。 ・サービス検索・電子申請機能の画面では申請フォームが何のサービスにつながるものか明示しており、誤った申請を防止するよう措置を講じている。	事前	
令和5年2月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	・届出書等の書類については、入力及び確認作業の完了後に施錠して保管している。 ・既存住基システム端末等のディスプレイは来庁者から見えない場所に設置するとともに、のぞき見防止フィルターを装着している。	・届出書等の書類については、入力及び確認作業の完了後に施錠して保管している。 ・既存住基システム端末等のディスプレイは来庁者から見えない場所に設置するとともに、のぞき見防止フィルターを装着している。 ・サービス検索・電子申請機能と区との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	
令和5年1月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム6 ①システムの名称	証明書自動交付システム	コンビニ交付システム	事後	
令和5年1月10日	II ファイルの概要	ICT推進課、学務課、課税課、納税課、学校健康推進課、国保・年金課、介護保険課、保険料収納課、子ども育成推進課、各総合支所生活支援課、健康推進課、住民接種調整担当課	DX推進担当課、学務課、課税課、納税課、学校健康推進課、国保・年金課、介護保険課、保険料収納課、子ども家庭課、各総合支所生活支援課、健康推進課、住民接種調整担当課	事後	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用してにより完全に消去する。	②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	
令和5年1月10日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年9月1日	令和5年1月10日	事後	
令和6年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	SKY2住民記録システム(既存住民基本台帳システム)	住民記録システム(既存住民基本台帳システム)	事前	
令和6年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2	全文	(削除)	事前	
令和6年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3～9	システム3 システム4 システム5 システム6 システム7 システム8 システム9	システム2 システム3 システム4 システム5 システム6 システム7 システム8	事前	
令和6年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	4. 符号要求 ①処理通番を要求・受信し、符号要求データを既存住基または住基GWに送信する。	4. 符号取得要求 ①処理通番を要求・受信し、符号取得要求データを既存住基システムに送信する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	1. 届出書のデータ化及び伝送に関する機能 受付情報の入力・管理、届出書をスキャンしての画像データ化、受付情報と画像データとの関連付け、データ伝送(処理依頼)の一連の処理を行う機能 2. 作業進捗管理及び状況共有化に関する機能 各窓口及び集中入力センターにて、受付した届出の作業進捗を管理し、状況を共有化する機能 3. 届出書類の電子保存及び検索に関する機能 データの一定期間保存後の一括削除並びにデータの検索及び統計処理をする機能	1. 届出書データの伝送及び作業進捗管理・共有化機能 受付情報の入力・管理、届出書のデータを伝送し、各窓口及び集中入力センターにて、受付した届出の作業進捗を管理・共有化する機能 2. 手続きガイダンス機能 住民記録システムのデータを利用して、窓口受付やガイダンスを行う機能 3. 申請書作成機能 住民記録システムのデータやマイナンバーカード等から読み取った情報を利用して、申請者の状況に合わせた申請書を作成する機能	事前	
令和6年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他( )	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他( )	事前	
令和6年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [○] その他(住基ネットGWシステム、サービス検索・電子申請機能)口	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [○] その他(サービス検索・電子申請機能)	事前	
令和6年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9		(追加) マイナンバーカード交付進捗管理システム	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月4日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 《住民基本台帳に関する事務の内容(1)既存住基システムを中心とした事務の流れ》		窓口支援システムと住民記録システムを接続	事前	
令和6年1月4日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 《住民基本台帳に関する事務の内容(3)情報提供ネットワークシステムを利用した事務の流れ》		住基ネットGWを削除	事前	
令和6年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目 ※	・連絡先等情報 [○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○]連絡先(電話番号等) [○]その他住民票関係情報	・連絡先等情報 [○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ]連絡先(電話番号等) [○]その他住民票関係情報	事前	
令和6年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署※	住民記録・戸籍課、世田谷総合支所区民係、太子堂出張所、経堂出張所、北沢総合支所区民係、玉川総合支所区民係、用賀出張所、二子玉川出張所、砧総合支所区民係、烏山出張所、烏山総合支所区民・戸籍、番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課	住民記録・戸籍課、世田谷総合支所区民係、太子堂出張所、経堂出張所、北沢総合支所区民係、玉川総合支所区民係、用賀出張所、二子玉川出張所、砧総合支所区民係、烏山出張所、烏山総合支所区民係、マイナンバー担当課	事前	
令和6年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	SKY2住民記録システム、住基GW、住基ネットCS、GW証明発行システム、窓口支援システム(以下、「住民記録システム等」という。)の保守・運用	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、コンビニ交付システム、窓口支援システム(以下、「住民記録システム等」という。)の保守・運用	事前	
令和6年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	その妥当性 ～住民に関する記録を正確かつ統一的行うために必要な範囲の特定個人情報を有しているSKY2住民記録システムの安定的な運営が不可欠であり、当該システムの円滑な保守業務を行う上で、住民基本台帳のデータベース等を含むシステム上のあらゆる情報を取り扱う必要がある。	その妥当性 ～住民に関する記録を正確かつ統一的行うために必要な範囲の特定個人情報を有している住民記録システムの安定的な運営が不可欠であり、当該システムの円滑な保守業務を行う上で、住民基本台帳のデータベース等を含むシステム上のあらゆる情報を取り扱う必要がある。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先60		(削除)	事前	
令和6年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1	DX推進担当課、学務課、課税課、納税課、学校健康推進課、国保・年金課、介護保険課、保険料収納課、子ども家庭課、各総合支所生活支援課、健康推進課、住民接種調整担当課	DX推進担当課、学務課、課税課、納税課、学校健康推進課、国保・年金課、介護保険課、保険料収納課、子ども家庭課、各総合支所生活支援課、健康企画課、健康推進課、住民接種担当課	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月4日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>6. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>①保管場所 ※</p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; 世田谷区事務センター、システム運用委託先業者の事務センター等において、以下の対策を実施している。</p> <p>①外部進入防止:外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ</p> <p>②入退室管理:ICカード+手のひら静脈認証、要員所在管理システム</p> <p>③持込・持出防止:金属探知機、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理</p> <p>申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管している。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; 世田谷区事務センターにおいて、以下の対策を実施している。</p> <p>①外部進入防止:外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ</p> <p>②入退室管理:ICカード+手のひら静脈認証、要員所在管理システム</p> <p>③持込・持出防止:金属探知機、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理</p> <p>申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管している。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</li> </ul> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; ①データベースに記録されたデータは、システム機能にて完全に消去する。 ②申請書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ①特定個人情報の消去は世田谷区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; ①データベースに記録されたデータは、システム機能にて完全に消去する。 ②申請書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ①特定個人情報の消去は世田谷区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>	事前	NG
令和6年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙2)特定個人情報ファイル記録項目		記録項目を全面改定(標準仕様書に準拠)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (2)本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[ ]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]電子メール [ ]専用線 [ ]庁内連携システム [ ]情報提供ネットワークシステム [○]その他(住民記録システム、住基GWシステム)	[ ]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]電子メール [ ]専用線 [ ]庁内連携システム [ ]情報提供ネットワークシステム [○]その他(住民記録システム)	事前	
令和6年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (2)本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署 ※	住民記録・戸籍課、世田谷総合支所区民係、太子堂出張所、経堂出張所、北沢総合支所区民係、玉川総合支所区民係、用賀出張所、二子玉川出張所、砧総合支所区民係、烏山出張所、烏山総合支所区民・戸籍	住民記録・戸籍課、世田谷総合支所区民係、太子堂出張所、経堂出張所、北沢総合支所区民係、玉川総合支所区民係、用賀出張所、二子玉川出張所、砧総合支所区民係、烏山出張所、烏山総合支所区民係	事前	
令和6年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[ ]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]電子メール [ ]専用線 [ ]庁内連携システム [ ]情報提供ネットワークシステム [○]その他(SKY2住民記録システム、住基GWシステム)	[ ]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]電子メール [ ]専用線 [ ]庁内連携システム [ ]情報提供ネットワークシステム [○]その他(住民記録システム)	事前	
令和6年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	住民記録・戸籍課、世田谷総合支所区民係、太子堂出張所、経堂出張所、北沢総合支所区民係、玉川総合支所区民係、用賀出張所、二子玉川出張所、砧総合支所区民係、烏山出張所、烏山総合支所区民・戸籍、番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課	住民記録・戸籍課、世田谷総合支所区民係、太子堂出張所、経堂出張所、北沢総合支所区民係、玉川総合支所区民係、用賀出張所、二子玉川出張所、砧総合支所区民係、烏山出張所、烏山総合支所区民係、マイナンバー担当課	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 ※	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市区町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。(令和2年5月24日まで) ・新たに個人番号の通知対象者が生じた都度、機構に対し提供する(既存住基システム→市区町村CS→個人番号カード管理システム(機構))。	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市区町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。 ・新たに個人番号の通知対象者が生じた都度、機構に対し提供する(既存住基システム→市区町村CS→個人番号カード管理システム(機構))。	事前	
令和6年1月4日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル (1)住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 1. 特定個人情報ファイル (1) 住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 ⑥ 技術的対策 具体的な対策の内容	<世田谷区における措置> ・SKY2住民記録システムへのアクセス時にお けるICカード+パスワード認証 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワ ーク <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバ・プラットフォームではUTM(コン ピュータウイルスやハッキングなどの脅威から ネットワークを効率的かつ包括的に保護する装 置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵 入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ② 中間サーバ・プラットフォームでは、ウイル ス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を 行う。 ③ 導入しているOS及びミドルウェアについて、 必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	<世田谷区における措置> ・住民記録システムへのアクセス時におけるIC カード+パスワード認証 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワ ーク <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> (省略) <ガバメントクラウドにおける措置> ① 国及びクラウド事業者は利用者のデータにア クセスしない契約等となっている。 ② 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団 体情報システムのガバメントクラウドの利用に 関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタ ル庁。以下「利用基準」という。))に規定する 「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラ ウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバ メントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同 じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネー ジドサービスにより、ネットワークアクティビティ、 データアクセスパターン、アカウント動作等につ いて継続的にモニタリングを行うとともに、ログ 管理を行う。 ③ クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対す るセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos 対策を24時間365日講じる。 ④ クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、 ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイル の更新を行う。 ⑤ 地方公共団体が委託したASP又はガバメント クラウド運用管理補助者は、導入しているOS及 びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリ ティパッチの適用を行う。 ⑥ ガバメントクラウドの特定個人情報を保有す るシステムを構築する環境は、インターネットと は切り離された閉域ネットワークで構成する	事前	
令和6年1月4日	Ⅳ その他のリスク対策 ② 監査 具体的な内容	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システム のセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録され たクラウドサービスから調達することとしており、 ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定 期的にISMAP監査機関リストに登録された監査 機関による監査を行うこととしている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月4日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	(追加)	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;  ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。  ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。  具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	事前	
令和6年1月4日	VI 評価実施手続き 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和5年1月10日	令和5年8月1日	事前	
令和6年1月4日	VI 評価実施手続き 2. 国民・住民等からの意見の聴取	<p>①方法  以下のとおり、区民意見募集を行う。  ・区のおしらせ「せたがや」に掲載する。  ・窓口調整・番号制度担当課、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、図書館、区のホームページにて、「特定個人情報保護評価書」全文を閲覧できるようにする。</p> <p>②実施日・期間  令和2年2月15日(土)～令和2年3月16日(月)</p>	<p>①方法  以下のとおり、区民意見募集を行う。  ・区ホームページに掲載する。  ・広報広聴課窓口にて、「特定個人情報保護評価書」全文を閲覧できるようにする。</p> <p>②実施日・期間  令和5年8月23日(水)～令和5年9月22日(金)</p>	事前	
令和6年1月4日	VI 評価実施手続き 3. 第三者点検 ③実施日	令和2年8月25日	令和5年10月27日	事前	

改定前の特定個人情報保護評価書との相違点及び審査の観点(住民基本台帳事務)

基本情報				
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム				
通番	ページ	項目	審査の観点	改定後(下線部が修正・追記箇所)
1	4	システム2	特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。	(削除)

[修正のポイント]  
標準化システムへの移行に伴い、既存システム機能の統合が生じたため、その修正を行った。

2	6,7	システム9	特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。	(追加) マイナンバーカード交付進捗管理システム
---	-----	-------	--	-----------------------------

[修正のポイント]  
標準化システムへの移行に伴い、既存システム機能の分離が生じたため、その修正を行った。

特定個人情報ファイルの概要

6. 特定個人情報の保管・消去

通番	ページ	項目	審査の観点	改定後(下線部が修正・追記箇所)	改定前(下線部が修正・削除箇所)
4	39	保管場所	標準標準システムへの移行に伴い活用するガバメントクラウド(デジタル庁調達)における措置が適切か	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; (同右)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; (同右)</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。  <u>ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。</u>  <u>日本国内でのデータ保管を条件としていること。</u>  <u>特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</u></p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; 世田谷区事務センター、システム運用委託先業者のデータセンター等において、以下の対策を実施している。 外部進入防止:外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ 入退館管理:ICカード+手のひら静脈認証、要員所在管理システム 持込・持出防止:金属探知機、生体認証ラック閉鎖管理、DRタグによる媒体管理</p>

5	40	消去方法	標準標準システムへの移行に伴い活用するガバメントクラウド(デジタル庁調達)における措置が適切か	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; (同右)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; (同右)</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、<u>NIST 800-88、ISO/IEC27001等に示したとおり確実にデータを消去する。</u> 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、<u>データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。</u></p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; データベースに記録されたデータは、システム機能にて完全に消去する。 申請書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する</p>
---	----	------	---	--	---

リスク対策

7. 特定個人情報の保管・消去

通番	ページ	項目	審査の観点	改定後(下線部が修正・追記箇所)	改定前(下線部が修正・削除箇所)
6	58	リスク1特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 物理的対策 具体的な対策の内容	標準標準システムへの移行に伴い活用するガバメントクラウド(デジタル庁調達)における措置が適切か	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; (同右)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; (同右)</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; 世田谷区事務センター、システム運用委託先業者のデータセンター等において、以下の対策を実施している。 外部進入防止:外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ 入退館管理:ICカード+手のひら静脈認証、要員所在管理システム 持込・持出防止:金属探知機、生体認証ラック閉鎖管理、DRタグによる媒体管理</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>

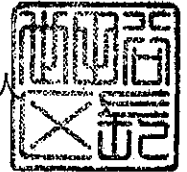
7	58, 59	リスク1特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 技術的対策 具体的な対策の内容	標準準拠システムへの移行に伴い活用するガバメントクラウド(デジタル庁調達)における措置が適切か	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; (同右)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; (同右)</p> <p><u>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</u>  <u>国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</u>  <u>地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準[第1.0版]」(令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</u>  <u>クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</u>  <u>クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</u>  <u>地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</u>  <u>ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</u>  <u>地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</u>  <u>地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</u></p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; ・システムへのアクセス時におけるICカード+パスワード認証 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
8	59	リスク3特定個人情報が消去されずいつまでも存在し続けるリスク 消去手順 手順の内容	標準準拠システムへの移行に伴い活用するガバメントクラウド(デジタル庁調達)における措置が適切か	<p>・介護保険法等の定めにより保管期間が過ぎた情報は、随時、消去処理を実行する。消去処理実施後、正しく消去されていることを職員が確認する。 ・紙媒体については、保管期間ごとに分けて保管し、保管期間の過ぎたものは外部業者による溶解処理を行う。</p> <p><u>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</u>  <u>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</u></p>	<p>・介護保険法等の定めにより保管期間が過ぎた情報は、随時、消去処理を実行する。消去処理実施後、正しく消去されていることを職員が確認する。 ・紙媒体については、保管期間ごとに分けて保管し、保管期間の過ぎたものは外部業者による溶解処理を行う。</p>

その他のリスク対策					
1. 監査					
通番	ページ	項目	審査の観点 主な相違点	改定後(下線部が修正・追記箇所)	改定前(下線部が修正・削除箇所)
9	75	監査 具体的な内容	標準準拠システムへの移行に伴い活用するガバメントクラウド(デジタル庁調達)における措置が適切か	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; (同右)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; (同右)</p> <p><u>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</u>  <u>ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</u></p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; 適正な個人情報の保護やリスク対策を図るため、監査計画を策定し、定期的及び必要に応じて随時、より客観的な評価ができる監査を実施し、監査の結果を踏まえて必要な改善を行う。監査に当たっては、以下の観点から実施する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規程・体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を実施することとしている。</p>
3. その他のリスク対策					
10	76	3. その他のリスク対策	標準準拠システムへの移行に伴い活用するガバメントクラウド(デジタル庁調達)における措置が適切か	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; (同右)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; (同右)</p> <p><u>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</u>  <u>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</u>  <u>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</u>  <u>具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</u></p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; ・世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第7条及び同条例施行規則第6条の規定に基づき、マイナンバー制度セキュリティ会議を設置し、特定個人情報ファイルの取扱いに関する企画及び運用計画、セキュリティ対策等を審議する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 中間サーバーについて、地方公共団体にとって必要な意見を国やJ-LISに上げていく。</p>

諮問第1006号  
令和5年10月20日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会  
会長 山田健太様

世田谷区長  
保坂展人



世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

特定個人情報保護評価における第三者点検について  
(特別区民税事務)

# 諮問第1006号

特定個人情報保護評価における第三者点検について  
(特別区民税事務)

令和5年10月27日  
地域行政部マイナンバー担当課  
財務部課税課

## 1 諮問の趣旨

### (1) 特定個人情報保護評価について

特定個人情報保護評価は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)に基づく番号制度の枠組みの下の保護措置の一つであり、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを宣言するものである。

具体的には、行政機関の長等が評価の実施主体となり、評価対象が特定個人情報を取り扱う事務ごとに定められている。また、特定個人情報の対象人数等のしきい値によって、「特定個人情報保護評価書」(以下「評価書」という。)の種類が基礎項目評価・重点項目評価・全項目評価の三類型に区分され、併せて区民意見募集や第三者点検、国民への公表などの実施手続が定められている。

なお、「特別区民税事務」は、しきい値判断の結果、対象者が30万人以上となることから、全項目評価の実施が義務付けられることとなる。

### (2) 諮問の理由

番号法第28条の規定において、行政機関の長等は特定個人情報ファイルを保有しようとするとき又は重要な変更を加えようとするときは、特定個人情報保護評価を実施することとされている。

この度、「特別区民税事務」に係る特定個人情報ファイルについて、重要な変更を加える必要が生じたため、「特定個人情報保護評価に関する規則」(以下「規則」という。)第7条第4項に基づく評価書の第三者点検について、「世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例」第2条第1項第2号の規定により諮問するものである。

審議資料No. 3 - 2「特定個人情報保護評価書作成の判断基準」及び「番号法における特定個人情報保護評価書「全項目評価」の流れ」参照

## 2 諮問の内容

### (1) 標準準拠システムへの移行について

審議資料No. 1のとおり。

### (2) 特別区民税事務における評価書の変更の内容

現在、特別区民税事務においては、SKY2住民税システム及び課税支援システムを利用している。

標準準拠システム導入により、ガバメントクラウドに現行のシステムと同等の機能を有する住民税システム及び課税支援システムを構築し、データ移行を行う。

ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行に伴い、評価書(全項目評価書)の記載項目のうち、「特定個人情報の保管場所」、「特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」及び「その他のリスク対策」に変更が生じる。こ

れは、規則第 11 条に規定される重要な変更該当するため、特定個人情報保護評価を再実施する。

### 3 区民意見募集

規則第 7 条第 1 項に基づき区民意見募集を実施した。結果は以下のとおり。

#### (1) 対象事務及び概要

特別区民税事務について全項目評価書の改定案を作成し、区民意見募集を実施

#### (2) 期間

令和 5 年 8 月 25 日～同年 9 月 24 日の 30 日間実施

#### (3) 結果

期間中に区民意見が以下 1 件あった。

ご意見	区の考え方
個人情報流出問題は区民の人生や信用問題に関わる重大懸案事項です。下請け外注にマニュアル作成だけを依頼してもシステムとして機能しなければ全く意味がありません。マニュアルは実務の中からフィードバックされ Fix される事で進歩します。失礼ながら不完全な機能しないシステムが多過ぎるように感じます。	現時点ではマニュアル作成の外注は想定しておりませんが、今後外注する必要が生じましたら、ご指摘のとおり実務担当者からのフィードバックを確実に反映させるなど適切な対応を図り、引き続き、区民のみなさまの個人情報保護に努めてまいります。

### 4 区のマイナンバー制度セキュリティ会議

本件について、令和 5 年 9 月 28 日開催の令和 5 年度第 2 回マイナンバー制度セキュリティ会議にて審議し、了承された。

### 5 第三者点検の対象

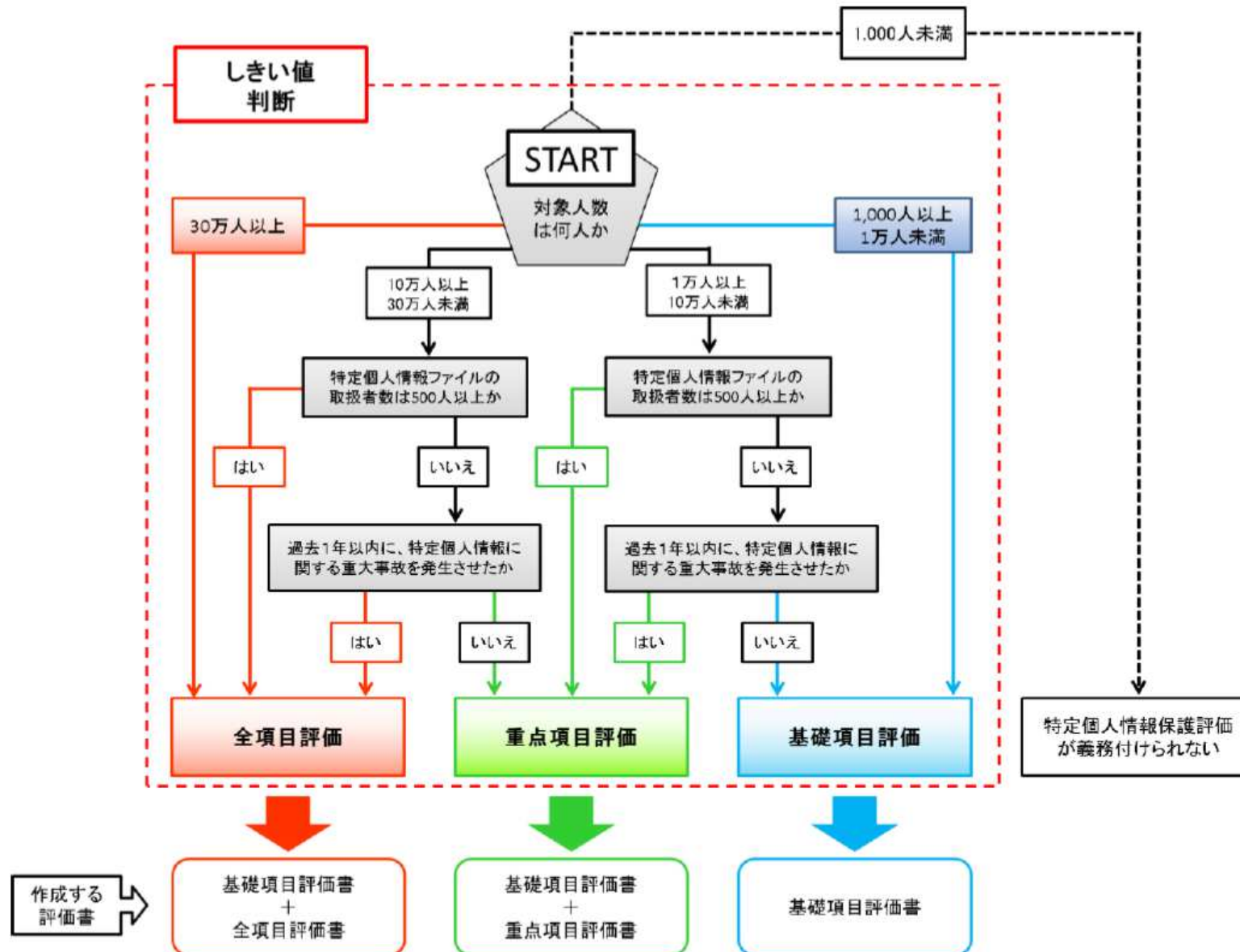
審議資料 No. 3 - 3 「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」のとおり。

改定前の評価書との相違点及び審査の観点については、審議資料 No. 3 - 4 のとおり。

### 6 今後のスケジュール（予定）

令和 5 年 12 月末 国の個人情報保護委員会へ評価書の提出  
評価書の公表

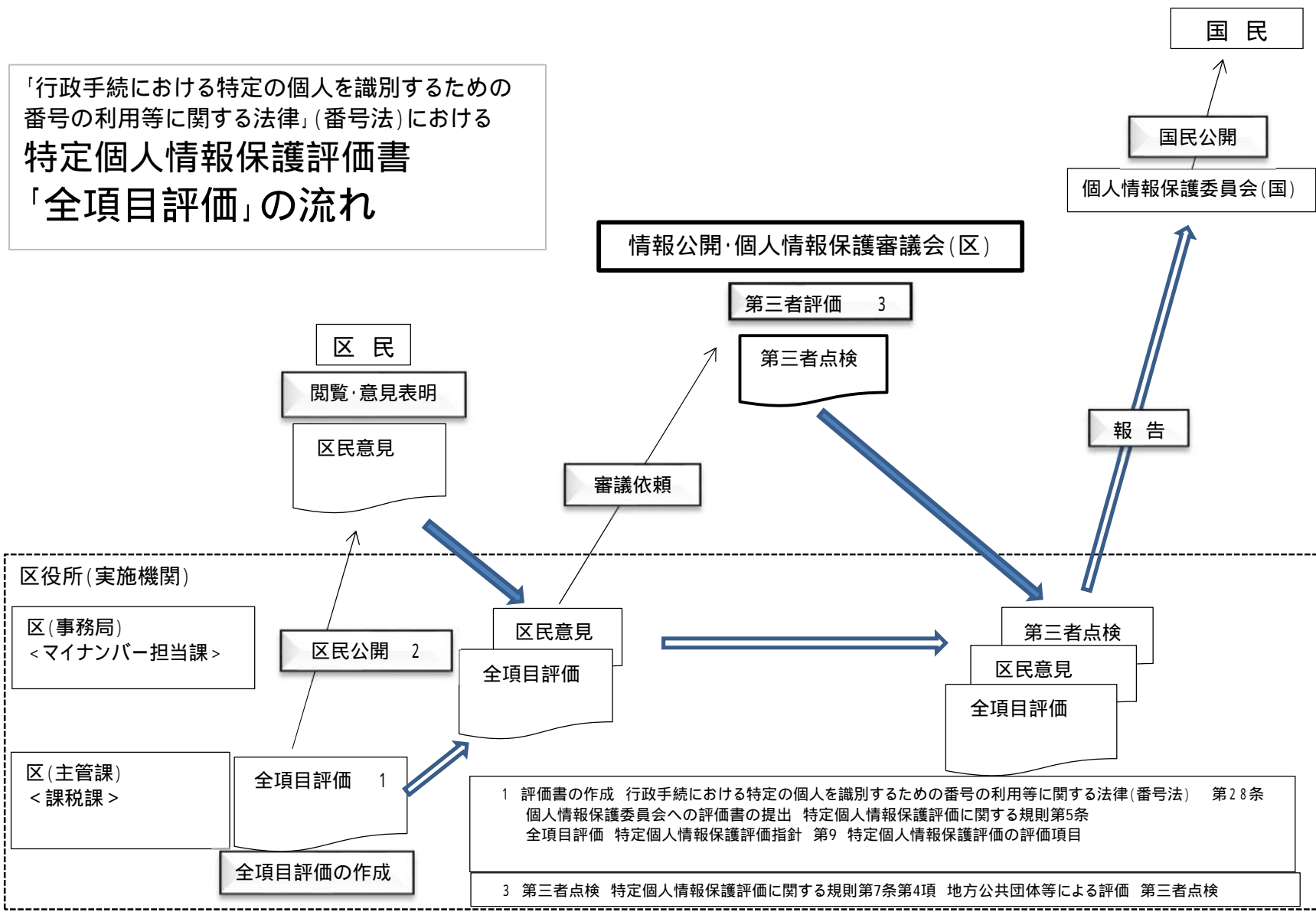
# 特定個人情報評価書作成の判断基準





「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)における  
**特定個人情報保護評価書**  
**「全項目評価」の流れ**

審議資料No. 3-2



# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	特別区民税事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

世田谷区は、特別区民税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

特別区民税事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を契約条件として設定している。

## 評価実施機関名

世田谷区長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

令和5年12月28日

[平成30年5月 様式4]

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別区民税事務
②事務の内容 ※	<p>地方税法及び世田谷区特別区税条例に基づき、特別区民税(都民税含む)の賦課及び付随する事務を行う。</p> <p>I 賦課事務 給与・年金の支払者から提出される「給与支払報告書」・「年金支払報告書」、税務署より提供される「確定申告書」、区民が自ら提出する「区民税申告書」等の課税資料を元に、特別区民税の賦課を行う。</p> <p>II 通知事務 事業所あての特別徴収通知、個人あての普通徴収通知等の通知を行う。</p> <p>III 他市区町村への情報照会・提供事務 他市区町村等関係機関への扶養・課税状況等の照会、及び他市区町村からの照会への回答を行う。</p> <p>IV 収納事務 賦課された税に対する、収納・還付・充当等を行う。また、納税証明書等の交付を行う。</p> <p>V 滞納管理事務 滞納情報により、督促状等の送付及び滞納整理等を行う。</p> <p>※詳細は別添1「事務の内容」を参照。</p>
③対象人数	<p style="text-align: center;">[ 30万人以上 ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 1,000人未満                      2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満          4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	住民税システム
②システムの機能	<p>①資料入力機能 : 各種課税資料の内容を入力し管理する機能</p> <p>②賦課入力機能 : 資料をもとに特別区民税を賦課する機能</p> <p>③照会機能 : 登録された資料及び賦課情報を照会する機能</p> <p>④帳票発行機能 : 納税通知書や区民税申告書等を発行する機能</p> <p>⑤一括処理機能 : 賦課作成等の処理を一括で行う機能</p> <p>⑥庁内連携機能 : 庁内の各システムへ税情報を連携する機能</p> <p>⑦収納管理機能 : 収納状況等を管理する機能</p> <p>⑧滞納管理機能 : 滞納情報等を管理する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他 ( システム2「課税支援システム」 )</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	課税支援システム
②システムの機能	<p>①ファイリング機能 : 各種課税資料を画像ファイルとして管理し、逐次閲覧できる機能</p> <p>②データクレンジング機能 : 各種課税資料データ内容を修正、補正する機能</p> <p>③照会機能 : 各種課税資料データ内容を照会する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ <input type="radio"/> ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

システム3									
①システムの名称	電話催告システム								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区民税の滞納情報をもとに、電話催告対象者を検索する。</li> <li>・催告対象者との折衝状況を管理する。</li> </ul>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ ] 宛名システム等	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム	[ ] その他 (	)
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ ] 宛名システム等	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム								
[ ] その他 (	)								
システム4									
①システムの名称	番号連携サーバー								
②システムの機能	<p>1. 宛名管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①サーバ内の宛名データベースのセットアップ</li> <li>②宛名の異動データを取り込み、宛名データベースへ反映</li> <li>③個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理</li> <li>④宛名データベースの検索、参照、更新</li> <li>⑤オンラインで入力したデータを業務システムに連携</li> <li>⑥団体内統合宛名番号を業務システムに連携</li> </ul> <p>2. 情報提供機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバに連携する各業務情報をデータベースへセットアップ</li> <li>②各業務の異動データを取り込み、データベースに反映</li> <li>③各業務情報の参照、入力、変更、削除を行う。</li> <li>④各業務情報を一括で中間サーバに連携</li> <li>⑤各業務の異動情報を中間サーバに連携</li> </ul> <p>3. 情報照会機能(他機関への情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①各業務の宛名番号で対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、オンラインにて表示する。</li> <li>②情報照会の対象者情報を元に、中間サーバに情報を要求し、一括ファイルを作成する。</li> </ul> <p>4. 符号要求</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①処理通番を要求・受信し、符号要求データを既存住基または住基GWに送信する。</li> </ul>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 (システム5「中間サーバー」</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ ] 宛名システム等	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 (システム5「中間サーバー」	)
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム								
[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ ] 宛名システム等	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム								
[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 (システム5「中間サーバー」	)								
システム5									
①システムの名称	中間サーバー								
	<p>中間サーバーは、情報提供システムネットワークシステム(インターフェイスシステム)、番号連携サーバーとのデータ受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>1. 符号管理機能: 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2. 情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</p>								



②システムの機能	体間回送、扶養是正情報等を国税庁に送付などを行うことができる。	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（地方税ポータルセンター）	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム
システム11～15		
システム16～20		
<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>		
課税台帳ファイル		
<b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>		
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人を正しく把握し、正確な課税を行うため。</li> <li>・多くの対象者を正確かつ迅速に処理するには、電算システムの利用が必要不可欠であるため。</li> </ul>	
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上することにより、特別区民税の公平・公正な課税につながる。</li> <li>・障害者関係情報により、特別区民税の減免を受ける際に障害者手帳の提示が不要となるなど、利便性が向上する。</li> <li>・生活保護関係情報により、特別区民税の減免を受ける際に生活保護受給証明の提示が不要となるなど、利便性が向上する。</li> </ul>	
<b>5. 個人番号の利用 ※</b>		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表1の16の項	
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>		
①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の以下の項 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117	
<b>7. 評価実施機関における担当部署</b>		
①部署	世田谷区財務部課税課 / 財務部納税課	
②所属長の役職名	課税課長 / 納税課長	
<b>8. 他の評価実施機関</b>		





## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
課税台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。
その必要性	個人を正確に特定し、公平・公正な賦課を行うため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)</li> </ul>
その妥当性	個人番号、その他識別情報 = 対象者を正確に特定するため 4情報、連絡先、その他住民票関係情報 = ①賦課決定に際し、課税要件を確認するため、②通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡等のため 国税関係情報、地方税関係情報 = 正確な賦課を行うため 医療保険関係情報 = 所得控除額等を確認するため 障害者福祉関係情報 = 障害者控除額の確認及び減免処理を行うため 生活保護・社会福祉関係情報 = 非課税決定及び減免処理を行うため 介護・高齢者福祉関係情報 = 所得控除額を確定するため 年金関係情報 = 年金受給者に対する正確な賦課を行うため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月
⑥事務担当部署	世田谷区 財務部課税課 / 財務部納税課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (地域行政部住民記録・戸籍課、保健福祉部生活福祉担当課、保健福祉部国保・年金課、障害福祉担当部障害施策推進課、高齢福祉部介護保険課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (世田谷区が課税権を持つ従業員のいる法人等デジタル庁)

		<p>[○] 地方公共団体・地方独立行政法人（世田谷区が課税権を持つ従業員のいる法人等）</p> <p>[○] 民間事業者（世田谷区が課税権を持つ従業員のいる事業者等）</p> <p>[○] その他（地方税共同機構）</p>
②入手方法		<p>[○] 紙 [○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ</p> <p>[ ] 電子メール [○] 専用線 [○] 庁内連携システム</p> <p>[○] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[○] その他（LGWAN）</p>
③入手の時期・頻度		<p>○定期的に入手</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別徴収税額通知の処理結果通知 9月</li> <li>・年金特別徴収対象者情報 5月</li> <li>・特別徴収処理停止通知の処理結果通知 年12回</li> <li>・特別徴収結果通知 年6回</li> </ul> <p>○個別的に対応する事務に際して入手</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区民税申告書 1年を通じて入手</li> <li>・給与支払報告書 1年を通じて入手</li> <li>・公的年金等支払報告書 1年を通じて入手</li> <li>・所得税確定申告書等 1年を通じて入手</li> </ul> <p>※入手の大部分は毎年1月～4月中旬に集中（課税資料の法定提出期限の関係から）</p>
④入手に係る妥当性		<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定申告書、給与支払報告書等のデータは、地方税ポータルシステムより入手する。入手する時期・周期は、随時である。</li> <li>・区民税申告については、本人からの紙での申告を原則としており、これにより課税に必要な情報を入手する。</li> <li>・必要に応じて、申告及び届出等の情報の正確性確認を行うため、庁内連携または情報提供ネットワークシステムを通じて納税者の特定等に必要な情報を随時入手する。</li> <li>・税の減免については、本人からの申請を原則とするが、本人の申請にかかる負担を軽減するため、減免事務に必要な情報を、庁内連携及び情報提供ネットワークシステムを通じて随時入手する。</li> </ul>
⑤本人への明示		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人から入手する情報については、本人を通じて入手することとし、また利用目的を本人に明示する。ただし地方税法等の法令に定めのある場合は、その限りではない。</li> <li>・庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは番号法に明示されているが、窓口対応する場合は、口頭等により本人説明を行う。</li> </ul>
⑥使用目的 ※		特別区民税の公平・公正な賦課及び税関係事務の効率化のため
	変更の妥当性	-
⑦使用の主体	使用部署 ※	財務部課税課・納税課、各総合支所区民課（世田谷総合支所くみん窓口・太子堂出張所・経堂出張所・北沢総合支所くみん窓口・玉川総合支所くみん窓口・用賀出張所・二子玉川出張所・砧総合支所くみん窓口・烏山総合支所くみん窓口・烏山出張所）
	使用者数	<p>[ 100人以上500人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満</p> <p>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満</p> <p>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
⑧使用方法 ※		<p>I 賦課事務 入手した申告書等の情報から、特別区民税の賦課を行う。</p> <p>II 通知事務 入手した本人の情報、事業所の情報を元に、特別区民税賦課の通知書を作成し、送付する。</p> <p>III 他市区町村への情報照会・提供事務 必要な場合、他市区町村へ扶養関係・課税状況等の照会を行い、入手した情報を元に賦課を行う。同様に、他市区町村からの扶養関係・課税状況等の照会に対して、情報を提供する。</p> <p>IV 収納事務 入手した情報から、収納・還付・充当等を行う。</p> <p>V 滞納管理事務 入手した情報から、督促状等を作成し、送付する。</p>
		I 賦課事務



委託事項2～5			
<b>委託事項2</b>			
課税支援システムの保守・運用			
①委託内容			
課税支援システムのパッケージアプリケーション保守作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出、ガバメントクラウドへのデータ移行等			
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。	
	その妥当性	住民税システムと連携して課税台帳ファイルを管理する「課税支援システム」の保守・運用においては、委託先が特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法		契約した委託先は、区ホームページにて公表する。	
⑥委託先名		インテック株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
<b>委託事項3</b>			
給与支払報告書等の処理業務			
①委託内容			
給与支払報告書及び年金支払報告書の点検及びデータパンチ			
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	区に給与支払報告書及び年金支払報告書が提出された者	
	その妥当性	該当者突合を行うために、給与支払報告書及び年金支払報告書に記載された個人番号を取り扱う必要があるため。	
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )	

⑤委託先名の確認方法		契約した委託先は、区ホームページにて公表する。
⑥委託先名		株式会社イマージュ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 再委託する 2) 再委託しない</span>
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
<b>委託事項4</b>		確定申告書入力等業務
①委託内容		確定申告書のパンチ入力作業、区民税申告書の点検作業 等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</span>
	対象となる本人の範囲 ※	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。
	その妥当性	該当者突合を行うために、課税資料に記載された個人番号を取り扱う必要があるため。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</span>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		契約した委託先は、区ホームページにて公表している。
⑥委託先名		ヒューマンリソシア株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 再委託する 2) 再委託しない</span>
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
<b>委託事項5</b>		審査システム及び国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務
①委託内容		審査システム及び国税連携システム(eLTAX)の保守作業等のサービス
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</span>
	対象となる本人の範囲 ※	eLTAXを利用して申告する納税者、給与支払報告者から給与の支払いを受けている者及び公的年金等受給者、所得税申告者等
	その妥当性	審査サーバ及び国税連携データ受信サーバを、委託利用型により利用しているため。
		<選択肢>

③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( LGWAN )		
⑤委託先名の確認方法	契約した委託先は、区ホームページにて公表している。		
⑥委託先名	株式会社NTTデータ		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	下記事項を書面にて確認し再委託を承認した ・再委託先は地方税共同機構に登録されたeLTAXサポート事業者であること ・契約の履行における再委託先の行為については受任者が一切の責任を負うこと ・機密保持及び個人情報保護に関しては、再委託先にも契約と同様の守秘義務を課すこと	
	⑨再委託事項	審査サービスにおける現地対応作業 審査サービスの利用における問い合わせ対応	
<b>委託事項6～10</b>			
<b>委託事項6</b>			
地方税ポータルセンタ(eLTAX)の運営管理			
①委託内容	地方税ポータルセンタ(電子申告等、経由機関、国税連携)の運営管理		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	eLTAXを利用して申告する納税者、給与支払報告者から給与の支払いを受けている者及び公的年金受給者、所得税申告者等	
	その妥当性	総務省の指定法人である地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタから審査システム及び国税連携システムを通じて、データ入手及び提供をする必要があるため。	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( LGWAN )		
⑤委託先名の確認方法	eLTAXホームページにて公開		
⑥委託先名	地方税共同機構		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託再 ⑨再委託事項			
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>			
提供・移転の有無	[ ○ ] 提供を行っている ( 58 ) 件 [ ○ ] 移転を行っている ( 1 ) 件		

提供先1	[ ] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の1
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先2～5</b>	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の2
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の3
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。

本人の範囲	ご自身・前一年の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先4</b>	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の4	
②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先5</b>	全国健康保険協会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の6	
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先6～10</b>		
<b>提供先6</b>	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の8	
②提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	



③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先7</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の9
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先8</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の11
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )

⑦時期・頻度	随時
<b>提供先9</b>	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の16
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先10</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の18
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先11</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の23
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。

⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先12</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の26
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先13</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の27
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先14</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の28
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満

④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。	
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先15</b>	厚生労働大臣又は共済組合等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の29	
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。	
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先16～20</b>		
<b>提供先16</b>	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の31	
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。	
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先17</b>	日本私立学校振興・共済事業団	

①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の34
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先18</b>	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の35
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先19</b>	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の37
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙

	[ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先20</b>	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の39
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時



⑤提供先となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先24</b>	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の54	
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先25</b>	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の57	
②提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先26～30</b>		
<b>提供先26</b>	地方公務員共済組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の58	



②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先27</b>	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の59	
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先28</b>	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の61	
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙

	<input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先29</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の62
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先30</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の63
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先31～35</b>	
<b>提供先31</b>	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の64
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> </ul>

④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。	
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先32</b>	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の65	
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。	
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先33</b>	厚生労働大臣又は都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の66	
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。	
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先34</b>	都道府県知事等	

①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の67
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先35</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の70
②提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先36～40</b>	
<b>提供先36</b>	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の71
②提供先における用途	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。
	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線

⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] フラッシュメモリ [ ] その他 ( )	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先37</b>	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の74	
②提供先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。	
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 電子メール [ ] フラッシュメモリ [ ] その他 ( )	[ ] 専用線 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先38</b>	後期高齢者医療広域連合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の80	
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。	
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 電子メール [ ] フラッシュメモリ [ ] その他 ( )	[ ] 専用線 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先39</b>	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の84	
②提供先における用途	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	

③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。	
⑥提供方法	<input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先40</b>	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の87	
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。	
⑥提供方法	<input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先41～45</b>		
<b>提供先41</b>	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の91	
②提供先における用途	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。	
⑥提供方法	<input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙

	[ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先42</b>	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の92
②提供先における用途	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先43</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の94
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先44</b>	都道府県知事又は保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の97
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満

	4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先45</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の101
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先46～50</b>	
<b>提供先46</b>	農林漁業団体職員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の102
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )



⑦時期・頻度	随時
<b>提供先47</b>	独立行政法人農業者年金基金
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の103
②提供先における用途	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先48</b>	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の106
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先49</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の107
②提供先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満

	4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先50</b>	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の108
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先51～55</b>	
<b>提供先51</b>	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の113
②提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先52</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の114

①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の114
②提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先53</b>	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の115
②提供先における用途	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先54</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の116
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙

	[ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先55</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の117
②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先56～60</b>	
<b>提供先56</b>	世田谷区教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第10号(条例にて定める)
②提供先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税システムに情報が記録されている、特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 庁内連携システム )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先57</b>	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、地方税法第317条
②提供先における用途	所得税の更正決定
③提供する情報	特別区民税の申告書等情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満

④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別区民税に係る申告書等を提出したものと及びその扶養親族等	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 電子メール [ ] フラッシュメモリ [ ] その他 ( )	[ ] 専用線 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <u>○</u> ] 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先58</b>	企業等の給与支払者	
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4	
②提供先における用途	給与支給対象者から、特別区民税の特別徴収をし、本区に納める。	
③提供する情報	給与所得者に係る特別徴収税額	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別区民税課税対象者	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 電子メール [ ] フラッシュメモリ [ <u>○</u> ] その他 ( LGWAN→インターネット回線 )	[ ] 専用線 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <u>○</u> ] 紙
⑦時期・頻度	随時	



②保管期間	期間	1) 1年未満                      2) 1年                              3) 2年 4) 3年                            5) 4年                              6) 5年 7) 6年以上10年未満       8) 10年以上20年未満       9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	地方税法等の定めによる
③消去方法	<p>&lt;世田谷区における措置&gt;</p> <p>①データベースに記録されたデータは、システム機能にて完全に消去する。</p> <p>②申請書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしがって確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①特定個人情報の消去は世田谷区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p> <p>&lt;審査システム(eLTAX)・国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <p>審査システムの審査サーバ及び国税連携システムの国税連携データ受信サーバ内のデータは、審査クライアント及び国税連携クライアントから操作手引書により本区の権限ある職員が定められた手順により消去する。</p>	
<b>7. 備考</b>		
特になし		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

課税台帳ファイル  
(1) 住民税賦課台帳  
<宛名情報>  
宛名番号 個人番号 法人番号 世帯番号  
氏名情報 生年月日 性別 続柄  
住民となった年月日 住民となった届出年月日 住民となった事由  
住民区分(日本人・外国人) 世帯主情報  
現住所情報 住所を定めた年月日 住所を定めた届出年月日  
前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報  
本籍・筆頭者情報 消除情報  
国籍 在留カード等の番号 在留資格情報 通称  
処理停止情報 送付先情報 送付先履歴情報  
相続人情報 相続人続柄情報 相続人履歴情報  
納税管理人情報 納税管理人履歴情報  
記事情報 連絡先情報  
破産管財人情報 破産管財人履歴情報  
口座情報  
<基本情報>  
相当年度 宛名番号  
賦課期日時点宛名情報  
納税者番号 本人障害区分 生活扶助区分 寡フ区分 ひとり親区分 勤学区分 専従主 専従者 メモ情報  
扶養関連情報  
事業所基本情報 事業所課税情報 従業員情報  
<資料情報>  
相当年度 資料種別 資料番号  
資料廃止理由 異動理由 異動内容 給報種別  
カナ氏名 生年月日 性別  
指定番号 個人番号  
資料収入種別 事業所家屋敷区分 受給者番号  
控配区分 扶養親族人数(特定・同居老親・老人・他・同居特障・特別・他・年少)  
夫あり区分 未成年者区分 本人障害区分 老年者区分  
寡フ区分 ひとり親区分 勤労学生区分 均等割区分 生活扶助区分  
乙欄 死亡退職 災害者 外国人  
就職退職区分 就職退職年月日 年調未済区分 摘要欄  
配偶者氏名 配偶者生年月日  
扶養親族 扶養親族生年月日 扶養親族控除額  
専従者氏名 専従者生年月日 専従者給与額 青色区分 専従配偶有無 専従その他 本人専従区分  
納税者番号 特例適用条文 徴収希望  
別居の控配扶養親族フラグ  
事業税開廃業区分 事業税開廃業年月日  
居住開始年月日  
所得控除件数  
所得控除 所得控除額  
<賦課情報>  
相当年度 宛名番号  
徴収区分 課税区分  
指定番号 受給者番号  
控配区分 扶養親族人数(特定・同居老親・老人・他・同居特障・特別・他・年少)  
夫あり区分 未成年者区分 本人障害区分 老年者区分  
寡フ区分 ひとり親区分 勤労学生区分 均等割区分 生活扶助区分  
青色区分 専従配偶有無 専従その他 専従者控除額 本人専従区分  
非課税コード 所得割非課税措置サイン  
更正事由 更正補足 更正補足メモ  
減免理由 異動年月日 開始月期 済月期  
特徴締めフラグ 年金締めフラグ  
資料連絡箋出力対象フラグ 資料連絡箋出力理由  
事業所家屋敷課税区分 特定居住損区分  
居住開始年月日  
所得控除件数  
賦課特徴情報 賦課普徴情報 賦課所得控除情報  
<その他情報 履歴情報>  
異動報告情報  
証明書発行履歴情報  
摘要欄管理情報  
個人送達履歴情報  
事業所送達履歴情報  
年金対象者情報  
年金特徴月割情報  
社保連携明細情報



**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

課税台帳ファイル  
(2) 収納管理台帳  
<宛名情報>  
宛名番号 個人番号 法人番号 世帯番号  
氏名情報 生年月日 性別 続柄  
住民となった年月日 住民となった届出年月日 住民となった事由  
住民区分(日本人・外国人) 世帯主情報  
現住所情報 住所を定めた年月日 住所を定めた届出年月日  
前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報  
本籍・筆頭者情報 消除情報  
国籍 在留カード等の番号 在留資格情報 通称  
処理停止情報 送付先情報 送付先履歴情報  
相続人情報 相続人続柄情報 相続人履歴情報  
納税管理人情報 納税管理人履歴情報  
記事情報 連絡先情報  
破産管財人情報 破産管財人履歴情報  
口座情報(公金受取口座含む)  
<年調定情報>  
税目 賦課年度 相当年度  
納税義務者番号 賦課異動理由 更正事由 更正日 通知書番号 口振不能回数  
年調定額 軽自動車両コード 軽自動車車種 標識番号 標識記号 標識番号  
<月期別調定情報>  
税目 賦課年度 相当年度  
納税義務者番号 期別 月別 納期限  
個人基本種別 賦課異動理由 更正事由 更正日 完納日 最終納付日 最終収入日本税調定額  
本税収入額 本税仮消込額 本税被充当予定額 本税未納額 本税過誤納額  
延滞金調定額 延滞金収入額 延滞金仮消込額 延滞金被充当予定額 延滞金未納額 延滞金過誤納額 退職納入申告日  
退職人員数 退職通知書発付日 退職区民税差額 退職都民税差額  
納期特例区分 督促状番号 督促状番号枝番 督促停止区分 督促状発付日 督促公示日 督促納期督促取消日  
法定納期限等 時効予定日 不納欠損処理日 不納欠損処理日 不納欠損区分  
延滞金減免区分 延滞金確定日 延滞金執行日  
口座振替区分 振替金額 口振不能理由 口座振替日  
変更納期限 催告書発付日 授命年月日 催告納期  
<消込情報>  
税目 賦課年度 相当年度 納税義務者番号 分納回数 期月 子番  
通知書番号 領収日 収入日 納付区分 収納種別  
消込金額 消込本税額 消込延滞金 消込督促手数料 確定延滞金 未確定延滞金  
消込処理情報  
仮消込エラー情報  
<履歴情報>  
調定履歴情報 消込履歴情報 仮消込履歴情報  
証明書発行履歴  
充当履歴情報 還付履歴情報 控除不足充当履歴  
<その他収納管理情報>  
口座振替情報 返戻情報 返戻住所情報  
過誤納情報 還付通知書情報 過誤納管理情報  
滞繰調定情報 滞繰異動情報  
退職分納情報 退職徴収票情報  
納付書情報 収納分納情報 控除不足管理情報

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

課税台帳ファイル

(3) 滞納整理台帳

<宛名情報>

宛名番号 個人番号 法人番号 世帯番号

氏名情報 生年月日 性別 続柄

住民となった年月日 住民となった届出年月日 住民となった事由

住民区分(日本人・外国人) 世帯主情報

現住所情報 住所を定めた年月日 住所を定めた届出年月日

前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報

本籍・筆頭者情報 消除情報

国籍 在留カード等の番号 在留資格情報 通称

処理停止情報 送付先情報 送付先履歴情報

相続人情報 相続人続柄情報 相続人履歴情報

納税管理人情報 納税管理人履歴情報

記事情報 連絡先情報

破産管財人情報 破産管財人履歴情報

口座情報

<記事情報>

宛名番号 記事連番 記事年月日 記事時刻 記事コード 記事内容

折衝情報 交渉情報 予定情報

処分コード 調書番号

<滞納個人情報>

宛名番号 担当区分 地区コード 受入年月日

現年滞納額 滞納繰越額

滞納区分 最終折衝日 職業 滞納理由 滞納理由補足 特記事項 納付方法

訪問予定年月日 訪問予定日 訪問予定時刻

最終納付年月日 最終納付金額 最終催告種別 最終催告年月日 最終催告期限

催告停止日 催告停止期限 催告停止事由

返戻情報 実態調査情報 生活保護情報

差押情報(電話・不動産・給与・預金・郵貯・生保・債権)

繰上徴収件数 納付委託件数 分割納付件数 徴収猶予件数 延滞金減免件数

差押件数 参加差押件数 交付要求件数 換価猶予件数 処分停止件数 時効中断件数

時効予定日 臨戸分納区分 徴収区分

戸籍情報

連絡先情報

<分納情報>

処分コード 調書番号 処分連番 回数 指定期日 調定年度 課税年度 税目

通知書番号 事業年度開始日 申告区分 申告連番 期別 期別順番

本税分納額 督手分納額 延滞金分納額 加算金分納額 受付番号

<滞納整理情報>

滞納履歴

処分情報 処分調定情報

公売管理情報 財産情報 証券管理情報

納付指導計画

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
課税台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者以外の情報を誤って記載することがないよう、記入例等の案内書類を工夫する。</li> <li>・他市区町村から情報を入手する際は、対象者以外の情報入手をしないよう、事務マニュアル等を整備し、処理を統一化する。</li> <li>・誤って他市区町村が課税権を有する者の課税資料が提出された場合は、速やかに当該市区町村に回送する。</li> </ul> <p>&lt;eLTAXからの入手分について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査システムでは、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けないようにシステムで制御している。</li> <li>・eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要があることから、当該申告等の手続きを行おうとする者のみの申告等の受付を行うこととなる。</li> <li>・国税連携システムでは、対象者の情報のみ提供されるため、対象者の情報しか入手することができない。</li> </ul>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な情報以外を誤って記載することがないよう、記入例等の案内書類を工夫する。</li> <li>・他市区町村から情報を入手する際は、必要以外の情報を入手しないよう、事務マニュアル等を整備し、処理を統一化する。</li> </ul> <p>&lt;eLTAXからの入手分について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査システム及び国税連携システムでは、法令等により定められ様式で受領することから、必要な情報以外を入手することを防止している。</li> </ul>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提出を依頼する際は、その目的及び提出された情報の使用用途について、説明書等を用いて説明する。</li> <li>・庁内連携にて入手する場合は庁内連携システムを使用するが、権限を持った者しか情報照会ができず、また情報照会の記録が保存される仕組みとなっている。</li> </ul> <p>&lt;eLTAXからの入手分について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・eLTAXホームページ上で、eLTAXは地方税に関する各種手続きを行うためのシステムであることを明確にしている。また、利用者ID及び暗証番号がシステムに登録されている納税者等しかeLTAXを利用することができない。これらによって納税者等に、eLTAXで受付けた情報が、地方税事務のために使用されることを明示している。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)からLGWANを介し、審査システムを利用して入手しているが、(ID、パスワードにより)特定の権限者以外は入手できないようにしている。</li> <li>・国税連携データの入手については、地方税ポータルセンタ(eLTAX)からLGWANを介し、国税連携システムを利用して入手しているが、それ以外の方法での入手はできない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カードの提示、もしくは通知カードと身分証明書の提示を受けて、本人確認を行う。</li> </ul> <p>&lt;eLTAXからの入手分について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法施行規則第4条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることにより確認する。</li> <li>・国税連携システムでは、国税庁で確認されたものを提供を受ける。</li> </ul>

個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カードの提示、もしくは通知カードと身分証明書の提示に加え、以前に提出された課税資料等に記載された個人番号との照合により、真正性確認を行う。</li> </ul> <p>&lt;eLTAXからの入手分について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受付した情報は、基本4情報に基づいて、個人番号の真正性を確認する。</li> <li>国税連携システムでは、国税庁で確認されたものを提供を受ける。</li> </ul>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙で提出された課税資料から特定個人情報をデータ化する際には、入力後に別の担当者による二重チェックを実施する。</li> <li>個人番号だけでなく、氏名・住所・生年月日等を複合的にチェックする。</li> </ul> <p>&lt;eLTAXからの入手分について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国税連携システムで入手する所得税申告書等については、国税庁が申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応をし、その内容に基づき修正し正確性を確保する。</li> </ul>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口では本人から直接書面を受け取ることを原則とする。</li> <li>郵送の場合は、担当部署の所在地及びあて先を印字した専用封筒を使用するよう促す。</li> </ul> <p>&lt;eLTAXからの入手分について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定個人情報の入手元である納税者等又は国税庁からの入手は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)からLGWANを通じて、審査システム及び国税連携システムを利用して入手している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	・個人番号利用業務以外から、または個人番号を必要としない業務から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・事務に必要な情報はシステム内に保持しない。 ・データで提出されるなどによりシステム内に保持せざるを得ない場合は、データベース上には保持するが、画面には表示しないよう制限を行う。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	・職員証(ICカード)とパスワードの二要素によりユーザIDの認証を行う。 ・ユーザIDに付与されるアクセス権限によって、業務従事者が業務に必要な範囲の特定個人情報ファイルだけにアクセスすることができるように制御する。 ・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかに失効処理を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	・発効管理: 人事異動があった場合等には、速やかに発効処理を行う。 ・失効管理: 人事異動があった場合等には、速やかに失効処理を行う。 ※発効、失効いずれの場合も、発効・失効作業を行った者以外の他の者が二重チェックを行い、正しく登録・削除されているかを確認する。
アクセス権限の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	共用IDは発行せず、個人に対してユーザIDを発行する。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]      <選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	・誰が、いつ、どの情報にアクセスしたかについて、アクセスログを残して管理する。 ・特定個人情報のアクセスログについて、年一回以上随時分析し、業務時間帯以外のアクセス、業務上想定されない頻度のアクセスの有無がないか確認する。分析の結果は、情報システム管理者に報告する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	定期的を実施する情報セキュリティ研修等を通して、特定個人情報の業務外利用の禁止や漏洩時の罰則、アクセスログが確実に記録されていること等について、従業者に周知徹底する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・通常ユーザ用と管理者用とにアクセス権限を分け、システムのバックアップデータ等の重要データには管理者権限のみがアクセスできるようにする。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託契約書において、情報保護管理体制に関する以下の文書の提出を義務づけている。               <ol style="list-style-type: none"> <li>情報セキュリティ及び個人情報保護に関する社内規程又は基準</li> <li>以下の内容を含む従事者名簿                   <ol style="list-style-type: none"> <li>電算処理の責任者及び電算処理を行う者の氏名、責任、役割及び業務執行場所</li> <li>委託業務において個人情報を取り扱う者及び個人情報に係る記録媒体の授受に携わる者の氏名並びに業務執行場所</li> <li>委託業務に関する緊急時連絡先一覧</li> </ol> </li> </ol> </li> </ul> <p>&lt;審査システム及び国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第2条の4に規定する法人であって、総務大臣が指定した地方税共同機構が認めた事業者委託している。当該事業者は、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定に適合したセキュリティ対策が確保されると認められ、ISMS認証又はプライバシーマークを取得している。また、地方税共同機構では外部監査を実施し、地方公共団体に結果を報告している。</li> </ul>	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している                      2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託契約書において、委託業務で取り扱う情報の目的外使用や複写等の禁止、委託業務の終了後の情報の消去及び消去内容の報告、委託業務で使用するパソコン等の盗難防止対策の実施、システム用IDの適切な管理等の対策の実施、情報セキュリティに関する教育の実施等、情報セキュリティの確保に必要な人的・物的・技術的対策の実施を義務づけている。</li> </ul>	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している                      2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常業務における端末からの情報照会・更新については、作業端末へのログイン記録を残している。</li> <li>システム保守作業については、作業内容の記録を提出させている。</li> <li>電子記録媒体等については、管理簿を作成し、引渡し及び返却を管理する。</li> </ul>	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                              2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託契約書において、委託業務で取り扱う情報の目的外使用や複写等の禁止、委託業務の終了後の情報の消去及び消去内容の報告、情報セキュリティに関する教育の実施等を義務づけている。</li> <li>審査システム及び国税連携システムから地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて納税者等に提供する場合は、区の指示に基づき、定められた手順に従いLGWAN回線を用いて行う。</li> </ul>	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託契約書において、以下の事項を義務づけている。               <ol style="list-style-type: none"> <li>区より特定個人情報を含む情報資産を受領した場合、区に対して受領証を提出すること。</li> <li>区より受領した情報資産を適切に管理するため、情報資産の受領記録簿を作成するとともに、区から要請があった場合は、速やかに当該記録簿を提示すること。</li> <li>委託業務が完了したときは、区より受領した情報資産を速やかに区に返却すること。返却が不可能な情報資産は、区の上承のもと、バックアップデータを含め、情報及び情報資産を復元できないように処置した上で廃棄すること。</li> </ol> </li> <li>区は、委託先へ特定個人情報を含む情報資産を提供(引渡し)した場合は、所定の記録簿に記載するとともに、事後、上長が確認することとしている。</li> </ul>	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                              2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務完了後にデータ削除を行い、削除証明書を提出させる。</li> <li>委託契約書において、委託業務で取り扱う情報の目的外使用や複写等の禁止、委託業務の終了後の情報の消去及び消去内容の報告、情報セキュリティに関する教育の実施等を義務づけている。</li> </ul>	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持義務</li> <li>・管理体制等の通知</li> <li>・目的外使用等及び複写等の禁止</li> <li>・物的セキュリティ対策</li> <li>・人的セキュリティ対策</li> <li>・技術的及び運用におけるセキュリティ対策</li> <li>・監査、施設への立入検査の受入れ</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<p>・委託契約書において、委託業務で取り扱う情報の目的外使用や複写等の禁止、委託業務の終了後の情報の消去及び消去内容の報告、委託業務で使用するパソコン等の盗難防止対策の実施、システム用IDの適切な管理等の対策の実施、情報セキュリティに関する教育の実施等、情報セキュリティの確保に必要な人的・物的・技術的対策の実施を義務づけるとともに、再委託先に同様の事項を遵守させることを義務づけている。</p>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	移転は庁内ネットワークや庁内システム間連携のみであり、連携時のログ、アクセスログ等により記録する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法および条例の規定により、認められる範囲の特定個人情報の移転について、規定の範囲内において特定個人情報の提供を行う。	
その他の措置の内容	設置された端末では、権限を持った職員の許可がなければ情報の取り出しができないようにしている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の移転については、移転の記録が残る庁内連携システムを通して行うことで、不適切な移転を防止する。</li> <li>・他市区町村への情報提供については、情報提供ネットワーク接続用の端末でしか操作できず、また権限を持った職員しか操作できない仕組みとしている。</li> <li>・審査システム及び国税連携システムから提供するデータは、LGWANを用いる仕組みとしているため、その他の方法で特定個人情報が提供されることはない。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携では、番号法及び条例にて規定された部署のみ照会可能となっている。</li> <li>・庁内連携では、本業務で保有する情報をすべて連携することは行わず、限定された情報のみ照会対象としている。</li> <li>・審査システム及び国税連携システムから、納税者等、国税庁に提供する情報は、定められた仕様に基づくものであるが、提供する際は、複数の職員で確認するため、誤った情報や誤った相手に提供するリスクは少ない。また、ファイアウォールを設置し、通信制御を行い、LGWANを用いている。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;世田谷区における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法の規定に基づき、認められている範囲内において特定個人情報の照会を行う。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報のアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録される。番号法及び条例上認められる提供以外は受け付けず、システム上提供が認められなかった場合においても記録を残し、提供記録は7年分保管する。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;世田谷区における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した特定個人情報について、住民税システム内の情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。また、別途、届出または申告時には、その都度、届出などの内容と突合を行い、特定個人情報の正確性確認を行う。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;</p> <p>・情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報が漏えい・紛失することを防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;</p> <p>・情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録される。番号法及び条例上認められる提供以外は受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかった場合においても記録を残し、提供記録は7年分保管する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;</p> <p>・情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;世田谷区における措置&gt;</p> <p>・庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することは行わず、番号法の規定及び条例に基づき認められる情報のみを提供する仕組みとしている。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; 世田谷区事務センター、システム運用委託先業者のデータセンター等において、以下の対策を実施している。 ①外部進入防止:外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ ②入退館管理:ICカード+手のひら静脈認証、要員所在管理システム ③持込・持出防止:金属探知機、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; ・住民税システムへのアクセス時におけるICカード+パスワード認証 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている

		3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者と死者を区別することなく、同様の基準で管理する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	納税者情報については、随時、本人確認を行い、変更があればその都度データを修正している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<p>・地方税法の定めにより賦課決定等の時効が到来した課税台帳について、年に1度消去処理を実行する。消去処理実施後、正しく消去されていることを職員が確認する。</p> <p>・紙媒体については、保管期間ごとに分けて保管し、保管期限の過ぎたものは外部業者による溶解処理を行う。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>サーバ、端末(パソコン)、記録媒体、紙文書等の情報資産を廃棄する場合は、情報を復元できないように処置した上で廃棄する。機器リース終了による返却の場合も、同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紙文書は、溶解またはシュレッダー処分を行う。</li> <li>・電磁的な記録媒体は、破碎処理、電磁気破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行った上で廃棄する。</li> <li>・サーバ、パソコン等情報機器については、記録装置に対し、物理破壊、磁気破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行う。</li> <li>・データ消去を業者に委託した場合は、消去作業証明書を提出させる。</li> </ul>	

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; ・実際の運用が評価書記載の内容と合致しているかについて、定期的にチェックを行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・運用規則に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[ 特に力を入れて行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; 適正な個人情報の保護やリスク対策を図るため、監査計画を策定し、定期的及び必要に応じて随時、客観的な評価ができる監査を実施し、監査の結果を踏まえて必要な改善を行う。監査に当たっては、以下の観点から実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価書記載事項と運用実態のチェック</li> <li>・ 個人情報保護に関する規程・体制整備</li> <li>・ 個人情報保護に関する人的安全管理措置</li> <li>・ 安全管理措置の周知・教育</li> <li>・ 個人情報保護に関する技術的安全管理措置</li> </ul> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を実施することとしている。</p> <p>&lt;審査システム(eLTAX)・国税連携システム(eLTAX)における措置&gt; ・地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)及び認定委託先事業者に運用委託する審査サーバ・国税連携受信サーバの情報セキュリティ対策状況については、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」及び「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第10条第2項の送信に係る情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準(平成25年総務省告示第428号)」に基づき、協議会において、毎年度、外部の第三者に</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; ①職員が番号制度に関する基礎的事項を常時確認できるよう、研修資料を庁内公開している。また、研修資料は毎年度見直しを実施している。 ②研修終了後に受講者アンケートを実施し、説明内容の理解度を測るほか、次回以降の研修資料等の見直しに活用する。 ③委託先事業者の従業者については、契約時の仕様書に個人情報保護遵守を明記し、委託先事業者の責任者の責において、研修・指導を行わせる。必要に応じて、研修資料等を提供させ、実効性を担保する。 ④違反行為を行った者に対しては、指導を行う。違反行為の程度によっては、懲戒の対象となりうる。また、全従業者に対して、違反事項発生を周知し、再発防止を徹底する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>

### 3. その他のリスク対策

#### <世田谷区における措置>

・世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第7条及び同条例施行規則第6条の規定に基づき、マイナンバー制度セキュリティ会議を設置し、特定個人情報ファイルの取扱いに関する企画及び運用計画、セキュリティ対策等を審議する。

#### <ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

#### <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

②中間サーバーについて、地方公共団体にとって必要な音目を開き、I-1131に上げていく



## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区総務部区政情報課区政情報係
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	区ホームページ上に、請求先、請求方法、諸費用等について掲載する。
③手数料等	[ 無料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: )
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	特別区民税-都民税賦課
公表場所	区政情報センター
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	東京都世田谷区 財務部 課税課 電話: 03-5432-2163
②対応方法	電話による対応を受け付ける。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年8月1日
②しきい値判断結果	<p>[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる</p> <p>2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	<p>以下のとおり、区民意見募集を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区ホームページに掲載する。</li> <li>・課税課窓口にて、「特定個人情報保護評価書」全文を閲覧できるようにする。</li> </ul>
②実施日・期間	令和5年8月25日(金)～令和5年9月24日(日)(30日間)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	・個人情報流出問題は区民の人生や信用問題に関わる重大懸案事項だ。下請け外注にマニュアル作成だけを依頼してもシステムとして機能しなければ全く意味がない。
⑤評価書への反映	特になし
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

### (別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	納税課長 竹花 潔	納税課長 小淵 由紀夫	事後	
平成28年1月1日	II 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先	東芝ソリューション株式会社	インテック株式会社	事後	
平成28年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課税課長 太田 一郎	課税課長 古川 雅也	事後	
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手使用 ①入手元「評価実施機関内の他部署」	地域行政部地域窓口調整課、保健福祉部生活福祉担当課、保健福祉部国保・年金課、障害福祉担当部障害施策推進課、高齢福祉部介護保険課	地域行政部住民記録・戸籍課、保健福祉部生活福祉担当課、保健福祉部国保・年金課、障害福祉担当部障害施策推進課、高齢福祉部介護保険課	事後	
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手使用 ⑦使用の主体	財務部課税課・納税課、太子堂出張所・経堂出張所・北沢出張所・等々力出張所・用賀出張所・成城出張所・烏山出張所、用賀出張所二子玉川分室、烏山総合支所地域振興課区民・戸籍係	財務部課税課・納税課、各総合支所区民課(太子堂出張所・経堂出張所・北沢出張所・等々力出張所・用賀出張所・成城出張所・烏山出張所、用賀出張所二子玉川分室、烏山総合支所区民・戸籍係)	事後	
平成29年1月1日	II 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先	東京ソフト株式会社	キャリアリンク株式会社 恵和ビジネス株式会社	事後	
平成29年1月1日	II 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先	小林クリエイト株式会社、株式会社東計電算、共同印刷株式会社	なし	事後	
平成29年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	納税課長 小淵 由紀夫	納税課長 庄司 秀人	事後	
平成30年1月1日	II 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先	キャリアリンク株式会社 恵和ビジネス株式会社	恵和ビジネス株式会社	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先	恵和ビジネス株式会社	シティコンピューター株式会社	事後	
平成31年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課税課長 古川 雅也	課税課長	事後	
平成31年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	納税課長 庄司 秀人	納税課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1	世田谷総合支所生活支援課、保健福祉課、健康づくり課 北沢総合支所生活支援課、保健福祉課、健康づくり課 玉川総合支所生活支援課、保健福祉課、健康づくり課 砧総合支所生活支援課、保健福祉課、健康づくり課 烏山総合支所生活支援課、保健福祉課、健康づくり課、 計画調整課、生活福祉担当課、国保・年金課、 保険料収納課、臨時福祉給付金担当課、 障害施策推進課、障害者地域生活課、高齢福祉課、 介護保険課、子ども育成推進課、児童課、 保育課、子ども家庭課、住宅課、 世田谷保健所健康企画課、健康推進課、感染症対策課、生活保健課	世田谷総合支所保健福祉センター 生活支援課、保健福祉課、健康づくり課、子ども家庭支援課 北沢総合支所保健福祉センター 生活支援課、保健福祉課、健康づくり課、子ども家庭支援課 玉川総合支所保健福祉センター 生活支援課、保健福祉課、健康づくり課、子ども家庭支援課 砧総合支所保健福祉センター 生活支援課、保健福祉課、健康づくり課、子ども家庭支援課 烏山総合支所保健福祉センター 生活支援課、保健福祉課、健康づくり課、子ども家庭支援課 調整・指導課、生活福祉担当課、国保・年金課、保険料収納課、 障害施策推進課、障害者地域生活課、高齢福祉課、介護保険課、子ども育成推進課、児童課、 保育課、子ども家庭課、住宅課、 世田谷保健所健康企画課、健康推進課、感染症対策課、生活保健課	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手使用 ⑦使用の主体	財務部課税課・納税課、各総合支所区民課(太子堂出張所・経堂出張所・北沢出張所・等々力出張所・用賀出張所・成城出張所・烏山出張所、用賀出張所二子玉川分室、烏山総合支所区民・戸籍係)	財務部課税課・納税課、各総合支所区民課(太子堂出張所・経堂出張所・北沢出張所・等々力出張所・用賀出張所・成城出張所・烏山出張所、用賀出張所二子玉川分室、烏山総合支所区民・戸籍)	事後	
令和1年7月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手使用 ⑦使用の主体	財務部課税課・納税課、各総合支所区民課(太子堂出張所・経堂出張所・北沢出張所・等々力出張所・用賀出張所・成城出張所・烏山出張所、用賀出張所二子玉川分室、烏山総合支所区民・戸籍)	財務部課税課・納税課、各総合支所区民課(太子堂出張所・経堂出張所・北沢出張所・等々力出張所・用賀出張所・成城出張所・烏山出張所、二子玉川出張所、烏山総合支所区民・戸籍)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な方法	・ユーザIDとパスワードによる認証を行う。 ・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかに失効処理を行う。	・職員証(ICカード)とパスワードの二要素によりユーザIDの認証を行う。 ・ユーザIDに付与されるアクセス権限によって、業務従事者が業務に必要な範囲の特定個人情報だけにアクセスすることができるように制御する。 ・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかに失効処理を行う。	事後	
令和2年9月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	・誰が、いつ、どの情報にアクセスしたかについて、アクセスログを残して管理する。	・誰が、いつ、どの情報にアクセスしたかについて、アクセスログを残して管理する。 ・特定個人情報のアクセスログについて、年一回以上随時分析し、業務時間帯以外のアクセス、業務上想定されない頻度のアクセスの有無がないか確認する。分析の結果は、情報システム管理者に報告する。	事後	
令和2年9月1日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p>&lt;世田谷区における措置&gt;</p> <p>①職員に対して、年一回、セキュリティ研修を行う際に、評価書を配布し、内容理解及びその遵守を徹底する。</p> <p>②委託先事業者の従業者については、契約時の仕様書に個人情報保護遵守を明記し、委託先事業者の責任者の責において、研修・指導を行わせる。必要に応じて、研修資料等を提供させ、実効性を担保する。</p> <p>③違反行為を行った者に対しては、指導を行う。違反行為の程度によっては、懲戒の対象となりうる。また、全従業者に対して、違反事項発生を周知し、再発防止を徹底する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt;</p> <p>①職員に対して、年一回、セキュリティ研修を行う際に、評価書を配布し、内容理解及びその遵守を徹底する。</p> <p>②研修終了後に受講者アンケートを実施し、説明内容の理解度を測るほか、次回以降の研修資料等の見直しに活用する。</p> <p>③委託先事業者の従業者については、契約時の仕様書に個人情報保護遵守を明記し、委託先事業者の責任者の責において、研修・指導を行わせる。必要に応じて、研修資料等を提供させ、実効性を担保する。</p> <p>④違反行為を行った者に対しては、指導を行う。違反行為の程度によっては、懲戒の対象となりうる。また、全従業者に対して、違反事項発生を周知し、再発防止を徹底する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月1日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>②中間サーバーについて、地方公共団体にとって必要な意見を国やJ-LISに上げていく。</p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt;</p> <p>・世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第7条及び同条例施行規則第6条の規定に基づき、マイナンバー制度セキュリティ会議を設置し、特定個人情報ファイルの取扱いに関する企画及び運用計画、セキュリティ対策等を審議する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>②中間サーバーについて、地方公共団体にとって必要な意見を国やJ-LISに上げていく。</p>	事後	
令和2年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3(電話催告システム) ③他のシステムとの接続	[その他](媒体での連携のため他のシステムとは接続しない)	[○]税務システム	事後	
令和2年9月1日	(別添1)事務内容	電話催告システムとSKY2システムに関して、媒体による連携と図式していた。	取り扱い変更に伴い、図の差し替え。	事後	
令和2年9月1日	II 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先	恵和ビジネス株式会社	シティコンピュータ株式会社	事後	
令和2年9月1日	II 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先	TIS株式会社	株式会社NTTデータ	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項5 ⑦再委託の有無	[再委託しない]	[再委託する]	事後	
令和2年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項5 ⑧再委託の許諾方法	[追加]	下記事項を書面にて確認し再委託を承認した  ・再委託先は地方税電子化協議会に登録されたeLTAXサポート事業者であること ・契約の履行における再委託先の行為については受任者が一切の責任を負うこと ・機密保持及び個人情報保護に関しては、再委託先にも契約と同様の守秘義務を課すこと	事後	
令和2年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項5 ⑨再委託事項	[追加]	審査サービスにおける現地対応作業 審査サービスの利用における問い合わせ対応	事後	
令和2年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2(課税支援システム) ③他のシステムとの接続	[○] 税務システム	[○] その他(媒体での連携のため他のシステムとは接続しない)	事後	
令和2年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7(審査システム) ③システムの機能	審査システムでは、個人住民税に係って、給与支払報告書に係るデータは給与支払報告者から、公的年金等支払報告書等は年金支払報告者から、一般社団法人地方税電子化協議会が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受付する。また、給与所得者及び年金所得者の税額通知等は、審査システムから地方税ポータルセンタを通じて、特別徴収義務者に送付する。 受領した申告等の審査、照会、印刷、検索、ダウンロード、データ連携などを行うことができる。	[一部文言追加]  審査システムでは、個人住民税に係って、給与支払報告書に係るデータは給与支払報告者から、公的年金等支払報告書等は年金支払報告者から、一般社団法人地方税電子化協議会が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受付する。また、給与所得者及び年金所得者の税額通知等は、審査システムから地方税ポータルセンタを通じて、特別徴収義務者に送付する。 受領した申告等の審査、照会、印刷、検索、ダウンロード、データ連携などを行うことができる。 共通納税機能として特別徴収義務者からの納付情報をファイル・帳票で取得する。 また、特別徴収義務者の納付情報に特定キーを紐づけるためのファイルをアップロードを行うことができる。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1(SKY2住民税システム) ③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> その他(システム2の「課税支援システム」)	[文言削除] [ <input type="checkbox"/> ] その他( )	事後	
令和3年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1(SKY2住民税システム) ③他のシステムとの接続	[ <input type="checkbox"/> ] その他( )	<input type="checkbox"/> その他(システム2「課税支援システム」)	事後	
令和3年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2(課税支援システム) ③他のシステムとの接続	[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム [ <input type="checkbox"/> ] その他(媒体での連携のため他のシステムとは接続しない)	[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム [ <input type="checkbox"/> ] その他	事後	
令和3年9月1日	(別添1)事務内容	課税支援システムとSKY2住民税システム間を媒体による連携と図式	課税支援システムとSKY2住民税システム間の接続を図式	事後	
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関連情報	[ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関連情報	事後	
令和3年9月1日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	財務部課税課・納税課、各総合支所区民課(太子堂出張所・経堂出張所・北沢出張所・等々力出張所・用賀出張所・成城出張所・烏山出張所、二子玉川出張所、烏山総合支所区民・戸籍)	財務部課税課・納税課、各総合支所区民課(世田谷総合支所くみん窓口・太子堂出張所・経堂出張所・北沢総合支所くみん窓口・玉川総合支所くみん窓口・用賀出張所・二子玉川出張所・砧総合支所くみん窓口・烏山総合支所くみん窓口・烏山出張所)	事後	
令和3年9月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	株式会社マイクロフィッシュ	株式会社総合キャリアオプション	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提出先1～20 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供のルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・審査システム及び国税連携システムから地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて納税者等に提供する場合は、本市の指示に基づき、定められた手順に従いLGWAN回線を用いて行う。	・審査システム及び国税連携システムから地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて納税者等に提供する場合は、区の指示に基づき、定められた手順に従いLGWAN回線を用いて行う。	事後	
令和3年9月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	
令和3年9月1日	(別添2)ファイル記録項目(住民税)(1)住民税賦課情報 ファイル<基本情報>	[追加]	ひとり親区分	事後	
令和3年9月1日	(別添2)ファイル記録項目(住民税)(1)住民税賦課情報 ファイル<資料情報>	[追加]	ひとり親区分	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	(別添2)ファイル記録項目(住民税)(1)住民税賦課情報ファイル<賦課情報>	[追加]	ひとり親区分	事後	
令和3年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4(番号連携サーバー) ③他のシステムとの接続	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム [ <input type="checkbox"/> ] その他	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム [ <input type="checkbox"/> ] その他(システム5「中間サーバー」)	事後	
令和3年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5(中間サーバー) ③他のシステムとの接続	[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム [ <input type="checkbox"/> ] その他	[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム [ <input type="checkbox"/> ] その他(システム4「番号連携サーバー」)	事後	
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑦再委託の有無	再委託する	再委託しない	事後	
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提出先21~55、57 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提出先56 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフトウェア等を用いて完全に消去する。	②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	
令和4年12月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 リスクに対する措置の内容	・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	
令和4年12月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3 リスクに対する措置の内容	・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	
令和4年12月1日	IV その他のリスク対策 2 従業員に対する教育 具体的な方法	<世田谷区における措置> ①職員に対して、年一回、セキュリティ研修を行う際に、評価書を配布し、内容理解及びその遵守を徹底する。	<世田谷区における措置> ①職員が番号制度に関する基礎的事項を常時確認できるよう、研修資料を庁内公開している。また、研修資料は毎年度見直しを実施している。	事後	
令和4年12月1日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和元年6月21日	令和4年12月1日	事後	
令和4年12月1日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託 委託事項3 ⑥委託先名	シティコンピュータ株式会社	株式会社イマージュ	事後	
令和4年12月1日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託 委託事項4 ⑥委託先名	株式会社総合キャリアオプション	ヒューマンリソシア株式会社	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6(OCR済通読込・伝送システム) ③他システムとの接続	その他[○](媒体にて連携しているため、他システムとは接続していない)	[○]税務システム その他[ ]( )	事後	
令和4年12月1日	(別添1)事務内容	OCR済通読込・伝送システムとSKY2住民税システム間を媒体による連携と図式 OCR済通読込・伝送システムからSKY2住民税システムのアスタリスク及び両矢印(点線)	OCR済通読込・伝送システムとSKY2住民税システム間の接続を図式 OCR済通読込・伝送システムからSKY2住民税システムのアスタリスクの削除及び下向き矢印(実線)	事後	
令和4年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[ ]その他 ( )	[○]その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)	事前	
令和4年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 ※	[○]行政機関・独立行政法人等(世田谷区が課税権を持つ従業員のいる法人等)	[○]行政機関・独立行政法人等(世田谷区が課税権を持つ従業員のいる法人等デジタル庁)	事前	
令和4年12月1日	(別添2)ファイル記録項目 課税台帳ファイル (2)収納管理台帳 <宛名情報>	口座情報	口座情報(公金受取口座含む)	事前	
令和4年12月1日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託 委託事項5 ⑧再委託の許諾方法	・再委託先は地方税電子化協議会に登録されたeLTAXサポート事業者であること	・再委託先は地方税共同機構に登録されたeLTAXサポート事業者であること	事後	
令和4年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 ※	その他[ 地方税電子化協議会 ]	その他[ 地方税共同機構 ]	事後	
令和4年12月1日	I 基本情報 システム7, 8 ②システムの機能	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月1日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託 委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ⑥委託先名	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	
令和4年12月1日	II ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	
令和4年12月1日	III リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	
令和4年12月1日	IV リスク対策(その他) 1. 監査	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	
令和6年1月4日	II ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	右記を追加	<p>&lt;カハメントクラウドにおける指直&gt;</p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</li> </ul> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月4日	II ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	右記を追加	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>	事前	
令和6年1月4日	III リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	右記を追加	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月4日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤技術的対策 具体的な対策の内容	右記を追加	<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	
令和6年1月4日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	右記を追加	<ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月4日	IV リスク対策(その他) 1. 監査 ②監査 具体的な内容	右記を追加	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	
令和6年1月4日	IV リスク対策(その他) 3. その他のリスク対策	右記を追加	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	
令和6年1月4日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1 SKY2住民税システムの保守・運用 ①委託内容	右記を追加	ガバメントクラウドへのシステム構築・データ移行等	事前	
令和6年1月4日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2 課税支援システムの保守・運用 ①委託内容	右記を追加	ガバメントクラウドへのデータ移行等	事前	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月4日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ①方法	以下のとおり、区民意見募集を行う。 ・区のお知らせ「せたがや」に掲載する。 ・窓口調整・番号制度担当課、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、図書館、区のホームページにて、「特定個人情報保護評価書」全文を閲覧できるようにする。	以下のとおり、区民意見募集を行う。 ・区ホームページに掲載する。 ・課税課窓口にて、「特定個人情報保護評価書」全文を閲覧できるようにする。	事前	
令和6年1月4日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和4年12月1日	令和5年8月1日	事前	
令和6年1月4日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和元年11月1日(金)～令和元年11月30日(土)(30日間)	令和5年8月25日(金)～令和5年9月24日(日)(30日間)	事前	
令和6年1月4日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	意見なし	・個人情報流出問題は区民の人生や信用問題に関わる重大懸案事項だ。下請け外注にマニュアル作成だけを依頼してもシステムとして機能しなければ全く意味がない。	事前	
令和6年1月4日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映	-	特になし	事前	
令和6年1月4日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1 SKY2住民税システムの保守・運用 ①委託内容	SKY2住民税システムの保守・運用	住民税システムの構築・保守・運用	事前	
令和6年1月4日	全項目	SKY2住民税システム	住民税システム	事前	

改定前の特定個人情報保護評価書との相違点及び審査の観点(特別区民税事務)

特定個人情報ファイルの概要					
4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託					
通番	ページ	項目	審査の観点 主な相違点	改定後(下線部が修正・追記箇所)	改定前(下線部が修正・削除箇所)
1	10	委託事項1 委託内容	標準準拠システムへの移行に伴い追加する委託内容は妥当か	住民税システム等のパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出、 <u>ガバメントクラウドへのシステム構築・データ移行等</u>	住民税システム等のパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出
2	11	委託事項2 委託内容	標準準拠システムへの移行に伴い追加する委託内容は妥当か	課税支援システムのパッケージアプリケーション保守作業、職員からの問い合わせに対する調査、 <u>作業指示に基づくデータ抽出、ガバメントクラウドへのデータ移行等</u>	課税支援システムのパッケージアプリケーション保守作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出

6.特定個人情報の保管・消去					
通番	ページ	項目	審査の観点 主な相違点	改定後(下線部が修正・追記箇所)	改定前(下線部が修正・削除箇所)
3	37	保管場所	標準準拠システムへの移行に伴い活用するガバメントクラウド(デジタル庁調達)における措置が適切か	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; (同右)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; (同右)</p> <p><u>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</u> サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、<u>セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、</u> <u>次を満たすものとする。</u> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; 世田谷区事務センター、システム運用委託先業者のデータセンター等において、以下の対策を実施している。 外部進入防止:外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ 入退館管理:ICカード+手のひら静脈認証、要員所在管理システム 持込・持出防止:金属探知機、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理</p> <p>申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
4	38	消去方法	標準準拠システムへの移行に伴い活用するガバメントクラウド(デジタル庁調達)における措置が適切か	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; (同右)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; (同右)</p> <p><u>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</u> 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 <u>クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に基いて確実にデータを消去する。</u> <u>既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</u></p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; データベースに記録されたデータは、システム機能にて完全に消去する。 申請書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ディスク交換やハード更改の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出されないよう、物理的破壊により完全に消去する</p>

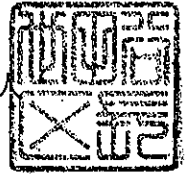
リスク対策					
7. 特定個人情報の保管・消去					
通番	ページ	項目	審査の観点 主な相違点	改定後(下線部が修正・追記箇所)	改定前(下線部が修正・削除箇所)
5	50	リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 物理的対策 具体的な対策の内容	標準準拠システムへの移行に伴い活用するガバメントクラウド(デジタル庁調達)における措置が適切か	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; (同右)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; (同右)</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;  <u>ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</u>  <u>事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出せないこととしている。</u></p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; 世田谷区事務センター、システム運用委託先業者のデータセンター等において、以下の対策を実施している。  外部進入防止:外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ  入退館管理:ICカード+手のひら静脈認証、要員所在管理システム  持込・持出防止:金属探知機、生体認証ラック閉閉管理、DRタグによる媒体管理</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。  特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
6	50	リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 技術的対策 具体的な対策の内容	標準準拠システムへの移行に伴い活用するガバメントクラウド(デジタル庁調達)における措置が適切か	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; (同右)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; (同右)</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;  <u>国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</u>  <u>地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準[第1.0版]」(令和4年10月「デジタル庁」以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(「利用基準」に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</u>  <u>クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</u>  <u>クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</u>  <u>地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</u>  <u>ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</u>  <u>地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</u>  <u>地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</u></p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt;  システムへのアクセス時におけるICカード+パスワード認証  ウイルス対策ソフトウェアの導入  外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。  中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。  導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
7	51	リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 手順の内容	標準準拠システムへの移行に伴い活用するガバメントクラウド(デジタル庁調達)における措置が適切か	<p>・地方税法の定めにより賦課決定等の時効が到来した課税台帳について、年に1度消去処理を実行する。消去処理実施後、正しく消去されていることを職員が確認する。  ・紙媒体については、保管期間ごとに分けて保管し、保管期限の過ぎたものは外部業者による溶解処理を行う。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;  <u>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</u></p>	<p>・地方税法の定めにより賦課決定等の時効が到来した課税台帳について、年に1度消去処理を実行する。消去処理実施後、正しく消去されていることを職員が確認する。  ・紙媒体については、保管期間ごとに分けて保管し、保管期限の過ぎたものは外部業者による溶解処理を行う。</p>

その他のリスク対策					
1. 監査					
通番	ページ	項目	審査の観点 主な相違点	改定後(下線部が修正・追記箇所)	改定前(下線部が修正・削除箇所)
8	52	監査 具体的な内容	標準準拠システムへの移行に伴い活用するガバメントクラウド(デジタル庁調達)における措置が適切か	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; (同右)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; (同右)</p> <p><u>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</u> <u>ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</u></p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; 適正な個人情報の保護やリスク対策を図るため、監査計画を策定し、定期的及び必要に応じて随時、より客観的な評価ができる監査を実施し、監査の結果を踏まえて必要な改善を行う。監査に当たっては、以下の観点から実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価書記載事項と運用実態のチェック</li> <li>・ 個人情報保護に関する規程・体制整備</li> <li>・ 個人情報保護に関する人的安全管理措置</li> <li>・ 安全管理措置の周知・教育</li> <li>・ 個人情報保護に関する技術的安全管理措置</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を実施することとしている。</p>
3. その他のリスク対策					
9	53	3. その他のリスク対策	標準準拠システムへの移行に伴い活用するガバメントクラウド(デジタル庁調達)における措置が適切か	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; (同右)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; (同右)</p> <p><u>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</u> <u>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</u> <u>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</u> <u>具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</u></p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; ・ 世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第7条及び同条例施行規則第6条の規定に基づき、マイナンバー制度セキュリティ会議を設置し、特定個人情報ファイルの取扱いに関する企画及び運用計画、セキュリティ対策等を審議する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>中間サーバーについて、地方公共団体にとって必要な意見を国やJ-LISに上げていく。</p>

諮問第1007号  
令和5年10月20日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会  
会長 山田健太様

世田谷区長  
保坂展人



世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

特定個人情報保護評価における第三者点検について  
(介護保険事務)

# 諮問第1007号

特定個人情報保護評価における第三者点検について  
(介護保険事務)

令和5年10月27日  
地域行政部マイナンバー担当課  
高齢福祉部介護保険課

## 1 諮問の趣旨

### (1) 特定個人情報保護評価について

特定個人情報保護評価は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)に基づく番号制度の枠組みの下の保護措置の一つであり、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを宣言するものである。

具体的には、行政機関の長等が評価の実施主体となり、評価対象が特定個人情報を取り扱う事務ごとに定められている。また、特定個人情報の対象人数等のしきい値によって、「特定個人情報保護評価書」(以下「評価書」という。)の種類が基礎項目評価・重点項目評価・全項目評価の三類型に区分され、併せて区民意見募集や第三者点検、国民への公表などの実施手続が定められている。

なお、「介護保険事務」は、しきい値判断の結果、対象者が10万人以上30万人未満、特定個人情報ファイルの取扱者が500人以上となることから、全項目評価の実施が義務付けられることとなる。

### (2) 諮問の理由

番号法第28条の規定において、行政機関の長等は特定個人情報ファイルを保有しようとするとき又は重要な変更を加えようとするときは、特定個人情報保護評価を実施することとされている。

この度、「介護保険事務」に係る特定個人情報ファイルについて、重要な変更を加える必要が生じたため、「特定個人情報保護評価に関する規則」(以下「規則」という。)第7条第4項に基づく評価書の第三者点検について、「世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例」第2条第1項第2号の規定により諮問するものである。

審議資料No. 4 - 2「特定個人情報保護評価書作成の判断基準」及び「番号法における特定個人情報保護評価書「全項目評価」の流れ」参照

## 2 諮問の内容

### (1) 標準準拠システムへの移行について

審議資料No. 1のとおり。

### (2) 介護保険事務における評価書の変更の内容

現在、介護保険事務においては、資格・保険料事務、保険給付事務を主に取り扱うSKY2介護保険システムと、認定審査事務を取り扱う介護保険支援システム(認定支援)の2つのシステムを利用している。

標準準拠システム導入により、ガバメントクラウドにこの2つのシステムの機能を統合した介護保険標準準拠システムを構築し、データ移行を行う。

ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行に伴い、評価書(全項目評

価書)の記載項目のうち、「特定個人情報ファイルの保管場所」、「特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」及び「その他のリスク対策」に変更が生じる。これは、規則第11条に規定される重要な変更該当するため、特定個人情報保護評価を再実施する。

### 3 区民意見募集

規則第7条第1項に基づき区民意見募集を実施した。結果は以下のとおり。

#### (1) 対象事務及び概要

介護保険事務について全項目評価書の改定案を作成し、区民意見募集を実施

#### (2) 期間

令和5年8月25日～同年9月24日の30日間実施

#### (3) 結果

意見0件

### 4 区のマイナンバー制度セキュリティ会議

本件について、令和5年9月28日開催の令和5年度第2回マイナンバー制度セキュリティ会議にて審議し、了承された。

### 5 第三者点検の対象

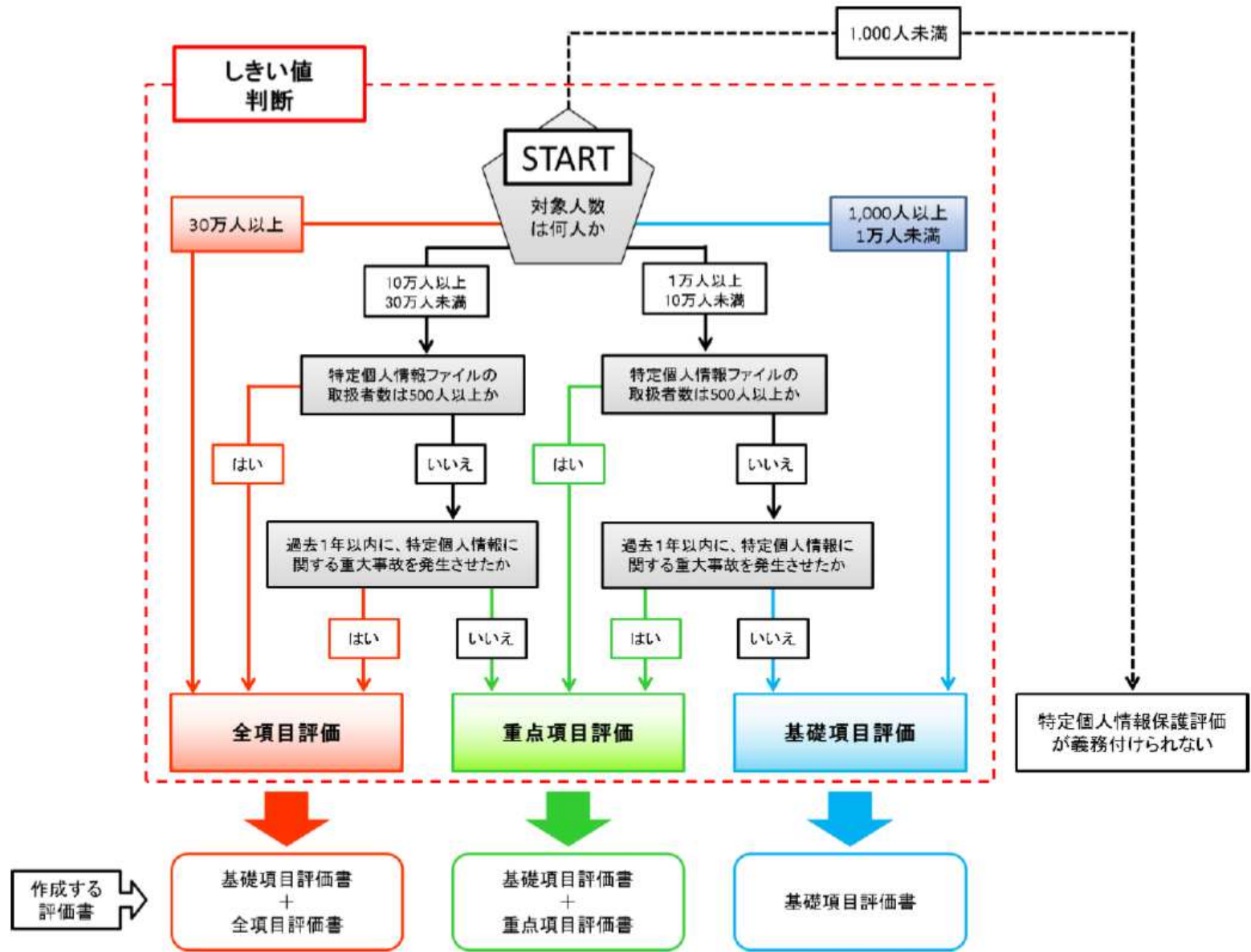
審議資料No.4-3「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)」のとおり。

改定前の評価書との相違点及び審査の観点については、審議資料No.4-4のとおり。

### 6 今後のスケジュール(予定)

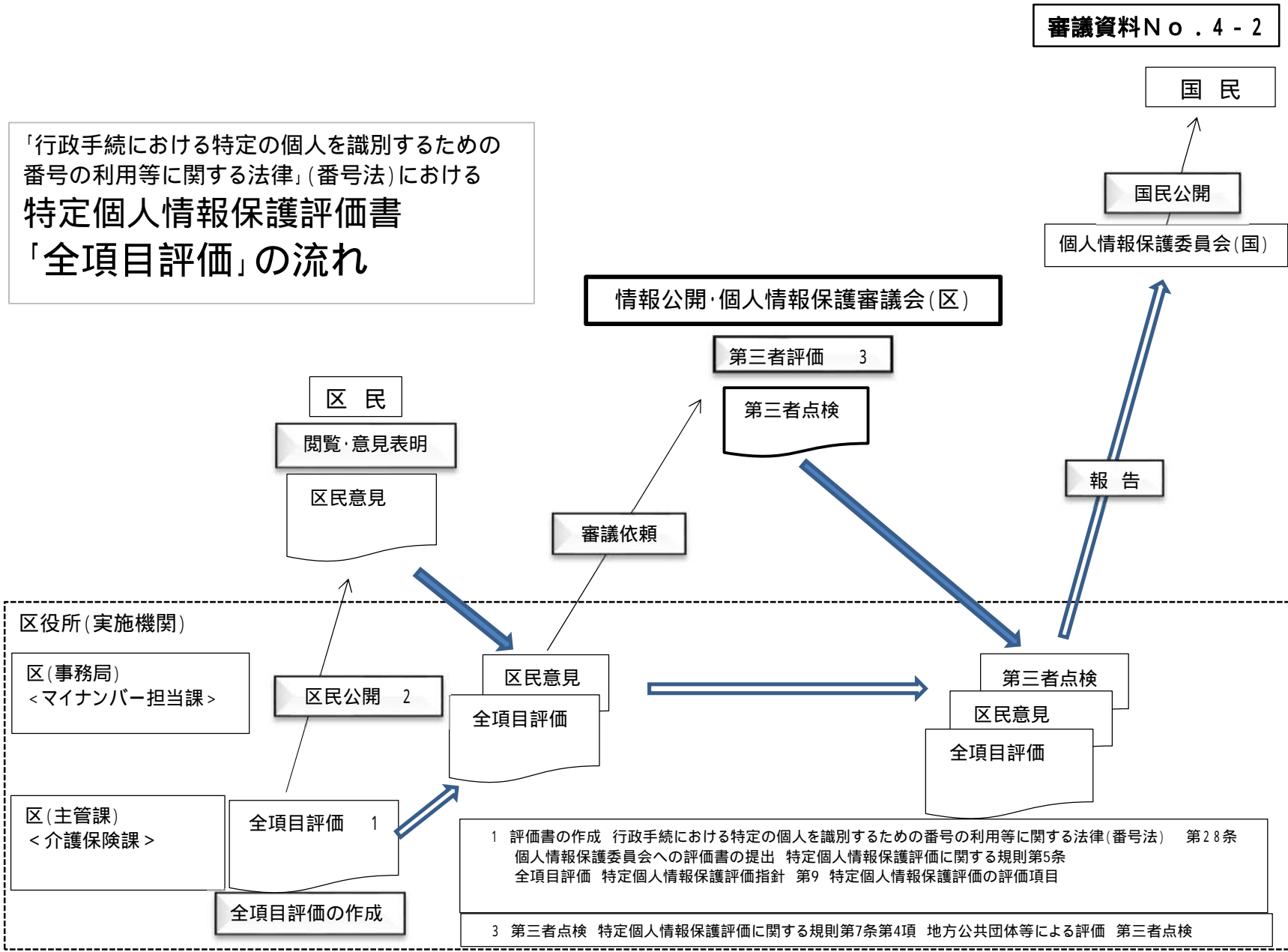
令和5年12月末 国の個人情報保護委員会へ評価書の提出  
評価書の公表

# 特定個人情報評価書作成の判断基準





「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)における  
特定個人情報保護評価書  
「全項目評価」の流れ



# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
38	介護保険事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

世田谷区は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

介護保険事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を契約条件として設定している。

## 評価実施機関名

東京都世田谷区長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

[平成30年5月 様式4]

## 項目一覧

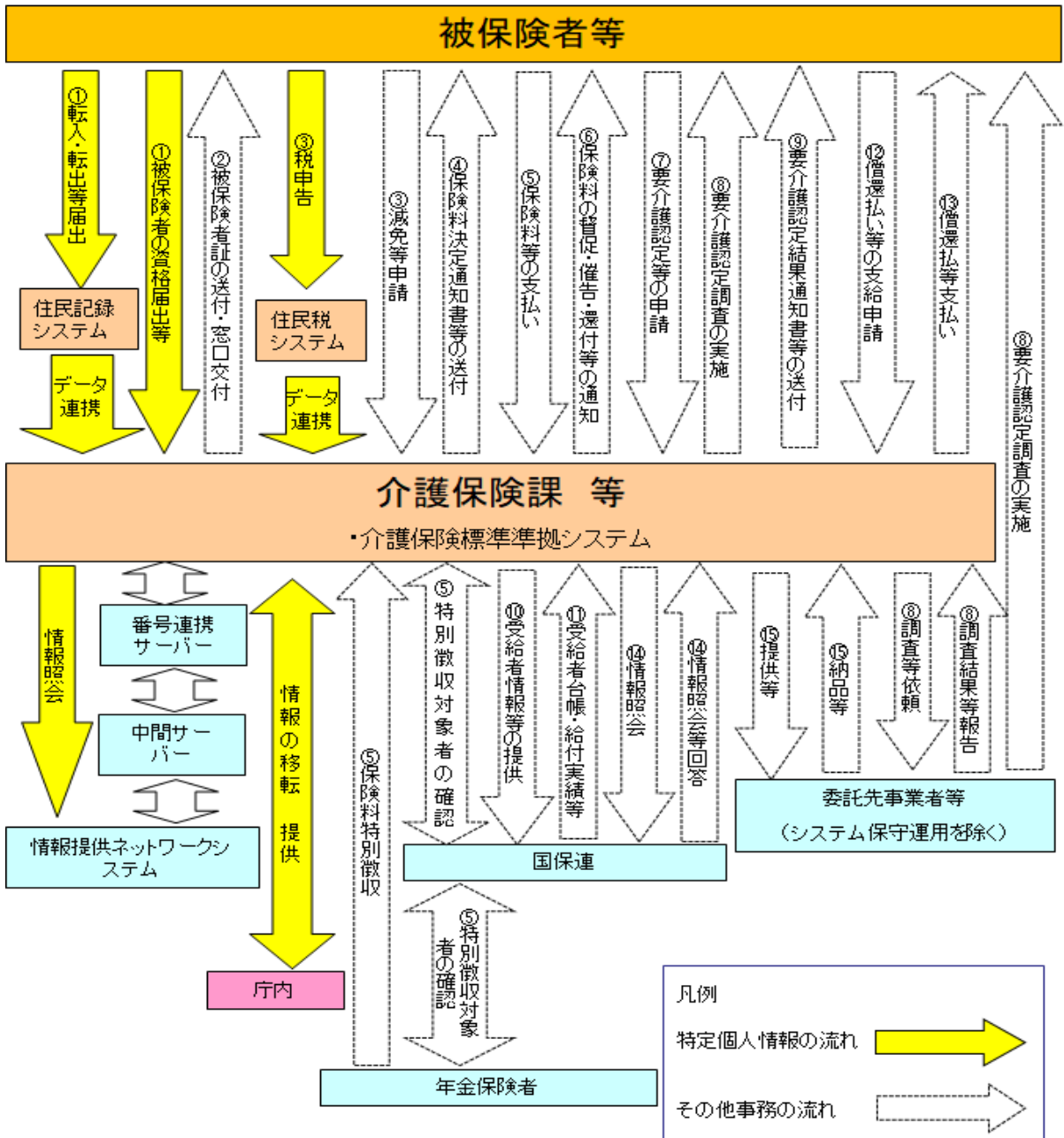
I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所





②実現が期待されるメリット	<p>1. 保険料負担の軽減(要介護認定者等)の負担軽減が図られる。</p> <p>2. 被保険者・要介護(要支援)認定者等の利便性の向上につながる。</p> <p>3. 事務処理の公平・公正・効率化が図られる。</p>
<b>5. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の68
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 実施する  2) 実施しない  3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表第2の以下の項目</p> <p>1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、106、108、109、117、120</p>
<b>7. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	高齢福祉部介護保険課
②所属長の役職名	高齢福祉部介護保険課長
<b>8. 他の評価実施機関</b>	

(別添1) 事務の内容



(備考)

I 被保険者の資格管理

- ① 転入・転出等の住民記録の異動情報、被保険者の届出等による資格の取得、死亡・転出等の異動による資格の喪失管理を行う。
- ② 被保険者等に被保険者証等の送付・窓口交付を行う。
- ⑤ 被保険者証等の発送委託等を行う。

II 保険料の賦課・徴収

- ③ 住民税システムからの被保険者の所得等の情報または被保険者等からの保険料の減免等の申請に基づき、保険料を賦課する。
- ④ 被保険者等に保険料決定通知書等を送付する。
- ⑤ 年金からの天引きの特別徴収、被保険者等からの支払による普通徴収等により、被保険者等からの保険料を徴収する。
- ⑥ 保険料の納付がない場合の督促・催告を行うとともに、保険料を多く支払っている場合は、還付の手続きを行う。
- ⑬ 保険料決定通知書の発送委託等を行う。

III 要介護(要支援)認定等

- ⑦ サービス利用を希望する被保険者等からの要介護(要支援)認定申請書等を受理する。
- ⑧ 区または委託事業者等が要介護認定調査を実施し、主治医に意見書の提供を依頼する。
- ⑨ 被保険者等に対して、要介護認定結果通知書等を送付する。

IV 保険給付

- ⑩ 国保連に受給者情報を提供する。
- ⑪ 国保連を通じて介護サービスの費用の支払い(保険給付)を行い、その実績情報等を受理する。
- ⑫ 被保険者等からの介護サービスの費用の償還払い等の支給申請を受理する。
  
- ⑬ 被保険者等に介護サービスの費用の償還払いを行う。
- ⑭ 国保連に必要な情報を照会し、情報提供を受ける。
- ⑮ 保険給付に関する通知等の発送委託等を行う。



## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	介護保険標準準拠システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
その必要性	個人を正確に特定し、公平・公正な介護保険事務を行うため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)</li> </ul>
その妥当性	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するために保有</li> <li>2. 4情報、連絡先、住民票関係情報:①資格の管理の際に、資格要件を確認するため、②通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡等のため</li> <li>3. 地方税関係情報:収入・所得等に応じて保険料の賦課等を行うため</li> <li>4. 健康・医療関係情報:主治医の意見書等を必要とするため</li> <li>5. 医療保険関係情報:医療保険関係情報により資格の確認、高額医療合算等を行うため</li> <li>6. 障害者福祉関係情報:被保険者の適用除外の確認等を行うため</li> <li>7. 生活保護・社会福祉関係情報:生活保護者に対する保険料の賦課等を行うため</li> <li>8. 介護・高齢者福祉関係情報:介護保険事務を行うため</li> <li>9. 年金関係情報:年金からの保険料の特別徴収等を行うため</li> <li>10. 災害関係情報:保険料・利用料の軽減等を行うため</li> </ol>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月
⑥事務担当部署	介護保険課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 評価実施機関内の他部署 (住民記録・戸籍課、課税課、生活支援課、国保・年金課、保険料収納課、障害施策推進課、障害者地域生活課、高齢福祉課、介護予防・地域支援課、災害対策課)</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁)</li> </ul>









④提供する情報		介護保険給付関係情報としてのエピソード	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険標準拠システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者		
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線	
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input type="checkbox"/> ] 紙	
	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )		
⑦時期・頻度	随時		
提供先5		全国健康保険協会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の6		
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第三十号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険標準拠システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者		
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線	
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input type="checkbox"/> ] 紙	
	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )		
⑦時期・頻度	随時		
提供先6～10			
提供先6		市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の17		
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第15条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険標準拠システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者		
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線	
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input type="checkbox"/> ] 紙	
	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )		
⑦時期・頻度	随時		

<b>提供先7</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の22
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険標準拠システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先8</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の26
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険標準拠システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先9</b>	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の30
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険標準拠システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )

⑦時期・頻度	随時
<b>提供先10</b>	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の33
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>＜選択肢＞</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険標準準拠システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先11</b>	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の39
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>＜選択肢＞</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険標準準拠システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先12</b>	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の42
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>＜選択肢＞</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険標準準拠システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線



⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先13</b>	削除	
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度		
<b>提供先14</b>	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の56の2	
②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険標準準拠システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先15</b>	地方公務員共済組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の58	
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満

本人の数	[ ] 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険標準拠システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先16～20</b>	
<b>提供先16</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の61
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] 10万人以上100万人未満 [ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険標準拠システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先17</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の62
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] 10万人以上100万人未満 [ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険標準拠システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先18</b>	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の80
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

	ごめつしエ務省で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険標準拠システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先19</b>	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の81
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険標準拠システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先20</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の87
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険標準拠システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>提供先21</b>	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の90
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険標準準拠システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先23</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の94
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険標準準拠システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先24</b>	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の95
②提供先における用途	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険標準準拠システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )

⑦時期・頻度	随時
<b>提供先25</b>	都道府県知事又は保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の97
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険標準準拠システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先26</b>	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の106
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険標準準拠システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先27</b>	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の109
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険標準準拠システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )

⑥提供方法	<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先29</b>	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の8	
②提供先における用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険標準準拠システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先30</b>	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の11	
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険標準準拠システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先31</b>	都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の108	
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険標準拠システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先32</b>	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の120	
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険標準拠システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先33</b>	全国健康保険協会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の5	
②提供先における用途	船員保険法第33条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険標準拠システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先34</b>	市町村長又は国民健康保険組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の43	
②提供先における用途	国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満

④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険標準拠システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 電子メール [ ] フラッシュメモリ [ ] その他 ( )	[ ] 専用線 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先35</b>	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の117	
②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険標準拠システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 電子メール [ ] フラッシュメモリ [ ] その他 ( )	[ ] 専用線 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] 紙
⑦時期・頻度	随時	



移転先1	各総合支所保健福祉センター生活支援課、保健福祉課、子ども家庭支援課、DX推進担当課、災害対策課、保健福祉政策課、保健医療福祉推進課、生活福祉課、国保・年金課、保険料収納課、障害施策推進課、障害者地域生活課、高齢福祉課、介護予防・地域支援課、子ども育成推進課、児童課、保育課、保育計画・整備支援担当課、子ども家庭課、若者支援担当課、健康企画課、健康推進課、感染症対策課、生活保健課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例による利用）	
②移転先における用途	区の運営する事務処理システムにて、介護保険給付関係情報として使用する。	
③移転する情報	介護保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者及びその世帯員等	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他（	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	<世田谷区における措置> 世田谷区事務センター、システム運用委託先業者のデータセンター等において、以下の対策を実施している。 ①外部進入防止：外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ ②入退館管理：ICカード＋手のひら静脈認証、要員所在管理システム ③持込・持出防止：金属探知機、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理  申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管している。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。  <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	介護保険法の定めによる

<p>③ 消去方法</p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt;          ①データベースに記録されたデータは、システム機能にて完全に消去する。          ②申請書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。          ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;          ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。          ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。          ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>
<p>7. 備考</p>	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

介護保険情報ファイル

<宛名情報>

宛番号 世帯番号

氏名情報 生年月日 性別 続柄

住民となった年月日 住民となった届出年月日 住民となった事由

住民区分(日本人・外国人)

現住所情報 電話番号

消除情報 世帯加入日 基礎年金番号 処理停止情報

外国人情報 転入転出先情報 介護宛名履歴情報 送付先情報 口座情報(口座登録・連携ファイル関係情報) 記事情報

<資格情報>

被保険者番号 宛番号 被保険者資格区分

資格取得事由・年月日・届出年月日・届出場所

資格喪失事由・年月日・届出年月日・届出場所

資格異動事由・年月日・届出年月日・届出場所

1号該当日 証記載事項変更年月日 証記載事項変更事由

適用除外情報 他住所地特例情報 住所地特例情報 被保険者証情報

事業者情報 医療保険者情報 保険者情報 適用除外施設入所者情報 老人保険情報

<賦課情報>

被保険者番号 相当年度 有資格月 生保対象月 徴収区分

賦課額 減免額 保険料額 保険料ランク

賦課期日 賦課更正年月日 賦課異動年月日 賦課異動事由

減免事由 課税区分 税経過措置区分

合計所得金額 住民税所得割額 住民税均等割額 公的年金収入金額

通知書区分 通知書番号 通知書発行年月日

変更前徴収区分 変更前保険料ランク 変更前税区分 変更前減免事由 変更前賦課額 変更前減免額 変更前保険料

変更前合計所得

現年度賦課 賦課明細情報 保険料減免情報 徴収方法情報 生活保護情報 老齢福祉年金情報

賦課異動情報 要保護者情報 所得情報 住所地特例交換情報

<収納情報>

被保険者番号 賦課年度 相当年度

普徴期別 普徴完納区分 普徴過誤納区分 特徴期別 特徴完納区分 特徴過誤納区分 還付充当停止区分

徴収区分 期別 期月 期別調定額 期別収納額 期別過誤納額 滞繰調定額 滞繰収納額

納期限 督促納期 督促状発行日 督促通知書番号

時効予定日 時効中断事由 時効完成事由 過誤納発生区分 賦課更正事由 賦課更正年月日

収納明細情報 徴収猶予情報 還付充当情報 還付方法情報 返戻情報 不現住情報 口座振替情報 仮収納明細情報

口座振替情報 滞納処分情報 滞納者連絡先情報 交渉経過記事情報 分納管理情報 分納明細情報 訪問実績情報

<認定情報>

資格関連情報 申請・認定関連情報 認定調査関連情報 調査票情報 一次判定関連情報 主治医意見書関連情報

審査会関連情報

<受給者情報>

被保険者番号 受給申請開始年月日 受給資格開始年月日・証明書作成日・証明書番号

前住所地要介護引継 前保険者番号 前保険者名

最新受給者通番 最新給付制限管理通番 前申請通番 前認定通番

旧措置者認定証発行 旧措置者認定証発行日 標準認定証発行番号 標準認定証発行年月日

負担割合認定証発行番号 負担割合認定証発行年月日 医師依頼書発行番号 医師診断命令発行番号

最新利用者減免通番 最新標準減免通番 旧措置者状態 公費負担者番号 公費受給者番号

要介護申請認定情報 利用者負担減免情報 指定サービス種類情報 給付額減額記録管理情報

2号差止情報 支払方法変更情報 給付額減額情報 都減免情報 独自減免情報 資産情報(預貯金等)

<給付情報>

居宅サービス計画作成依頼届出情報

給付管理票受付情報 給付管理票受付明細情報 食事費用請求情報 審査済給付管理票情報

現物特定入所者サービス費情報 当月分給付実績情報 居宅サービス費請求情報 居宅サービス計画作成請求情報

施設サービス費請求情報 給付実績公費情報 償還払い支給申請情報 給付実績基本情報 給付実績明細情報

緊急時施設療養情報 特定診療費情報 食事費用情報 居宅サービス計画作成費情報 福祉用具購入費情報 住宅改修費情報

給付実績集計情報 新特定診療費情報 償還払い特定入所者サービス費情報 高額サービス費支給申請情報

高額サービス費支給明細情報 返戻等情報 償還払い一時差止情報 返戻等対象実績情報 給付費支払方法情報

受給者異動累積情報 共同処理用異動管理情報 受給者台帳対象者情報 生活保護境界層該当者情報

現物社会福祉法人軽減額情報 高額合算支給申請情報 自己負担額証明書申請情報 自己負担額証明書明細情報

高額合算計算結果基本情報 高額合算計算結果明細情報 旧措置者情報 認定申請関連情報 医療保険関連情報

認定調査情報 認定調査項目情報 一時判定結果情報 主治医情報 意見書項目情報 認定申請イメージ情報

認定審査会判定情報 認定審査会情報 受給認定情報 指定サービス情報 限度額情報 種類支給限度額情報

サービス計画作成依頼情報 給付制限情報

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者以外の情報を誤って記載することがないよう、記入例等の案内書類を工夫する。</li> <li>他市区町村から情報を入手する際は、対象者以外の情報入手をしないよう、事務マニュアル等を整備し、処理を統一化する。</li> </ul>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な情報以外を誤って記載することがないよう、記入例等の案内書類を工夫する。</li> <li>他市区町村から情報を入手する際は、必要以外の情報を入手しないよう、事務マニュアル等を整備し、処理を統一化する。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報提出を依頼する際は、その目的及び提出された情報の使用用途について、説明書等を用いて説明する。</li> <li>庁内連携にて入手する場合は庁内連携システムを使用するが、権限を持った者しか情報照会ができず、また情報照会の記録が保存される仕組みとなっている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カードの提示、もしくは通知カードと身分証明書の提示を受けて、本人確認を行う。</li> </ul>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カードの提示、もしくは通知カードと身分証明書の提示に加え、既に入手している個人番号との照合により、真正性確認を行う。</li> </ul>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙で提出された資料から特定個人情報をデータ化する際には、入力後に別の担当者による二重チェックを実施する。</li> <li>個人番号だけでなく、氏名・住所・生年月日等を複合的にチェックする。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口では本人から直接書面を受け取ることを原則とする。</li> <li>郵送の場合は、担当部署の所在地及びあて先を印字した専用封筒を使用するよう促す。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号利用業務以外から、または個人番号を必要としない業務から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。</li> </ul>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務に必要な情報はシステム内に保持しない。</li> <li>データで提出されるなどによりシステム内に保持せざるを得ない場合は、データベース上には保持するが、画面には表示しないよう制限を行う。</li> </ul>

その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員証(ICカード)とパスワードの二要素によりユーザIDの認証を行う。</li> <li>・ユーザIDに付与されるアクセス権限によって、業務従事者が業務に必要な範囲の特定個人情報ファイルだけにアクセスすることができるように制御する。</li> <li>・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかに失効処理を行う。</li> </ul>	
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発効管理: 人事異動があった場合等には、速やかに発効処理を行う。</li> <li>・失効管理: 人事異動があった場合等には、速やかに失効処理を行う。</li> <li>※発効、失効いずれの場合も、発効・失効作業を行った者以外の他の者が二重チェックを行い、正しく登録・削除されているかを確認する。</li> </ul>	
アクセス権限の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共用IDは発行せず、個人に対してユーザIDを発行する。</li> </ul>	
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰が、いつ、どの情報にアクセスしたかについて、アクセスログを残して管理する。</li> <li>・特定個人情報のアクセスログについて、年一回以上随時分析し、業務時間帯以外のアクセス、業務上想定されない頻度のアクセスの有無がないか確認する。分析の結果は、情報システム管理者に報告する。</li> </ul>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	定期的実施する情報セキュリティ研修等を通して、特定個人情報の業務外利用の禁止や漏洩時の罰則、アクセスログが確実に記録されていること等について、従業者に周知徹底する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常ユーザ用と管理者用とにアクセス権限を分け、システムのバックアップデータ等の重要データには管理者権限のみがアクセスできるようにする。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書において、情報保護管理体制に関する以下の文書の提出を義務づけている。</li> <li>(1) 情報セキュリティ及び個人情報保護に関する社内規程又は基準</li> <li>(2) 以下の内容を含む従事者名簿             <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 電算処理の責任者及び電算処理を行う者の氏名、責任、役割及び業務執行場所</li> <li>2) 委託業務において個人情報を取り扱う者及び個人情報を扱う記録媒体の保管に携わる者の氏名</li> </ul> </li> </ul>	

	<p>2) 委託業務において個人情報を取り扱う旨及び個人情報に係る記録媒体の授受に携わる者の氏名並びに業務執行場所</p> <p>3) 委託業務に関する緊急時連絡先一覧</p>
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<p>[ 制限している ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 制限している 2) 制限していない</p>
具体的な制限方法	<p>・委託契約書において、委託業務で取り扱う情報の目的外使用や複写等の禁止、委託業務の終了後の情報の消去及び消去内容の報告、委託業務で使用するパソコン等の盗難防止対策の実施、システムIDの適切な管理等の対策の実施、情報セキュリティに関する教育の実施等、情報セキュリティの確保に必要な人的・物的・技術的対策の実施を義務づけている。</p>
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	<p>[ 記録を残している ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	<p>・通常業務における端末からの情報照会・更新については、作業端末へのログイン記録を残している。</p> <p>・システム保守作業については、作業内容の記録を提出させている。</p> <p>・電子記録媒体等については、管理簿を作成し、引渡し及び返却を管理する。</p>
特定個人情報の提供ルール	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>・委託契約書において、委託業務で取り扱う情報の目的外使用や複写等の禁止、委託業務の終了後の情報の消去及び消去内容の報告、情報セキュリティに関する教育の実施等を義務づけている。</p>
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>・委託契約書において、以下の事項を義務づけている。</p> <p>(1)区より特定個人情報を含む情報資産を受領した場合、区に対して受領証を提出すること。</p> <p>(2)区より受領した情報資産を適切に管理するため、情報資産の受領記録簿を作成するとともに、区から要請があった場合は、速やかに当該記録簿を提示すること。</p> <p>(3)委託業務が完了したときは、区より受領した情報資産を速やかに区に返却すること。返却が不可能な情報資産は、区の上承のもと、バックアップデータを含め、情報及び情報資産を復元できないように処置した上で廃棄すること。</p> <p>・区は、委託先へ特定個人情報を含む情報資産を提供(引渡し)した場合は、所定の記録簿に記載するとともに、事後、上長が確認することとしている。</p>
特定個人情報の消去ルール	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>・業務完了後にデータ削除を行い、削除証明書を提出させる。</p> <p>・委託契約書において、委託業務で取り扱う情報の目的外使用や複写等の禁止、委託業務の終了後の情報の消去及び消去内容の報告、情報セキュリティに関する教育の実施等を義務づけている。</p>
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
規定の内容	<p>・秘密保持義務</p> <p>・管理体制等の通知</p> <p>・目的外使用等及び複写等の禁止</p> <p>・物的セキュリティ対策</p> <p>・人的セキュリティ対策</p> <p>・技術的及び運用におけるセキュリティ対策</p> <p>・監査、施設への立入検査の受入れ</p>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p>
具体的な方法	<p>・委託契約書において、委託業務で取り扱う情報の目的外使用や複写等の禁止、委託業務の終了後の情報の消去及び消去内容の報告、委託業務で使用するパソコン等の盗難防止対策の実施、システムIDの適切な管理等の対策の実施、情報セキュリティに関する教育の実施等、情報セキュリティの確保に必要な人的・物的・技術的対策の実施を義務づけるとともに、再委託先に同様の事項を遵守させることを義務づけている。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	移転は庁内ネットワークや庁内システム間連携のみであり、連携時のログ、アクセスログ等により記録する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法および条例の規定により、認められる範囲の特定個人情報の移転について、規定の範囲内において特定個人情報の提供を行う。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の移転については、移転の記録が残る庁内連携システムを通して行うことで、不適切な移転を防止する。</li> <li>他市区町村への情報提供については、情報提供ネットワーク接続用の端末でしか操作できず、また権限を持った職員しか操作できない仕組みとしている。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内連携では、番号法及び条例にて規定された部署のみ照会可能となっている。</li> <li>庁内連携では、本業務で保有する情報をすべて連携することは行わず、限定された情報のみ照会対象としている。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;世田谷区における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法の規定に基づき、認められている範囲内において特定個人情報の照会を行う。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ロ</p>	

	<p>グアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt; ・情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録される。番号法及び条例上認められる提供以外は受け付けず、システム上提供が認められなかった場合においても記録を残し、提供記録は7年分保管する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; ・入手した特定個人情報について、介護保険標準拠システム内の情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。また、別途、届出または申告時には、その都度、届出などの内容と突合を行い、特定個人情報の正確性確認を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ① 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ② 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③ 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p>



<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>へのため、情報提供ネットワークシステムでは後ろさではないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。  ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。  ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;  ・情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報が漏えい・紛失することを防止する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
<p>リスク5: 不正な提供が行われるリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。  ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。  ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。  ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;  ・情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録される。番号法及び条例上認められる提供以外は受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかった場合においても記録を残し、提供記録は7年分保管する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
<p>リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。  ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。  ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。  ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;  ・情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である</p>

3) 課題が残されている	
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; ・庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することは行わず、番号法の規定及び条例に基づき認められる情報のみを提供する仕組みとしている。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>	
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①NISC政府機関統一基準群	<p>[ 政府機関ではない ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて遵守している      2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない      4) 政府機関ではない</p>
②安全管理体制	<p>[ 十分に整備している ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて整備している      2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない</p>
③安全管理規程	<p>[ 十分に整備している ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて整備している      2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない</p>
④安全管理体制・規程の職員への周知	<p>[ 十分に周知している ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて周知している      2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない</p>
⑤物理的対策	<p>[ 十分に行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な対策の内容	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; 世田谷区事務センター、システム運用委託先業者のデータセンター等において、以下の対策を実施している。 ①外部進入防止:外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ ②入退館管理:ICカード+手のひら静脈認証、要員所在管理システム ③持込・持出防止:金属探知機、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップ</p>

		<p>もアータベース上に保存される。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;          ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。          ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<p>&lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている          3) 十分に行っていない</p>
具体的な対策の内容		<p>&lt;世田谷区における措置&gt;          ・システムへのアクセス時におけるICカード+パスワード認証          ・ウィルス対策ソフトウェアの導入          ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。          ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。          ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;          ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。          ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。          ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。          ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。          ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。          ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。          ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。          ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<p>&lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている          3) 十分に行っていない</p>
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<p>&lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている          3) 十分に行っていない</p>
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<p>&lt;選択肢&gt;          1) 発生あり 2) 発生なし</p>
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<p>&lt;選択肢&gt;          1) 保管している 2) 保管していない</p>
具体的な保管方法	生存者と死者を区別することなく、同様の基準で管理する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている 2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		

リスクに対する措置の内容	個人情報については、随時、本人確認等を行い、変更があればその都度データを修正している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<p>・介護保険法等の定めにより保管期間が過ぎた情報は、随時、消去処理を実行する。消去処理実施後、正しく消去されていることを職員が確認する。</p> <p>・紙媒体については、保管期間ごとに分けて保管し、保管期間の過ぎたものは外部業者による溶解処理を行う。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>サーバ、端末(パソコン)、記録媒体、紙文書等の情報資産を廃棄する場合は、情報を復元できないように処置した上で廃棄する。機器リース終了による返却の場合も、同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紙文書は、溶解またはシュレッダー処分を行う。</li> <li>・電磁的な記録媒体は、破碎処理、電磁気破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行った上で廃棄する。</li> <li>・サーバ、パソコン等情報機器については、記録装置に対し、物理破壊、磁気破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行う。</li> <li>・データ消去を業者に委託した場合は、消去作業証明書を提出させる。</li> </ul>		

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; ・実際の運用が評価書記載の内容と合致しているかについて、定期的にチェックを行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・運用規則に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[ 特に力を入れて行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; 適正な個人情報の保護やリスク対策を図るため、監査計画を策定し、定期的及び必要に応じて随時、より客観的な評価ができる監査を実施し、監査の結果を踏まえて必要な改善を行う。監査に当たっては、以下の観点から実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価書記載事項と運用実態のチェック</li> <li>・ 個人情報保護に関する規程・体制整備</li> <li>・ 個人情報保護に関する人的安全管理措置</li> <li>・ 安全管理措置の周知・教育</li> <li>・ 個人情報保護に関する技術的安全管理措置</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を実施することとしている。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPIにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; ①職員が番号制度に関する基礎的事項を常時確認できるよう、研修資料を庁内公開している。また、研修資料は毎年度見直しを実施している。 ②研修終了後に受講者アンケートを実施し、説明内容の理解度を測るほか、次回以降の研修資料等の見直しに活用する。 ③委託先事業者の従業者については、契約時の仕様書に個人情報保護遵守を明記し、委託先事業者の責任者の責において、研修・指導を行わせる。必要に応じて、研修資料等を提供させ、実効性を担保する。 ④違反行為を行った者に対しては、指導を行う。違反行為の程度によっては、懲戒の対象となりうる。また、全従業者に対して、違反事項発生を周知し、再発防止を徹底する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p>&lt;世田谷区における措置&gt; ・世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第7条及び同条例施行規則第6条の規定に基づき、マイナンバー制度セキュリティ会議を設置し、特定個人情報ファイルの取扱いに関する企画及び運用計画、セキュリティ対策等を審議する。</p>	

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。
- ②中間サーバーについて、地方公共団体にとって必要な意見を国やJ-LISに上げていく。

<ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区総務部区政情報課区政情報係
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	区ホームページ上に、請求先、請求方法、諸費用等について掲載する。
③手数料等	[ 無料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: )
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	介護保険
公表場所	区政情報センター
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	東京都世田谷区 高齢福祉部 介護保険課 電話: 03-5432-2298
②対応方法	電話による対応を受け付ける。

## 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
実施日	令和5年8月1日
しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] < 選択肢 > 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
方法	以下のとおり、区民意見募集を行う。 ・区ホームページに掲載する。 ・介護保険課窓口にて、「特定個人情報保護評価書」全文を閲覧できるようにする。
実施日・期間	令和5年8月25日(金)～令和5年9月24日(日)(30日間)
期間を短縮する特段の理由	-
主な意見の内容	-
評価書への反映	-
3. 第三者点検	
実施日	
方法	
結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
提出日	
個人情報保護委員会による審査	



(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要3. 特定個人情報の入手・使用⑦入手先	[○]評価実施機関内の他部署（地域窓口調整課、課税課、生活福祉担当課、国保・年金課、保険料収納課、障害施策推進課、障害者地域生活課、高齢福祉課、介護予防・地域支援課、災害対策課）	[○]評価実施機関内の他部署（住民記録・戸籍課、課税課、生活福祉担当課、国保・年金課、保険料収納課、障害施策推進課、障害者地域生活課、高齢福祉課、介護予防・地域支援課、災害対策課）	事後	
平成28年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要3. 特定個人情報の入手・使用⑦使用の主体 使用部署	介護保険課、各総合支所生活支援課・保健福祉課・健康づくり課・地域振興課、情報政策課、地域窓口調整課、高齢福祉課、介護予防・地域支援課、障害施策推進課、生活福祉担当課、国保・年金課、保険料収納課、太子堂出張所、経堂出張所、北沢出張所、等々力出張所、用賀出張所、成城出張所、烏山出張所、用賀出張所二子玉川分室、世田谷総合支所区民係、烏山総合支所区民・戸籍係	介護保険課、各総合支所生活支援課・保健福祉課・健康づくり課・地域振興課、情報政策課、住民記録・戸籍課、高齢福祉課、介護予防・地域支援課、障害施策推進課、生活福祉担当課、国保・年金課、保険料収納課、太子堂出張所、経堂出張所、北沢出張所、等々力出張所、用賀出張所、成城出張所、烏山出張所、用賀出張所二子玉川分室、世田谷総合支所区民係、烏山総合支所区民・戸籍係	事後	
平成29年5月1日	Ⅰ 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署	介護保険課長 内田 潤一	介護保険課長 相蘇 康隆	事後	
平成30年5月1日	Ⅰ 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署	介護保険課長 相蘇 康隆	介護保険課長 杉中 寛之	事後	
平成30年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要3. 特定個人情報の入手・使用⑦使用の主体 使用部署	介護保険課、各総合支所生活支援課・保健福祉課・健康づくり課・地域振興課、情報政策課、住民記録・戸籍課、高齢福祉課、介護予防・地域支援課、障害施策推進課、生活福祉担当課、国保・年金課、保険料収納課、太子堂出張所、経堂出張所、北沢出張所、等々力出張所、用賀出張所、成城出張所、烏山出張所、用賀出張所二子玉川分室、世田谷総合支所区民係、烏山総合支所区民・戸籍係	介護保険課、各総合支所地域振興課、各総合支所保健福祉センター生活支援課・保健福祉課・健康づくり課、情報政策課、住民記録・戸籍課、高齢福祉課、介護予防・地域支援課、障害施策推進課、生活福祉担当課、国保・年金課、保険料収納課、太子堂出張所、経堂出張所、用賀出張所、烏山出張所、用賀出張所二子玉川分室、世田谷総合支所区民係、北沢総合支所区民係、玉川総合支所区民係、砧総合支所区民係、烏山総合支所区民・戸籍係	事後	
平成30年5月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供(委託に伴うものを除く) 移転先1	各総合支所生活支援課、保健福祉課、健康づくり課、情報政策課、災害対策課、計画調整課、生活福祉担当課、指導担当課、国保・年金課、保険料収納課、障害施策推進課、障害者地域生活課、高齢福祉課、介護予防・地域支援課、子ども育成推進課、児童課、保育課、保育計画・整備支援担当課、子ども家庭課、若者支援担当課、健康企画課、健康推進課、感染症対策課、生活保健課	各総合支所保健福祉センター生活支援課、保健福祉課、健康づくり課、情報政策課、災害対策課、調整・指導課、生活福祉担当課、国保・年金課、保険料収納課、障害施策推進課、障害者地域生活課、高齢福祉課、介護予防・地域支援課、子ども育成推進課、児童課、保育課、保育計画・整備支援担当課、子ども家庭課、若者支援担当課、健康企画課、健康推進課、感染症対策課、生活保健課	事後	
平成31年4月1日	Ⅰ-6-②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第2の以下の項目 1、2、3、4、6、17、22、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、97、106、109、117	番号法第19条第7項 別表第2の以下の項目 1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、106、108、109、119	事後	
平成31年4月1日	Ⅰ-7-①部署	介護保険課	高齢福祉部介護保険課	事後	
平成31年4月1日	Ⅰ-7-①所属長の役職名(旧:所属長)	介護保険課長 杉中 寛之	高齢福祉部介護保険課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ-2-④記録される項目 全ての記録項目 別添2	一割認定証発行番号 一割認定証発行年月日	負担割合認定証発行番号 負担割合認定証発行年月日	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ-5提供先22	番号法第19条第7号 別表第2の93	削除	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ-5提供先28	番号法第19条第7号 別表第2の117	削除	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ-5提供先29	追加	番号法第19条第7号 別表第2の8	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ-5提供先30	追加	番号法第19条第7号 別表第2の11	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ-5提供先31	追加	番号法第19条第7号 別表第2の108	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ-5提供先32	追加	番号法第19条第7号 別表第2の119	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ-3-⑦使用の主体 使用部署	烏山総合支所区民課区民・戸籍係	烏山総合支所区民課区民・戸籍	事後	
令和1年7月16日	Ⅱ-3-⑦使用の主体 使用部署	用賀出張所二子玉川分室	二子玉川出張所	事後	
令和1年7月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2. 権限のない者によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・ユーザIDとパスワードによる認証を行う。 ・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかに失効処理を行う。	・職員証(ICカード)とパスワードの二要素によりユーザIDの認証を行う。 ・ユーザIDに付与されるアクセス権限によって、業務従事者が業務に必要な範囲の特定個人情報ファイルだけにアクセスすることができるように制御する。 ・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかに失効処理を行う。	事後	
令和1年7月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2. 権限のない者によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	・誰が、いつ、どの情報にアクセスしたかについて、アクセスログを残して管理する。	・誰が、いつ、どの情報にアクセスしたかについて、アクセスログを残して管理する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月16日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p>&lt;世田谷区における措置&gt;</p> <p>①職員に対して、年一回、セキュリティ研修を行う際に、評価書を配布し、評価書の内容理解及びその遵守を徹底する。</p> <p>②委託先事業者の従業者については、契約時の仕様書に個人情報保護遵守を明記し、委託先事業者の責任者の責において、研修・指導を行わせる。必要に応じて、研修資料等を提供させ、実効性を担保する。</p> <p>③違反行為を行った者に対しては、指導を行う。違反行為の程度によっては、懲戒の対象となりうる。また、全従業者に対して、違反事項発生を周知し、再発防止を徹底する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt;</p> <p>①職員に対して、年一回、セキュリティ研修を行う際に、評価書を配布し、評価書の内容理解及びその遵守を徹底する。</p> <p>②研修終了後に受講者アンケートを実施し、説明内容の理解度を測るほか、次回以降の研修資料等の見直しに活用する。</p> <p>③委託先事業者の従業者については、契約時の仕様書に個人情報保護遵守を明記し、委託先事業者の責任者の責において、研修・指導を行わせる。必要に応じて、研修資料等を提供させ、実効性を担保する。</p> <p>④違反行為を行った者に対しては、指導を行う。違反行為の程度によっては、懲戒の対象となりうる。また、全従業者に対して、違反事項発生を周知し、再発防止を徹底する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	事後	
令和1年7月16日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>②中間サーバーについて、地方公共団体にとって必要な意見を国やJ-LISに上げていく。</p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt;</p> <p>・世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第7条及び同条例施行規則第6条の規定に基づき、マイナンバー制度セキュリティ会議を設置し、特定個人情報ファイルの取扱いに関する企画及び運用計画、セキュリティ対策等を審議する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>②中間サーバーについて、地方公共団体にとって必要な意見を国やJ-LISに上げていく。</p>	事後	
令和2年9月1日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	介護保険課、各総合支所地域振興課、各総合支所保健福祉センター生活支援課・保健福祉課・健康づくり課、情報政策課、住民記録・戸籍課、高齢福祉課、介護予防・地域支援課、障害施策推進課、生活福祉担当課、国保・年金課、保険料収納課、太子堂出張所、経堂出張所、用賀出張所、烏山出張所、二子玉川出張所、世田谷総合支所区民係、北沢総合支所区民係、玉川総合支所区民係、砧総合支所区民係、烏山総合支所区民係、戸籍	介護保険課、各総合支所地域振興課、各総合支所保健福祉センター生活支援課・保健福祉課・健康づくり課、ICT推進課、住民記録・戸籍課、高齢福祉課、介護予防・地域支援課、障害施策推進課、生活福祉課、国保・年金課、保険料収納課、太子堂出張所、経堂出張所、用賀出張所、烏山出張所、二子玉川出張所、世田谷総合支所区民係、北沢総合支所区民係、玉川総合支所区民係、砧総合支所区民係、烏山総合支所区民係、戸籍	事後	
令和2年9月1日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先1	各総合支所保健福祉センター生活支援課、保健福祉課、健康づくり課、情報政策課、災害対策課、調整・指導課、生活福祉担当課、国保・年金課、保険料収納課、障害施策推進課、障害者地域生活課、高齢福祉課、介護予防・地域支援課、子ども育成推進課、児童課、保育課、保育計画・整備支援担当課、子ども家庭課、若者支援担当課、健康企画課、健康推進課、感染症対策課、生活保健課	各総合支所保健福祉センター生活支援課、保健福祉課、健康づくり課、ICT推進課、災害対策課、保健福祉政策課、保健医療福祉推進課、生活福祉課、国保・年金課、保険料収納課、障害施策推進課、障害者地域生活課、高齢福祉課、介護予防・地域支援課、子ども育成推進課、児童課、保育課、保育計画・整備支援担当課、子ども家庭課、若者支援担当課、健康企画課、健康推進課、感染症対策課、生活保健課	事後	
令和3年9月1日	I -6-②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第2の以下の項目 1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、106、108、109、119	番号法第19条第8号 別表第2の以下の項目 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、106、108、109、117、120	事後	
令和3年9月1日	II -3-⑦ 利用者数	500人以上1,000人未満	1,000人以上	事後	
令和3年9月1日	II -4 委託事項2 ⑥委託先名	三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社	三菱電機ITソリューションズ株式会社	事後	
令和3年9月1日	II -5提供先33	追加	番号法第19条第8号 別表第2の5	事後	
令和3年9月1日	II -5提供先34	追加	番号法第19条第8号 別表第2の43	事後	
令和3年9月1日	II -5提供先13	番号法第19条第7号 別表第2の46	削除	事後	
令和3年9月1日	II -5提供先35	追加	番号法第19条第8号 別表第2の117	事後	
令和3年9月1日	II -5提供先32 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の119	番号法第19条第8号 別表第2の120	事後	
令和3年9月1日	II -5提供先1 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の1	番号法第19条第8号 別表第2の1	事後	
令和3年9月1日	II -5提供先2 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の2	番号法第19条第8号 別表第2の2	事後	
令和3年9月1日	II -5提供先3 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の3	番号法第19条第8号 別表第2の3	事後	
令和3年9月1日	II -5提供先4 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の4	番号法第19条第8号 別表第2の4	事後	
令和3年9月1日	II -5提供先5 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の6	番号法第19条第8号 別表第2の6	事後	
令和3年9月1日	II -5提供先6 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の17	番号法第19条第8号 別表第2の17	事後	
令和3年9月1日	II -5提供先7 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の22	番号法第19条第8号 別表第2の22	事後	
令和3年9月1日	II -5提供先8 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の26	番号法第19条第8号 別表第2の26	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	II-5提供先9 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の30	番号法第19条第8号 別表第2の30	事後	
令和3年9月1日	II-5提供先10 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の33	番号法第19条第8号 別表第2の33	事後	
令和3年9月1日	II-5提供先11 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の39	番号法第19条第8号 別表第2の39	事後	
令和3年9月1日	II-5提供先12 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の42	番号法第19条第8号 別表第2の42	事後	
令和3年9月1日	II-5提供先14 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の56の2	番号法第19条第8号 別表第2の56の2	事後	
令和3年9月1日	II-5提供先15 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の58	番号法第19条第8号 別表第2の58	事後	
令和3年9月1日	II-5提供先16 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の61	番号法第19条第8号 別表第2の61	事後	
令和3年9月1日	II-5提供先17 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の62	番号法第19条第8号 別表第2の62	事後	
令和3年9月1日	II-5提供先18 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の80	番号法第19条第8号 別表第2の80	事後	
令和3年9月1日	II-5提供先19 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の81	番号法第19条第8号 別表第2の81	事後	
令和3年9月1日	II-5提供先20 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の87	番号法第19条第8号 別表第2の87	事後	
令和3年9月1日	II-5提供先21 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の90	番号法第19条第8号 別表第2の90	事後	
令和3年9月1日	II-5提供先23 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の94	番号法第19条第8号 別表第2の94	事後	
令和3年9月1日	II-5提供先24 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の95	番号法第19条第8号 別表第2の95	事後	
令和3年9月1日	II-5提供先25 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の97	番号法第19条第8号 別表第2の97	事後	
令和3年9月1日	II-5提供先26 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の106	番号法第19条第8号 別表第2の106	事後	
令和3年9月1日	II-5提供先27 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の109	番号法第19条第8号 別表第2の109	事後	
令和3年9月1日	II-5提供先29 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の8	番号法第19条第8号 別表第2の8	事後	
令和3年9月1日	II-5提供先30 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の11	番号法第19条第8号 別表第2の11	事後	
令和3年9月1日	II-5提供先31 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の108	番号法第19条第8号 別表第2の108	事後	
令和3年9月1日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	介護保険課、各総合支所地域振興課、各総合支所保健福祉センター生活支援課・保健福祉課・健康づくり課、ICT推進課、住民記録・戸籍課、高齢福祉課、介護予防・地域支援課、障害施策推進課、生活福祉課、国保・年金課、保険料収納課、太子堂出張所、経堂出張所、用賀出張所、烏山出張所、二子玉川出張所、世田谷総合支所区民係、北沢総合支所区民係、玉川総合支所区民係、砧総合支所区民係、烏山総合支所区民係区民・戸籍	介護保険課、各総合支所地域振興課、各総合支所保健福祉センター生活支援課・保健福祉課・子ども家庭支援課、ICT推進課、住民記録・戸籍課、高齢福祉課、介護予防・地域支援課、障害施策推進課、生活福祉課、国保・年金課、保険料収納課、太子堂出張所、経堂出張所、用賀出張所、烏山出張所、二子玉川出張所、世田谷総合支所区民係、北沢総合支所区民係、玉川総合支所区民係、砧総合支所区民係、烏山総合支所区民係区民・戸籍	事後	
令和3年9月1日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先1	各総合支所保健福祉センター生活支援課、保健福祉課、健康づくり課、ICT推進課、災害対策課、保健福祉政策課、保健医療福祉推進課、生活福祉課、国保・年金課、保険料収納課、障害施策推進課、障害者地域生活課、高齢福祉課、介護予防・地域支援課、子ども育成推進課、児童課、保育課、保育計画・整備支援担当課、子ども家庭課、若者支援担当課、健康企画課、健康推進課、感染症対策課、生活保健課	各総合支所保健福祉センター生活支援課・保健福祉課・子ども家庭支援課、ICT推進課、災害対策課、保健福祉政策課、保健医療福祉推進課、生活福祉課、国保・年金課、保険料収納課、障害施策推進課、障害者地域生活課、高齢福祉課、介護予防・地域支援課、子ども育成推進課、児童課、保育課、保育計画・整備支援担当課、子ども家庭課、若者支援担当課、健康企画課、健康推進課、感染症対策課、生活保健課	事後	
令和3年9月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	
令和4年10月1日	II ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	(追記)	その他(口座登録・連携ファイル関係情報)	事前	
令和4年10月1日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	(追記)	行政機関・独立行政法人(デジタル庁)	事前	
令和4年10月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	口座情報	口座情報(口座登録・連携ファイル関係情報)	事前	
令和4年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用してにより完全に消去する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、安全性が担保されている。	事後	
令和4年12月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3 リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、安全性が担保されている。	事後	
令和4年12月1日	Ⅳその他のリスク対策 2従業員に対する教育 啓発の具体的な方法	<世田谷区における措置> ①職員に対して、年一回、セキュリティ研修を行う際に、評価書を配布し、内容理解及びその遵守を徹底する。	<世田谷区における措置> ①職員が番号制度に関する基礎的事項を常時確認できるよう、研修資料を区内公開している。また、研修資料は毎年度見直しを実施している。	事後	
令和4年12月1日	Ⅵ評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年9月1日	令和4年12月1日	事後	
令和6年1月4日	評価書全体(複数箇所)	SKY2介護保険システム	介護保険標準準拠システム	事前	
令和6年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	①入力機能 : 届出や通知、住民記録システム等他システムからのデータ連携に基づく異動時等における、入力機能及び入力された被保険者等の情報を管理する機能 ②照会機能 : 被保険者等の情報を検索、照会する機能 ③帳票印刷機能: 被保険者証などの帳票を印刷する機能 ④一括処理機能: 帳票の一括印刷、異動の一括処理、データの一括取り込みなどを行う機能 ⑤庁内連携機能: 庁内の他のシステムと連携する機能	①入力機能 : 届出や通知、住民記録システム等他システムからのデータ連携に基づく異動時等における、入力機能及び入力された被保険者等の情報を管理する機能 ②照会機能 : 被保険者、要介護認定者等の情報を検索、照会する機能 ③帳票印刷機能: 被保険者証、要介護認定結果等の帳票を印刷する機能 ④一括処理機能: 帳票の一括印刷、異動の一括処理、データの一括取り込みなどを行う機能 ⑤庁内連携機能: 庁内の他のシステムと連携する機能	事前	
令和6年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称	介護保険支援システム(認定支援)	(削除) ※システム3以降を繰り上げ記載	事前	
令和6年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	①入力機能 : 届出や通知、SKY2介護保険システム等他システムからのデータ連携に基づく異動時等における、入力機能及び入力された被保険者等の情報を管理する機能 ②照会機能 : 被保険者、要介護認定者等の情報を検索、照会する機能 ③帳票印刷機能: 要介護認定結果などの帳票を印刷する機能 ④一括処理機能: 帳票の一括印刷、異動の一括処理、データの一括取り込みなどを行う機能 ⑤庁内連携機能: 庁内の他のシステムと連携する機能	(削除) ※システム3以降を繰り上げ記載	事前	
令和6年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	[ O ]宛名システム等	(削除) ※システム3以降を繰り上げ記載	事前	
令和6年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 使用部署	介護保険課、各総合支所地域振興課、各総合支所保健福祉センター生活支援課・保健福祉課・子ども家庭支援課、ICT推進課、住民記録・戸籍課、高齢福祉課、介護予防・地域支援課、障害施策推進課、生活福祉課、国保・年金課、保険料収納課、太子堂出張所、経堂出張所、用賀出張所、烏山出張所、二子玉川出張所、世田谷総合支所区民係、北沢総合支所区民係、玉川総合支所区民係、砧総合支所区民係、烏山総合支所区民係、戸籍	介護保険課、各総合支所地域振興課、各総合支所保健福祉センター生活支援課・保健福祉課・子ども家庭支援課、DX推進担当課、住民記録・戸籍課、高齢福祉課、介護予防・地域支援課、障害施策推進課、生活福祉課、国保・年金課、保険料収納課、太子堂出張所、経堂出張所、用賀出張所、烏山出張所、二子玉川出張所、世田谷総合支所区民係、北沢総合支所区民係、玉川総合支所区民係、砧総合支所区民係、烏山総合支所区民係	事後	
令和6年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 委託事項1 ⑥委託先名	富士通株式会社、株式会社世田谷サービス公社	富士通Japan株式会社、株式会社世田谷サービス公社	事後	
令和6年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 委託事項2	介護保険支援システム(認定支援)の保守・運用	(削除)	事前	
令和6年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 委託事項2 ①委託内容	介護保険支援システム(認定支援)等のパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	(削除)	事前	
令和6年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの全体	(削除)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	(削除)	事前	
令和6年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	介護保険支援システム(認定支援)に情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	(削除)	事前	
令和6年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	介護保険事務の遂行にあたっては、要介護認定に関する必要な範囲の特定個人情報を保有している介護保険支援システム(認定支援)の安定的な運営が不可欠であり、当該システムの円滑な保守運用業務を行う上で、介護保険の被保険者及びその世帯員・親族等のデータベース等を含むシステム上のあらゆる情報を取り扱う必要がある。	(削除)	事前	
令和6年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 委託事項2 ③委託先における取扱者数	10人以上50人未満	(削除)	事前	
令和6年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]専用線	(削除)	事前	
令和6年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 委託事項2 ⑤委託先名の確認方法	契約した委託先は、区ホームページにて公表している。	(削除)	事前	
令和6年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 委託事項2 ⑥委託先名	三菱電機ITソリューションズ株式会社	(削除)	事前	
令和6年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 委託事項2 再委託 ⑦再委託の有無	再委託する	(削除)	事前	
令和6年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 委託事項2 再委託 ⑧再委託の許諾方法	委託業務の附属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、再委託者に、当該委託契約書に記載された情報セキュリティに関する特記事項を遵守させるとともに、再委託者の氏名、再委託の内容及び業務執行場所を、区に事前に通知し、その承認を得ることを委託契約上の条件としている。	(削除)	事前	
令和6年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 委託事項2 再委託 ⑨再委託事項	システム運用状況の管理、バッチジョブ運用、リハーサル支援、障害発生時の対応支援等	(削除)	事前	
令和6年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転	各総合支所保健福祉センター生活支援課、保健福祉課、子ども家庭支援課、ICT推進課、災害対策課、保健福祉政策課、保健医療福祉推進課、生活福祉課、国保・年金課、保険料収納課、障害施策推進課、障害者地域生活課、高齢福祉課、介護予防・地域支援課、子ども育成推進課、児童課、保育課、保育計画・整備支援担当課、子ども家庭課、若者支援担当課、健康企画課、健康推進課、感染症対策課、生活保健課	各総合支所保健福祉センター生活支援課、保健福祉課、子ども家庭支援課、DX推進担当課、災害対策課、保健福祉政策課、保健医療福祉推進課、生活福祉課、国保・年金課、保険料収納課、障害施策推進課、障害者地域生活課、高齢福祉課、介護予防・地域支援課、子ども育成推進課、児童課、保育課、保育計画・整備支援担当課、子ども家庭課、若者支援担当課、健康企画課、健康推進課、感染症対策課、生活保健課	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; 世田谷区事務センター、システム運用委託先業者のデータセンター等において、以下の対策を実施している。</p> <p>①外部進入防止：外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ ②入退館管理：ICカード+手のひら静脈認証、要員所在管理システム ③持込・持出防止：金属探知機、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理</p> <p>申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; 世田谷区事務センター、システム運用委託先業者のデータセンター等において、以下の対策を実施している。</p> <p>①外部進入防止：外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ ②入退館管理：ICカード+手のひら静脈認証、要員所在管理システム ③持込・持出防止：金属探知機、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理</p> <p>申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータベースに保存される。</p>	事前	
令和6年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③ 消去方法	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; ①データベースに記録されたデータは、システム機能にて完全に消去する。 ②申請書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; ①データベースに記録されたデータは、システム機能にて完全に消去する。 ②申請書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を</p>	事前	
令和6年1月4日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 7 特定個人情報の保管・消去 ⑤ 物理的対策 具体的な対策の内容	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; 世田谷区事務センター、システム運用委託先業者のデータセンター等において、以下の対策を実施している。</p> <p>①外部進入防止：外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ ②入退館管理：ICカード+手のひら静脈認証、要員所在管理システム ③持込・持出防止：金属探知機、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; 世田谷区事務センター、システム運用委託先業者のデータセンター等において、以下の対策を実施している。</p> <p>①外部進入防止：外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ ②入退館管理：ICカード+手のひら静脈認証、要員所在管理システム ③持込・持出防止：金属探知機、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月4日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ①滅失・毀損リスク ⑦特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; ・システムへのアクセス時におけるICカード+パスワード認証 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; ・システムへのアクセス時におけるICカード+パスワード認証 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS</p>	事前	
令和6年1月4日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 リスク3特定個人情報が消去されずいつまでも存在し続けるリスク 消去手順 手順の内容	<p>・介護保険法等の定めにより保管期間が過ぎた情報は、随時、消去処理を実行する。消去処理実施後、正しく消去されていることを職員が確認する。 ・紙媒体については、保管期間ごとに分けて保管し、保管期間の過ぎたものは外部業者による溶解処理を行う。</p>	<p>・介護保険法等の定めにより保管期間が過ぎた情報は、随時、消去処理を実行する。消去処理実施後、正しく消去されていることを職員が確認する。 ・紙媒体については、保管期間ごとに分けて保管し、保管期間の過ぎたものは外部業者による溶解処理を行う。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	事前	
令和6年1月4日	Ⅳその他のリスク対策 1. 監査 2. 監査 具体的な内容	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; 適正な個人情報の保護やリスク対策を図るため、監査計画を策定し、定期的及び必要に応じて随時、より客観的な評価ができる監査を実施し、監査の結果を踏まえて必要な改善を行う。監査に当たっては、以下の観点から実施する。 ・ 評価書記載事項と運用実態のチェック ・ 個人情報保護に関する規程・体制整備 ・ 個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・ 安全管理措置の周知・教育 ・ 個人情報保護に関する技術的安全管理措置</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を実施することとしている。</p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; 適正な個人情報の保護やリスク対策を図るため、監査計画を策定し、定期的及び必要に応じて随時、より客観的な評価ができる監査を実施し、監査の結果を踏まえて必要な改善を行う。監査に当たっては、以下の観点から実施する。 ・ 評価書記載事項と運用実態のチェック ・ 個人情報保護に関する規程・体制整備 ・ 個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・ 安全管理措置の周知・教育 ・ 個人情報保護に関する技術的安全管理措置</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を実施することとしている。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月4日	IVその他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; ・世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第7条及び同条例施行規則第6条の規定に基づき、マイナンバー制度セキュリティ会議を設置し、特定個人情報ファイルの取扱いに関する企画及び運用計画、セキュリティ対策等を審議する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 ②中間サーバーについて、地方公共団体にとって必要な意見を国やJ-LISIに上げていく。</p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; ・世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第7条及び同条例施行規則第6条の規定に基づき、マイナンバー制度セキュリティ会議を設置し、特定個人情報ファイルの取扱いに関する企画及び運用計画、セキュリティ対策等を審議する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 ②中間サーバーについて、地方公共団体にとって必要な意見を国やJ-LISIに上げていく。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	事前	
令和5年8月1日	VI評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	・令和4年12月1日	・令和5年8月1日	事後	
令和5年8月1日	VI評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ①方法	以下のとおり、区民意見募集を行う。 ・区のお知らせ「せたがや」に掲載する。 ・窓口調整・番号制度担当課、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、図書館、区のホームページにて、「特定個人情報保護評価書」全文を閲覧できるようにする。	以下のとおり、区民意見募集を行う。 ・区ホームページに掲載する。 ・介護保険課窓口にて、「特定個人情報保護評価書」全文を閲覧できるようにする。	事後	
令和5年8月1日	VI評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和元年11月1日(金)～令和元年11月30日(土)(30日間)	令和5年8月23日(金)～令和5年9月22日(金)(30日間)	事後	
令和6年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 評価実施機関内の他部署	住民記録・戸籍課、課税課、生活福祉担当課、国保・年金課、保険料収納課、障害施策推進課、障害者地域生活課、高齢福祉課、介護予防・地域支援課、災害対策課	住民記録・戸籍課、課税課、生活支援課、国保・年金課、保険料収納課、障害施策推進課、障害者地域生活課、高齢福祉課、介護予防・地域支援課、災害対策課	事前	
令和6年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	・要介護認定申請など、本人又は本人の代理人等からの申請が必要な情報は、紙による本人又は本人の代理人等から入手する。 ・本人等の負担の軽減のため、評価実施機関の他部署で既に入手している情報は、可能な限り専用線・庁内連携システムから入手する。 ・本人等の負担の軽減のため、情報提供ネットワークシステムで入手できる情報は、可能な限り情報ネットワークシステムから入手する。 ・情報の入手の頻度は、被保険者の申請や他部署で入手している情報の更新の都度必要になるため、随時となる。	・要介護認定申請など、本人又は本人の代理人等からの申請が必要な情報は、紙または電子による本人又は本人の代理人等から入手する。 ・本人等の負担の軽減のため、評価実施機関の他部署で既に入手している情報は、可能な限り専用線・庁内連携システムから入手する。 ・本人等の負担の軽減のため、情報提供ネットワークシステムで入手できる情報は、可能な限り情報ネットワークシステムから入手する。 ・情報の入手の頻度は、被保険者の申請や他部署で入手している情報の更新の都度必要になるため、随時となる。	事前	
令和6年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 件数	2件	1件	事前	
令和6年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供 件数	28件	32件	事前	
令和6年1月4日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル名	介護保険業務ファイル	介護保険	事前	



改定前の特定個人情報保護評価書との相違点及び審査の観点(介護保険事務)

基本情報					
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム					
通番	ページ	項目	審査の観点	改定後(下線部が修正・追記箇所)	改定前(下線部が修正・削除箇所)
1	3	システム1 システムの機能	システム統合後の機能を記載しているか	入力機能:届出や通知、住民記録システム等他システムからのデータ連携に基づく異動時等における、入力機能及び入力された被保険者等の情報を管理する機能 照会機能:被保険者、 <u>要介護認定者等の</u> 情報を検索、照会する機能 帳票印刷機能:被保険者証、 <u>要介護認定結果等</u> の帳票を印刷する機能 一括処理機能:帳票の一括印刷、異動の一括処理、データの一括取り込みなどを行う機能 庁内連携機能:庁内の他のシステムと連携する機能	入力機能:届出や通知、住民記録システム等他システムからのデータ連携に基づく異動時等における、入力機能及び入力された被保険者等の情報を管理する機能 照会機能:被保険者等の情報を検索、照会する機能 帳票印刷機能:被保険者証などの帳票を印刷する機能 一括処理機能:帳票の一括印刷、異動の一括処理、データの一括取り込みなどを行う機能 庁内連携機能:庁内の他のシステムと連携する機能
2	3	システム2 システムの名称	削除	(削除)	介護保険支援システム(認定支援)
3	3	システム2 システムの機能	削除	(削除)	入力機能:届出や通知、SKY2介護保険システム等他システムからのデータ連携に基づく異動時等における、入力機能及び入力された被保険者等の情報を管理する機能 照会機能:被保険者、 <u>要介護認定者等の</u> 情報を検索、照会する機能 帳票印刷機能:要介護認定結果などの帳票を印刷する機能 一括処理機能:帳票の一括印刷、異動の一括処理、データの一括取り込みなどを行う機能 庁内連携機能:庁内の他のシステムと連携する機能
4	3	システム2 他のシステムとの接続	削除	(削除)	「〇」宛名システム等

【修正のポイント】標準準拠システム移行により、SKY2介護保険システムと介護保険支援システム(認定支援)を統合する。

特定個人情報ファイルの概要					
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託					
通番	ページ	項目	審査の観点	改定後(下線部が修正・追記箇所)	改定前(下線部が修正・削除箇所)
5	11	委託事項2	削除	(削除)	介護保険支援システム(認定支援)の保守・運用

【修正のポイント】標準準拠システム移行により、SKY2介護保険システムと介護保険支援システム(認定支援)を統合する。

6. 特定個人情報の保管・消去					
通番	ページ	項目	審査の観点	改定後(下線部が修正・追記箇所)	改定前(下線部が修正・削除箇所)
6	24	保管場所	標準準拠システムへの移行に伴い活用するガバメントクラウド(デジタル庁調達)における措置が適切か	<世田谷区における措置> (同右) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (同右) <ガバメントクラウドにおける措置> サーバー等はクラウド事業者が保有、管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、 <u>次の措置を講ずるものとする。</u> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	<世田谷区における措置> 世田谷区事務センター、システム運用委託先業者のデータセンター等において、以下の対策を実施している。 外部進入防止:外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ 入退館管理:ICカード+手のひら静脈認証、要員所在管理システム 持込・持出防止:金属探知機、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理 申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7	25	消去方法	標準準拠システムへの移行に伴い活用するガバメントクラウド(デジタル庁調達)における措置が適切か	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; (同右)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; (同右)</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはできない。 クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 既存システムについては、地方公共団体が委託した関係事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。</p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; データベースに記録されたデータは、システム機能にて完全に消去する。 申請書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊により完全に消去する</p>
---	----	------	---	---	---

**リスク対策**  
**7. 特定個人情報の保管・消去**

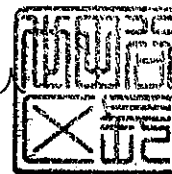
通番	ページ	項目	審査の観点	改定後(下線部が修正・追記箇所)	改定前(下線部が修正・削除箇所)
8	33	リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 物理的対策 具体的な対策の内容	標準準拠システムへの移行に伴い活用するガバメントクラウド(デジタル庁調達)における措置が適切か	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; (同右)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; (同右)</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; 世田谷区事務センター、システム運用委託先業者のデータセンター等において、以下の対策を実施している。 外部進入防止:外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ 入退館管理:ICカード+手のひら静脈認証、要員所在管理システム 持込・持出防止:金属探知機、生体認証ラック閉閉管理、DRタグによる媒体管理</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
10	34	リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 技術的対策 具体的な対策の内容	標準準拠システムへの移行に伴い活用するガバメントクラウド(デジタル庁調達)における措置が適切か	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; (同右)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; (同右)</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準[第1.0版]」(令和4年10月「デジタル庁」以下「利用基準」という。))に規定する「ASPをいう。以下同じ。))又はガバメントクラウド運用管理補助者(「利用基準」に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; システムへのアクセス時におけるICカード+パスワード認証 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
11	35	リスク3 特定個人情報が消去されずいつまでも存在し続けるリスク 消去手順 消去手順の内容	標準準拠システムへの移行に伴い活用するガバメントクラウド(デジタル庁調達)における措置が適切か	<p>介護保険法等の定めにより保管期間が過ぎた情報は、随時、消去処理を実行する。消去処理実施後、正しく消去されていることを職員が確認する。 紙媒体については、保管期間ごとに分けて保管し、保管期間の過ぎたものは外部業者による溶解処理を行う。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	<p>介護保険法等の定めにより保管期間が過ぎた情報は、随時、消去処理を実行する。消去処理実施後、正しく消去されていることを職員が確認する。 紙媒体については、保管期間ごとに分けて保管し、保管期間の過ぎたものは外部業者による溶解処理を行う。</p>

その他のリスク対策					
1. 監査					
通番	ページ	項目	審査の観点	改定後(下線部が修正・追記箇所)	改定前(下線部が修正・削除箇所)
12	36	監査 具体的な内容	標準準拠システムへの移行に伴い活用するガバメントクラウド(デジタル庁調達)における措置が適切か	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; (同右)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; (同右)</p> <p><u>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</u> <u>ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</u></p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; 適正な個人情報の保護やリスク対策を図るため、監査計画を策定し、定期的及び必要に応じて随時、より客観的な評価ができる監査を実施し、監査の結果を踏まえて必要な改善を行う。監査に当たっては、以下の観点から実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価書記載事項と運用実態のチェック</li> <li>・ 個人情報保護に関する規程・体制整備</li> <li>・ 個人情報保護に関する人的安全管理措置</li> <li>・ 安全管理措置の周知・教育</li> <li>・ 個人情報保護に関する技術的安全管理措置</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を実施することとしている。</p>
3. その他のリスク対策					
13	36	3. その他のリスク対策	標準準拠システムへの移行に伴い活用するガバメントクラウド(デジタル庁調達)における措置が適切か	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; (同右)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; (同右)</p> <p><u>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</u> <u>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</u> <u>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</u> <u>具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</u></p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; ・世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第7条及び同条例施行規則第6条の規定に基づき、マイナンバー制度セキュリティ会議を設置し、特定個人情報ファイルの取扱いに関する企画及び運用計画、セキュリティ対策等を審議する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 中間サーバーについて、地方公共団体にとって必要な意見を国やJ-LISに上げていく。</p>

諮問第1008号  
令和5年10月20日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会  
会長 山田健太様

世田谷区長  
保坂展人



世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

特定個人情報保護評価における第三者点検について  
(国民健康保険事務)

# 諮問第1008号

特定個人情報保護評価における第三者点検について  
(国民健康保険事務)

令和5年10月27日  
地域行政部マイナンバー担当課  
保健福祉政策部国保・年金課

## 1 諮問の趣旨

### (1) 特定個人情報保護評価について

特定個人情報保護評価は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)に基づく番号制度の枠組みの下の保護措置の一つであり、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを宣言するものである。

具体的には、行政機関の長などが評価の実施主体となり、評価対象が特定個人情報を取り扱う事務ごとに定められている。また、特定個人情報の対象人数等のしきい値によって、「特定個人情報保護評価書」(以下「評価書」という。)の種類が基礎項目評価・重点項目評価・全項目評価の三類型に区分され、併せて区民意見募集や第三者点検、国民の公表など実施手続が定められている。

なお、「国民健康保険事務」は、しきい値判断の結果、対象者が10万人以上30万人未満、特定個人情報ファイルの取扱い者が500人以上となることから、全項目評価の実施が義務付けられることとなる。

### (2) 諮問の理由

番号法第28条の規定において、行政機関の長等は特定個人情報ファイルを保有しようとするとき又は重要な変更を加えようとするときは、特定個人情報保護評価を実施することとされている。

この度、「国民健康保険事務」に係る特定個人情報ファイルについて、重要な変更を加える必要が生じたため、「特定個人情報保護評価に関する規則」(以下「規則」という。)第7条第4項に基づく評価書の第三者点検について、「世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例」第2条第1項第2号の規定により諮問するものである。

審議資料No. 5 - 2「特定個人情報保護評価書作成の判断基準」及び「番号法における特定個人情報保護評価書「全項目評価」の流れ」参照

## 2 諮問の内容

### (1) 次期国保情報集約システムのクラウド化について

審議資料No. 5 - 3のとおり。

### (2) 国民健康保険事務における評価書の変更の内容

今般、国保情報集約システムを構成する物理サーバーをクラウドに移行することに伴い、特定個人情報のデータ移行の際のリスク対策が必要となることから、クラウドサービス事業者に求めるセキュリティ対策等について評価書に記載する必要がある。

これは、評価書(全項目評価書)の記載項目のうち、「特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」に変更が生じるものであって、規則第11条に規定される重要な変更該当するため、特定個人情報保護評価を再実施する。

なお、クラウド移行に伴う評価書のセキュリティ対策に関する記載については、厚生労働省より示された記載例を参考に、東京都国民健康保険団体連合会及び世田谷区の実情に合わせた形で追記及び修正を行った。

### 3 区民意見募集

規則第7条第1項に基づき区民意見募集を実施した。結果は以下のとおり。

#### (1) 対象事務及び概要

国民健康保険事務について全項目評価書の改定案を作成し、区民意見募集を実施

#### (2) 期間

令和5年8月25日～同年9月24日の30日間実施

#### (3) 結果

意見なし

### 4 区のマイナンバー制度セキュリティ会議

本件について、令和5年9月28日開催の令和5年度第2回マイナンバー制度セキュリティ会議にて審議し、了承された。

### 5 第三者点検の対象

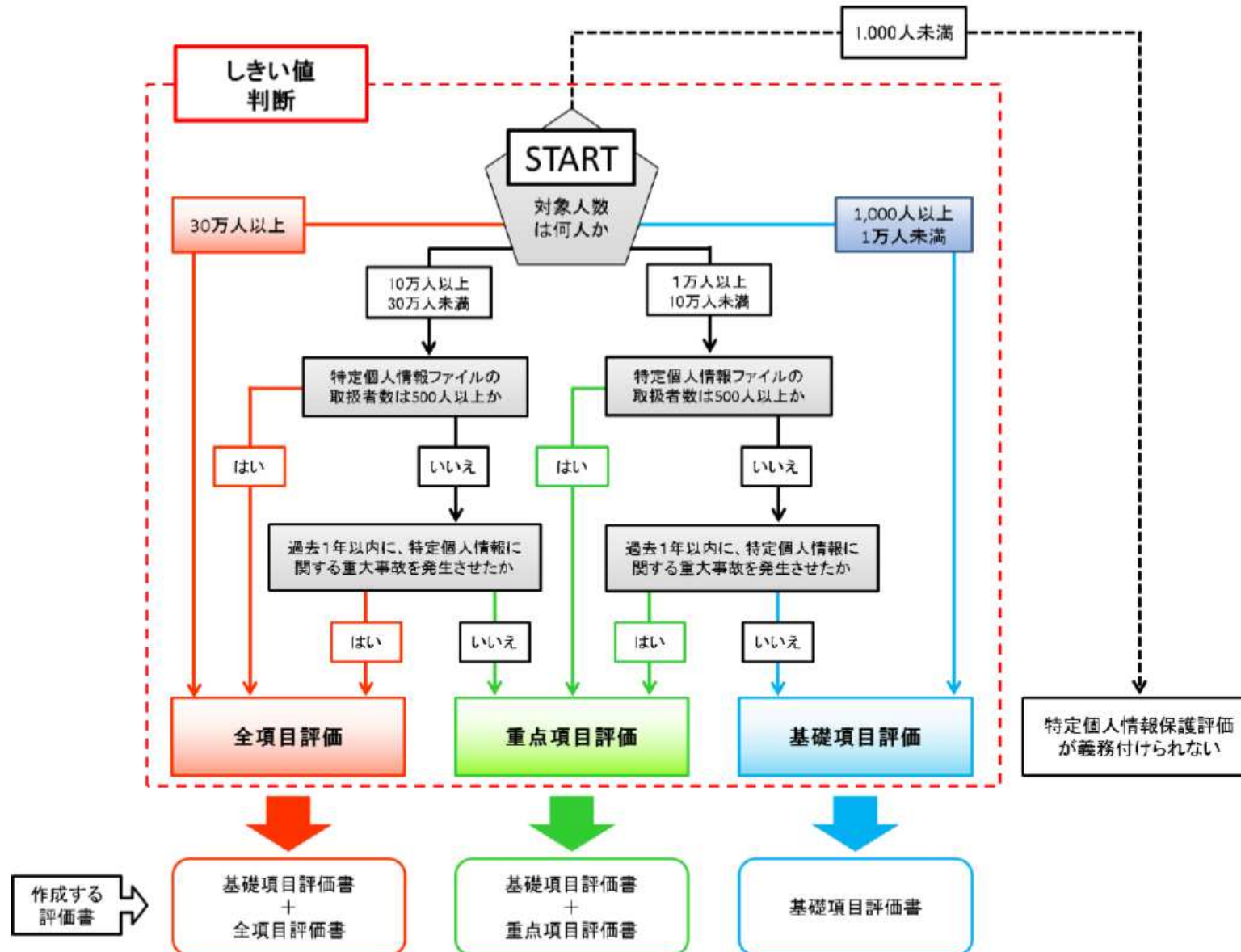
審議資料No.5-4「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)」のとおり。

改定前の評価書との相違点及び審査の観点については、審議資料No.5-5のとおり。

### 6 今後のスケジュール(予定)

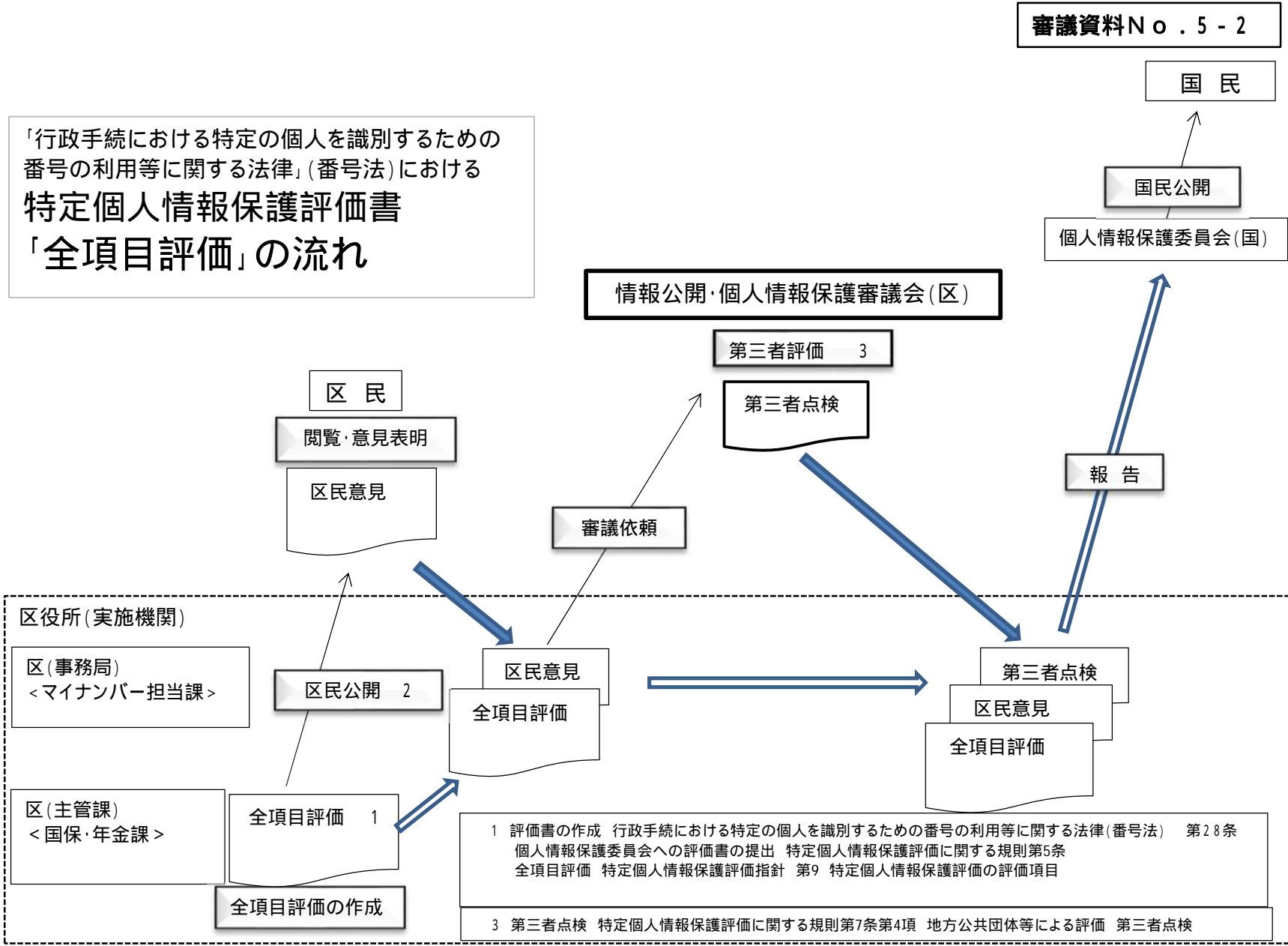
令和5年12月末 国の個人情報保護委員会に評価書の提出  
評価書の公表

# 特定個人情報評価書作成の判断基準



「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)における  
**特定個人情報保護評価書**  
**「全項目評価」の流れ**

審議資料No. 5-2





## 次期国保情報集約システムのクラウド化について

### 1 国民健康保険団体連合会及び国民健康保険中央会について

国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）は、都道府県単位に設立されている公法人であり、各都道府県内の国民健康保険の保険者である都道府県・市区町村及び国民健康保険組合が会員となり、共同で事務を行っている。

また、国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）は、各都道府県の国保連合会を会員として組織される公益社団法人であり、国民健康保険事業、高齢者医療事業、健康保険事業、介護保険事業及び障害者総合支援事業の普及、健全な運営及び発展を図り、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的としている。

### 2 国保情報集約システムについて

国保情報集約システム（以下「集約システム」という。）は、平成30年度の国保制度改革の際に、新たな保険者事務が効率的に実施されるよう国（厚生労働省）が主導的に開発した、各市区町村で保有する資格取得・喪失年月日の情報を都道府県単位で集約するシステムである。

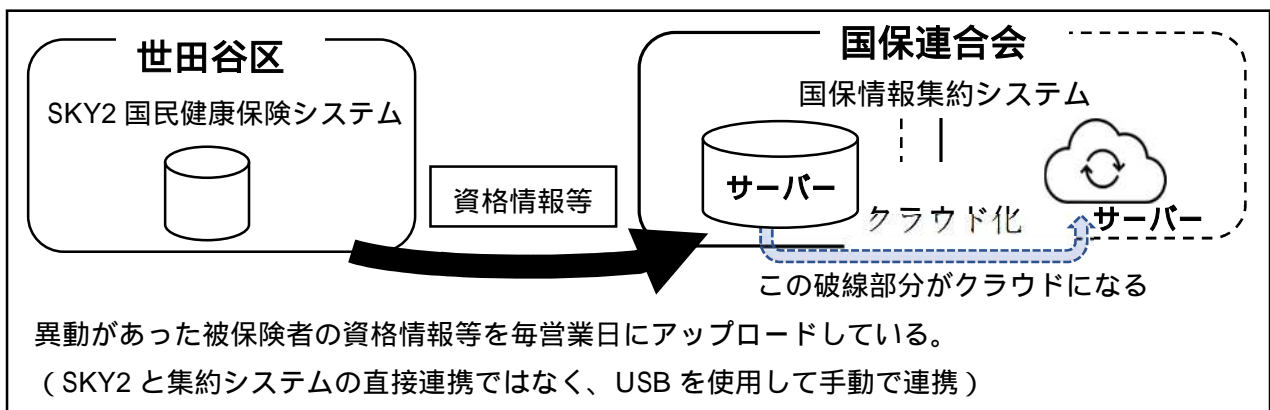
市区町村が行う資格管理及び給付事務のうち、都道府県単位で一元的に管理が必要な情報取得・喪失年月日情報及び高額療養費の多数回該当に係る該当回数を管理し、市町村間における情報連携等を支援することを目的としている。

集約システムは、厚生労働省からの委託に基づき国保中央会が開発しており、システム運用については、世田谷区を含む各市区町村からの共同委託に基づき、各都道府県連合会が担っている。

### 3 次期国保情報集約システムのクラウド化について

現行の集約システムの機器は、平成30年4月から保守を開始しており、令和6年3月末に機器の保守期限を迎えるため、次期の集約システムへの機器更改が必要となっている。

令和4年12月14日付厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡「市町村国保が実施する特定個人情報保護評価（PIA）および個人情報ファイル簿テンプレートの送付について」において、次期集約システムの機器更改はクラウド環境において実施することと通知されている。



# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	国民健康保険事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

世田谷区は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

国民健康保険事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を契約条件として設定している。

## 評価実施機関名

東京都世田谷区長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

[平成30年5月 様式4]

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所



システム2	
①システムの名称	番号連携サーバー
②システムの機能	<p>1. 宛名管理機能</p> <p>①サーバ内の宛名データベースのセットアップ  ②宛名の異動データを取り込み、宛名データベースへ反映  ③個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理  ④宛名データベースの検索、参照、更新  ⑤オンラインで入力したデータを業務システムに連携  ⑥団体内統合宛名番号を業務システムに連携</p> <p>2. 情報提供機能</p> <p>①中間サーバに連携する各業務情報をデータベースへセットアップ  ②各業務の異動データを取り込み、データベースに反映  ③各業務情報の参照、入力、変更、削除を行う。  ④各業務情報を一括で中間サーバに連携  ⑤各業務の異動情報を中間サーバに連携</p> <p>3. 情報照会機能(他機関への情報照会)</p> <p>①各業務の宛名番号で対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、オンラインにて表示する。  ②情報照会の対象者情報を元に、中間サーバに情報を要求し、一括ファイルを作成する。</p> <p>4. 符号要求</p> <p>①処理通番を要求・受信し、符号要求データを既存住基または住基GWに送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供システムネットワークシステム(インターフェイスシステム)、番号連携サーバーとのデータ受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>1. 符号管理機能: 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。  2. 情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。  3. 情報提供機能: 情報提供ネットワークを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。  4. 既存システム接続機能: 中間サーバーと既存システム、番号連携サーバーとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。  5. 情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。  6. 情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。  7. データ送受信機能: 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。  8. セキュリティ管理機能: セキュリティを管理する機能。  9. 職員認証・権限管理機能: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。  10. システム管理機能: バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。  (※1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )

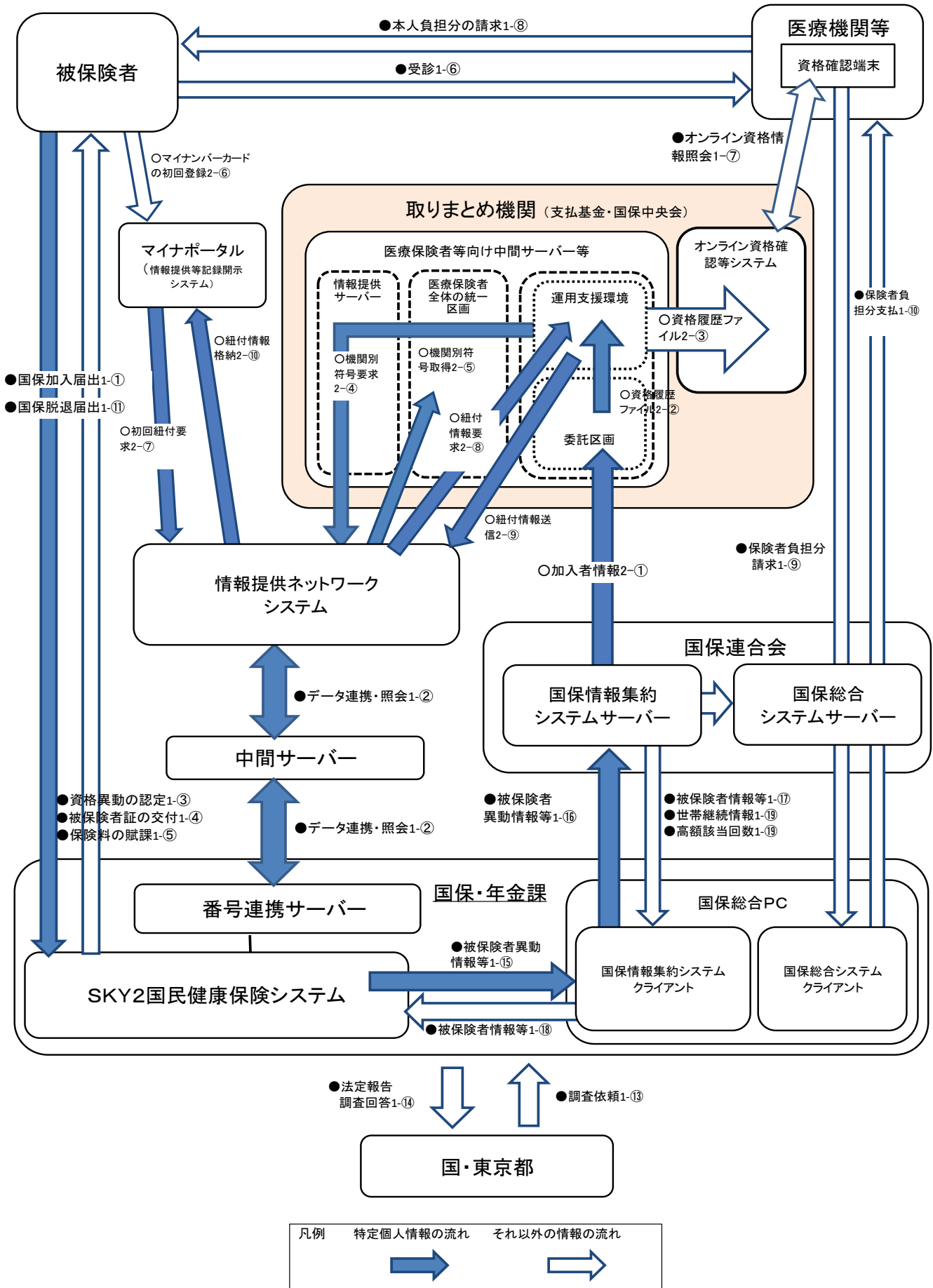




<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
国民健康保険ファイル	
<b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>	
①事務実施上の必要性	<p>&lt;被保険者資格管理等に係る事務&gt;          ・個人の所得を正しく把握し、正確な保険料賦課または自己負担限度額認定を行うため。          ・必要な情報を正確かつ迅速に取得し処理するには、電算システムの利用が不可欠であるため。</p> <p>&lt;オンライン資格確認等システムに係る事務&gt;          ・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があるため。また、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いる必要があるため。</p>
②実現が期待されるメリット	<p>&lt;被保険者資格管理等に係る事務&gt;          ・これまで文書に依存していた所得情報の他庁照会が、特定個人番号を活用しデータでのやりとりとなることで、事務処理における精度・速度ともに向上が可能となり、もって被保険者の利便に資することが可能となる。</p> <p>&lt;オンライン資格確認等システムに係る事務&gt;          ・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の削減、限度額適用認定証等の発行業務等の削減、記号番号等の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしきみを実現する。</p>
<b>5. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<p>&lt;被保険者資格管理等に係る事務&gt;          番号法第9条第1項 別表1の30の項</p> <p>&lt;オンライン資格確認等システムに係る事務&gt;          ・番号法第9条第1項 別表1の30の項          ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条          ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;          1) 実施する          2) 実施しない          3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>&lt;被保険者資格管理等に係る事務&gt;          番号法第19条第8号 別表2以下の項          1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 44, 58, 62, 78, 80, 87, 93, 97, 106, 109, 120</p> <p>&lt;オンライン資格確認等システムに係る事務&gt;          ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認等システムに係る事務として機関別符号を取得する等)          ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
<b>7. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	世田谷区保健福祉政策部国保・年金課
②所属長の役職名	保健福祉政策部 国保・年金課長
<b>8. 他の評価実施機関</b>	
-	



(別添1) 事務の内容



(備考)

1 被保険者資格管理等に係る事務

- 1-①転入や社会保険喪失などによる国民健康保険加入の届出を受ける。
- 1-②保険料計算に必要な所得情報などを、庁内連携、または情報提供ネットワークにて中間サーバより取得する。
- 1-③加入条件を確認した上で加入者に対する資格の認定を行う。
- 1-④被保険者証を交付する。
- 1-⑤所得情報を基に保険料を計算し納付書を送付する。
- 1-⑥マイナンバーカードもしくは健康保険証を医療機関等に提示して、受診する。
- 1-⑦医療機関等に設置されている資格確認端末にて、資格を確認する。
- 1-⑧かかった医療費の3割を自己負担分として患者に請求する。
- 1-⑨残りの7割(保険者負担分)を国保連を経由してレセプトにより請求する。
- 1-⑩正当な請求に関しては国保連経由で医療機関へ支払いを行う。
- 1-⑪国保加入者の転出・死亡等により、国保脱退届を受ける。

(以下は随時)

- 1-⑫国保の資格異動ほかの情報を、中間サーバに転送する。
- 1-⑬⑭国・都からの依頼により調査事務を行い、回答する。
- 1-⑮異動があった被保険者に関する被保険者異動情報を作成し、データを移入する。
- 1-⑯被保険者異動情報のデータを送信する。
- 1-⑰被保険者の取得・喪失・継続に関する処理を行なう。被保険者情報を作成し、データを配信する。
- 1-⑱SKY2国民健康保険システムにデータを移入する。
- 1-⑲⑳の被保険者異動情報に基づき、世帯継続情報・高額該当回数を送信する。

2 オンライン資格確認等システムに係る事務

(資格履歴管理事務)

- 2-①加入者情報を、医療保険者等向け中間サーバ等システムの委託区画へ送信する。
- 2-②運用支援環境において、委託区画から取得した加入者情報を基に、資格履歴ファイルに格納する。
- 2-③資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。

(機関別符号の取得等事務)

- 2-④符号取得要求ファイルを生成後、情報提供サーバを経由して、情報提供ネットワークシステムへ機関別符号を要求する。
- 2-⑤情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、統一区画内の機関別符号ファイルに格納する。  
(情報提供(マイナンバーカードを健康保険証として利用するために必要な初回登録等))
- 2-⑥被保険者がマイナポータルの自己情報取得機能を利用して、初回登録(もしくは自己情報開示要求)を行う。
- 2-⑦マイナポータルから情報提供ネットワークへ、初回紐付け(もしくは自己情報開示)要求を行う。
- 2-⑧情報提供ネットワークシステムから運用支援環境へ、⑦で要求のあった被保険者等の紐付け情報(保険者番号・被保険者証記号番号等)を要求する。
- 2-⑨運用支援環境にて被保険者等を特定し、紐付け情報を送信する。
- 2-⑩紐付け情報をマイナポータルに格納する。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	SKY2国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
その必要性	個人を正確に特定し、公平・公正な国民健康保険事務を行うため（保険料収納事務を除く）
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等) [ ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	①その他識別情報:個人を正確に特定するため ②4情報:保険料賦課及び保険給付を的確に行うため ③地方税関係情報:保険料計算や限度額認定を的確に行うため ④医療保険関係情報:保険料計算を的確に行うため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月
⑥事務担当部署	世田谷区保健福祉政策部国保・年金課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（財務部課税課、地域行政部住民記録・戸籍課） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（） <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（他区市町村） <input type="checkbox"/> 民間事業者（） <input checked="" type="checkbox"/> その他（東京都国民健康保険団体連合会）
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム

		<p>〔 〕 その他 ( )</p>					
③入手の時期・頻度		<p>&lt;国保連合会以外からの入手&gt; 随時</p> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt; 当区は国保連合会より、以下の時期・頻度で特定個人情報を入手する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格継続業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等)</li> <li>：国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報。 平成30年4月1日以後に、日次の頻度。</li> </ul> </li> <li>・高額該当の引き継ぎ業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等)</li> <li>：転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報。 平成30年4月1日以後に、月次の頻度。</li> </ul> </li> </ul>					
④入手に係る妥当性		<p>&lt;国保連合会以外からの入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規の申請については、原則として本人からの紙ベースによる提供となっており、これにより保険料賦課及び保険給付に必要な情報を入手する。</li> <li>・必要に応じて、申請等の情報の正確性確認を行うため、庁内連携または情報提供ネットワークシステムを通じて被保険者の所得情報の特定等に必要な情報を随時入手する。</li> </ul> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt;</p> <p>国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があるため、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、当区が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。</p> <p>なお、入手する情報は、当区分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</p> <p>1. 入手の時期・頻度の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格継続業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者情報：国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。</li> </ul> </li> <li>・高額該当の引き継ぎ業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き継ぎ情報：高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。</li> </ul> </li> </ul> <p>2. 入手方法の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。</li> </ul>					
⑤本人への明示		<p>・本人から入手する情報については、本人を通じて入手することとし、また利用目的を本人に明示する。ただし国民健康保険法等、他の法令で定めがある場合は、その限りではない。</p> <p>・庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは番号法に明示されているが、窓口対応する場合は、口頭にて本人に説明を行う。</p>					
⑥使用目的 ※		<p>個人の情報を的確に把握し、迅速かつ正確な保険料賦課及び保険給付業務を行うため。</p>					
	変更の妥当性	—					
⑦使用の主体	使用部署 ※	<p>国保・年金課、世田谷総合支所区民課(区民係、太子堂出張所、経堂出張所)、北沢総合支所区民課(区民係)、玉川総合支所区民課(区民係、用賀出張所、二子玉川出張所)、砧総合支所区民課(区民係)、烏山総合支所区民課(区民・戸籍係、烏山出張所)、各総合支所地域振興課まちづくりセンター(池尻、若林、上町、下馬、上馬、梅丘、代沢、新代田、松原、松沢、奥沢、九品仏、上野毛、深沢、祖師谷、船橋、喜多見、砧、上北沢、上祖師谷)</p>					
	使用者数	<p>[ 500人以上1,000人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満						
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満						
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上						

⑧使用方法 ※		①社会保険離脱や転出入、または、出生死亡等様々な資格異動に伴う被保険者資格の取得喪失の認定 ②所得を元に軽減等の要件を適用した上での保険料計算及び賦課 ③被保険者への療養費支給業務 ④国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査及びその結果に基づく指導
	情報の突合 ※	必要に応じ、国民健康保険事務にて保有する情報と、SKY2住民記録システム、SKY2住民税システム等と情報の突合を行う。
	情報の統計分析 ※	国・都への報告資料等のため統計・分析を行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうる統計・分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	①資格異動に伴う得喪の認定 ②療養費の給付決定
⑨使用開始日		平成28年1月1日
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>		
委託の有無 ※	[ 委託する ] ( 5 ) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		SKY2国民健康保険システムの保守・運用
①委託内容		SKY2国民健康保険システム等のパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]
	対象となる本人の範囲 ※	SKY2国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
	その妥当性	国民健康保険事務の遂行にあたっては、保険料の公平・公正な賦課、徴収に必要な範囲の特定個人情報を保有するSKY2国民健康保険システムの安定的な運営が不可欠であり、当該システムの円滑な保守運用業務を行う上で、被保険者世帯のデータベース等を含むシステム上のあらゆる情報を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[ 50人以上100人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法		契約した委託先は、区ホームページにて公表している。
⑥委託先名		富士通Japan株式会社 世田谷サービス公社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]
	⑧再委託の許諾方法	委託業務の附属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、再受託者に、当該委託契約書に記載された情報セキュリティに関する特記事項を遵守させるとともに、再受託者の氏名、再委託の内容及び業務執行場所を、区に事前に通知し、その承認を得ることを委託契約上の条件としている。
	⑨再委託事項	システム運用状況の管理、バッチジョブ運用、リハーサル支援、障害発生時の対応支援等
委託事項2		資格継続業務、高額該当回数引き継ぎ業務に関する保険者事務共同処理業務

①委託内容		<p>・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。</p>
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p>[ 特定個人情報ファイルの一部 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
	対象となる本人の数	<p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
	対象となる本人の範囲 ※	<p>・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当区に住所を有する者</p> <p>・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 (例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。)</p> <p>・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者</p> <p>* 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当区に加入資格が適用される者をいう</p>
	その妥当性	<p>・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。</p> <p>・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。</p> <p>・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。</p> <p>・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定期間についても管理する必要がある。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p>
③委託先における取扱者数		<p>[ 10人以上50人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑤委託先名の確認方法		契約した委託先は、区ホームページにて公表している。
⑥委託先名		東京都国民健康保険団体連合会
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p>[ 再委託する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当区のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
		資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する







⑥委託先名		支払基金
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 再委託する 2) 再委託しない</p> <p>[ 再委託する ]</p>
	⑧再委託の許諾方法	<p>当区は、再委託は原則禁止であり、やむを得ず再委託する必要がある場合に限り、委託先からの事前の申請に基づき、再委託を承諾するものである。委託先とは「電算処理の業務委託契約の特記事項」（以下、特記事項）を取り交わし、再委託の承認にあたっては、以下の事項を遵守することを必須条件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先の東京都国民健康保険連合会は、再委託先に委託契約及び特記事項を遵守させる。</li> <li>・委託先は、再委託申請を行う際、再委託先にかかる再委託の内容及び特記事項第3項に規定する事項を書面にて提出する。</li> <li>・委託先が再委託先を選定する際、区の求めに応じて、再委託先の委託業務状況等の報告資料を提出させること、及び再委託先への実地調査を行うことができることを必須条件とする。</li> <li>・委託先と再委託先の間で秘密保持に関する契約等を締結する。</li> </ul> <p>また、再委託先が更に再委託することも原則禁止であり、やむを得ず更に再委託する必要がある場合には、再委託と同様の条件（ただし、再委託先よりもより厳しい条件とする）と手続きにより、事前に当区の承認を得なければならないものとする。更に再委託が繰り返される場合も同様とする。</p> <p>当区は委託先に対して直接的な監督義務を負い、再委託先に対しては間接的な監督義務を負う。委託先は再委託先に対して直接的な監督義務を負うものとする。委託先及び再委託先（再委託先以降を含む）は、監督義務のほか、特記事項第6項のとおり罰則規定が及ぶことを認識して業務を行うものとする。</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理対策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> </ul> <p>上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務
	委託事項5	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務
①委託内容	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p> <p>[ 特定個人情報ファイルの一部 ]</p>
	対象となる本人の範囲 ※	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当区に住所を有する者</li> <li>・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 (例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。)</li> <li>・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者</li> <li>* 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当区に加入資格が適用される者をいう</li> </ul>
	その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。</li> <li>・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定するには、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。</li> <li>・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。</li> <li>・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。</li> </ul>



③提供する情報	医療保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下、「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	SKY2国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先2</b>	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の2
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	SKY2国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先3</b>	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の3
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	SKY2国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先4</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の4

②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	SKY2国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先5</b>	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の5
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	SKY2国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先6</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の9
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	SKY2国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>提供先7</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の12
②提供先における用途	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童福祉法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	SKY2国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先8</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の15
②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	SKY2国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先9</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の17
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	SKY2国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線

⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] フラッシュメモリ [ ] その他 ( )	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先10</b>	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の22	
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	SKY2国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 電子メール [ ] フラッシュメモリ [ ] その他 ( )	[ ] 専用線 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先11</b>	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の26	
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	SKY2国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 電子メール [ ] フラッシュメモリ [ ] その他 ( )	[ ] 専用線 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先12</b>	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の27	
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上



④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	SKY2国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先16</b>	市町村長または国民健康保険組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の42	
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給または保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	SKY2国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先17</b>	地方公務員共済組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の58	
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	SKY2国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先18</b>	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の62	
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	



③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	SKY2国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先19</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の78
②提供先における用途	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	雇用保険法第37条第8項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	SKY2国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先20</b>	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の80
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給または保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	SKY2国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>提供先21</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の87
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	SKY2国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先22</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の93
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	SKY2国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先23</b>	都道府県知事または保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の97
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担または療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規程する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	SKY2国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙





<b>移転先1</b>	各総合支所(地域振興課、区民課、街づくり課)、 各総合支所地域振興まちづくりセンター(太子堂、経堂、北沢、等々力、用賀、二子玉川、成城、烏山)、各保健福祉センター(生活支援課、保健福祉課、健康づくり課、子ども家庭支援課)、政策企画課、統計調査担当課、広報広聴課、DX推進担当課、総務課、人事課、用地課、市民活動・生涯現役推進課、地域行政課、住民記録・戸籍課、番号制度・マイナンバーカード交付促進担当課、環境保全課、商業課、都市農業課、障害施策推進課、障害者地域生活課、障害保健福祉課、高齢福祉課、子ども育成推進課、児童課、児童相談支援課、児童相談所、一時保護課、保育認定・調整課、世田谷保健所(健康企画課、健康推進課、感染症対策課、地域保健課、生活保健課)、市街地整備課、建築審査課、住宅管理課、防災街づくり課、建築安全課、道路管理課、道路事業推進課、交通安全自転車課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 (条例による利用)
②移転先における用途	世田谷区の基幹システムであるSKY2にて、住民票関連情報として使用
③移転する情報	医療保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	SKY2国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先2</b>	各保健福祉センター(生活支援課、保健福祉課、健康づくり課、子ども家庭支援課)、DX推進担当課、課税課、市民活動・生涯現役推進課、保健福祉政策課、保健医療福祉推進課、生活福祉課、障害施策推進課、障害者地域生活課、障害保健福祉課、高齢福祉課、介護予防・地域支援課、子ども育成推進課、子ども家庭課、児童相談支援課、児童相談所、保育課、保育認定・調整課、保育計画・整備支援担当課、世田谷保健所(感染症対策課)、住宅管理課、あんしんすこやかセンター(池尻、太子堂、若林、上町、経堂、下馬、上馬、梅丘、代沢、新代田、北沢、松原、松沢、奥沢、九品仏、等々力、上野毛、用賀、深沢、二子玉川、祖師谷、成城、船橋、喜多見、砧、上北沢、上祖師谷、烏山)
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 (条例による利用)
②移転先における用途	保健福祉総合情報システムにて、医療保険情報として使用
③移転する情報	医療保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	SKY2国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

6. 特定個人情報の保管・消去

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		<p>&lt;世田谷区における措置&gt;                  世田谷区事務センター、システム運用委託先業者のデータセンター等において、以下の対策を実施している。</p> <p>①外部進入防止:外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ                  ②入退室管理:ICカード+手のひら静脈認証、要員所在管理システム                  ③持込・持出防止:金属探知機、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理</p> <p>申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;                  ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。                  ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
		<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1年未満                      2) 1年                              3) 2年                  4) 3年                              5) 4年                              6) 5年                  7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上                  10) 定められていない</p>
②保管期間	期間	[ 定められていない ]
	その妥当性	国民健康保険法ほか法令では、データ保管期間の定めはない。
③消去方法		<p>&lt;世田谷区における措置&gt;                  ①データベースに記録されたデータは、システム機能にて完全に消去する。                  ②申請書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;                  ①特定個人情報の消去は世田谷区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。                  ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p>
7. 備考		
提供先21～27は別紙のとおり		

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

国民健康保険ファイル

<宛名情報>

宛名番号 個人番号 法人番号 世帯番号

氏名情報 生年月日 性別 続柄

住民となった年月日 住民となった届出年月日 住民となった事由

住民区分(日本人・外国人) 世帯主情報

現住所情報 住所を定めた年月日 住所を定めた届出年月日

前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報

本籍・筆頭者情報 消除情報

国籍 在留カード等の番号 在留資格情報 通称

処理停止情報 送付先情報 送付先履歴情報

相続人情報 相続人続柄情報 相続人履歴情報

納税管理人情報 納税管理人履歴情報

記事情報 連絡先情報

破産管財人情報 破産管財人履歴情報

口座情報

<資格情報>

宛名番号 記号番号 記号番号ごとの枝番(個人を識別する2桁の番号)

保険証番号 記号番号開始日 記号番号終了日

資格取得情報(取得日、届出日、取得事由) 資格喪失情報(喪失日、届出日、喪失事由)

市町村被保険者ID情報

適用開始情報(開始日、届出日、開始事由) 適用終了情報(終了日、届出日、終了事由)

適用変更情報(異動日、届出日、異動事由)

退職者受給情報(退職資格該当日、退職資格非該当日、退職裁定日、退職受給発生年月)

世帯情報 世帯主情報 世帯被保情報 世帯メモ情報

退職該当情報 学遠該当情報 老健該当情報 施設入所情報

個人証情報 高齢受給者証情報

券面記載情報 被保険者証裏面への性別記載の有無情報 自己情報不開示の申し出の有無情報

社保情報 介護適用除外情報 世帯負担割合情報 個人負担割合情報

滞納証情報 世帯被保年齢判定情報

旧国保被保険者情報 特定同一世帯所属者異動連絡票情報 旧被扶養者情報 旧被扶養者異動連絡票情報

非自発的失業者情報

<資格履歴情報>

世帯履歴情報 世帯主履歴情報 世帯被保履歴情報

退職該当履歴情報 学遠該当履歴情報 老健該当履歴情報 施設入所履歴情報

介護適用除外履歴情報 世帯負担割合履歴情報 滞納証履歴情報

特定健診被保険者マスタ情報 被保険者マスタ情報

<賦課情報>

宛名番号 記号番号 記号番号ごとの枝番(個人を識別する2桁の番号)

課税年度(相当年度)

調定年度(賦課年度)

基礎所得割額、基礎均等割額、基礎年税額、基礎減免額、基礎納付額

基礎退職所得割額、基礎退職均等割額、基礎退職年税額、基礎退職減免額、基礎退職納付額

支援所得割額、支援均等割額、支援年税額、支援減免額、支援納付額

支援退職所得割額、支援退職均等割額、支援退職年税額、支援退職減免額、支援退職納付額

介護所得割額、介護均等割額、介護年税額、介護減免額、介護納付額

介護退職所得割額、介護退職均等割額、介護退職年税額、介護退職減免額、介護退職納付額

期別賦課情報(月期別の賦課情報)

賦課被保情報(賦課時点の月別資格情報)

国保所得情報

減免情報 軽減情報

年金受給者情報 年金連携情報 年金連携履歴情報 仮徴収情報

<給付記録情報>

宛名番号 記号番号 記号番号ごとの枝番(個人を識別する2桁の番号)

給付記録番号 給付種別 審査年月 診療年月

支給区分 支給決定日 支給処理日 支給決定額

貸付額 充当額 調整額

給付記録情報 療養費支給情報

高額明細情報 若年高額支給情報 高齢高額外来支給情報 高齢高額支給情報 高額支給情報

高額療養費償還払い情報 高額該当情報 転居特例情報 世帯所得区分情報

出産育児葬祭費情報

減額認定証情報 結核精神証情報 特定疾病証情報

不当利得情報 第三者行為情報

差額支給情報 貸付情報 償還払い情報

高額介護合算情報

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>&lt;国保連合会以外からの入手&gt; 対象者以外の情報を誤って記載することがないように、記入例等の案内書類を工夫する。また、他の市町村から情報を入手する際は対象者以外の情報を入手してしまうことがないように、事務マニュアルを整備して処理の標準化を図る。</p> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt; ・国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 * :ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>&lt;国保連合会以外からの入手&gt; 必要な情報以外を誤って記載することがないように、記入例等の案内書類を工夫する。また、他の市町村から情報を入手する際は必要な情報以外の情報を入手してしまうことがないように、事務マニュアルを整備し処理の標準化を図る。</p> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt; ・国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 * :ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;国保連合会以外からの入手&gt; 申請者より情報を入手する際はその相手方へ、収集する情報の使用目的及び用途について説明書類を用い十分説明する。庁内連携により入手する場合は庁内連携システムを通じて行うが、権限を持った者しか情報照会を行えず、また、その照会履歴は記録として保存される仕組みとなっている。</p> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt; ・国保総合PCにおける措置 特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、当区と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
	<p>&lt;国保連合会以外からの入手&gt; 個人番号カードの提示、もしくは通知カードと身分証明書の提示を受けて、本人確認を行う。</p>



<p>入手の際の本人確認の措置の内容</p>	<p>&lt;国保連合会からの入手&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、当区において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は当区において国保連合会に送付する前に実施済みである。</li> <li>・さらに、国保連合会においても当区のシステムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。</li> </ul> </li> </ul> </p>
<p>個人番号の真正性確認の措置の内容</p>	<p>&lt;国保連合会以外からの入手&gt;  個人番号カードの提示、もしくは通知カードと身分証明書の提示に加え、以前に提示された個人番号との照合により、真正性確認を行う。</p> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。</li> </ul> </li> </ul> </p>
<p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p>&lt;国保連合会以外からの入手&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書等から特定個人情報を入力する際は、入力後に別の担当者による二重チェックを実施する。</li> <li>・個人番号だけでなく、氏名・住所・生年月日等を複合的にチェックする。</li> </ul> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連合会から配信される被保険者情報については、当区および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は当区および他市の双方に配信され、当区および他市の職員が確認している。</li> <li>・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、当区から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を当区の職員が確認している。</li> </ul> </li> </ul> </p> </p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
<p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;国保連合会以外からの入手&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口では本人から直接書面を受け取ることを原則とする。</li> <li>・郵送の場合は、担当部署の所在地及び宛先を印字した専用封筒を使用するよう促す。</li> </ul> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・当区の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。</li> <li>・当区の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。</li> <li>・当区の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> <li>・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。</li> <li>・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> <li>・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> <li>・国保総合PCと既存の自庁システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが、限られた作業場所において取扱う。</li> <li>・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。</li> <li>・電子記録媒体に保存する情報は、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。</li> <li>・電子記録媒体を廃棄する場合は、全ての情報を消去の上、物理的な破壊によりデータを復元不可能な状態にする。</li> </ul> </li> </ul> </p> </p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	・個人番号利用業務以外から、または個人番号を必要としない業務から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・事務に必要なない情報はシステム内に保持しない。 ・データで提出されるなどによりシステム内に保持せざるを得ない場合は、データベース上には保持するが、画面には表示しないよう制限を行う。
その他の措置の内容	<p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。</li> </ul> <p>*:ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>&lt;国保総合PC以外のPCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員証(ICカード)とパスワードの二要素によりユーザIDの認証を行う。</li> <li>ユーザIDに付与されるアクセス権限によって、業務従事者が業務に必要な範囲の特定個人情報ファイルだけにアクセスすることができるように制御する。</li> <li>人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかに失効処理を行う。</li> </ul> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。</li> <li>なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。</li> <li>国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報不正に使用されることのリスクを軽減している。</li> <li>ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</li> <li>パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</li> </ul>
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>発効管理: 人事異動があった場合等には、速やかに発効処理を行う。</li> <li>失効管理: 人事異動があった場合等には、速やかに失効処理を行う。</li> </ul> <p>※発効、失効いずれの場合も、発効・失効作業を行った者以外の他の者が二重チェックを行い、正しく登録・削除されているかを確認する。</p>
アクセス権限の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	共用IDは発行せず、個人に対してユーザIDを発行する。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]      <選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な管理方法	<p>&lt;国保総合PC以外のPCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>誰が、いつ、どの情報にアクセスしたかについて、アクセスログを残して管理する。</li> </ul>

具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報のアクセスログについて、年1回以上随時分析し、業務時間帯以外のアクセス、業務上想定されない頻度のアクセスの有無がないか確認する。分析の結果は、情報システム管理者に報告する。</li> </ul> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。</li> <li>・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。</li> <li>・当該記録については、一定期間保存することとしている。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	定期的実施する情報セキュリティ研修等を通して、特定個人情報の業務外利用の禁止や漏洩時の罰則、アクセスログが確実に記録されていること等について、従業者に周知徹底する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;国保総合PC以外のPCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常ユーザ用と管理者用とにアクセス権限を分け、システムのバックアップデータ等の重要データには管理者権限のみがアクセスできるようにする。</li> </ul> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。</li> <li>・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを監査される。</li> <li>・国保総合PCと既存の自庁システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが、限られた作業場所において取扱う。</li> <li>・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。</li> <li>・電子記録媒体に保存する情報は、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。</li> <li>・電子記録媒体を廃棄する場合は、全ての情報を消去の上、物理的な破壊によりデータを復元不可能な状態にする。</li> </ul> </li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
	<SKY2国民健康保険システムの保守・運用委託> 委託契約書において、情報保護管理体制に関する以下の文書の提出を義務付けている

<p>情報保護管理体制の確認</p>	<p>委託契約書において、情報保護管理体制に関する以下の文書の提出を義務付けている。</p> <p>(1) 情報セキュリティ及び個人情報保護に関する社内規程又は基準</p> <p>(2) 以下の内容を含む従事者名簿</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 電算処理の責任者及び電算処理を行う者の氏名、責任、役割及び業務執行場所</li> <li>2) 委託業務において個人情報を取り扱う者及び個人情報に係る記録媒体の授受に携わる者の氏名並びに業務執行場所</li> <li>3) 委託業務に関する緊急時連絡先一覧</li> </ol> <p>&lt;上記以外の委託&gt;</p> <p>当区の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先において個人情報が適正に管理されているかどうかを以下の観点で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の管理的な保護措置(個人情報取扱規定、体制の整備等)</li> <li>・個人情報の物理的保護措置(人的安全管理、施設および設備の整備、データ管理、バックアップ等)</li> <li>・個人情報の技術的保護措置(アクセス制御、アクセス監視やアクセス記録等)</li> <li>・委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されること</li> <li>・プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001)の国際規格の認証取得情報</li> </ul>
<p>特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</p> <p>具体的な制限方法</p>	<p>[ 制限している ] &lt;選択肢&gt; 1) 制限している 2) 制限していない</p> <p>&lt;SKY2国民健康保険システムの保守・運用委託&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書において、委託業務で取り扱う情報の目的外使用や複写等の禁止、委託業務の終了後の情報の消去及び消去内容の報告、委託業務で使用するパソコン等の盗難防止対策の実施、システム用IDの適切な管理等の対策の実施、情報セキュリティに関する教育の実施等、情報セキュリティの確保に必要な人的・物的・技術的対策の実施を義務づけている。</li> </ul> <p>&lt;市区町村保険者事務共同処理業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当区の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書には「委託先の責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定」を明記することとしている。</li> <li>・また、アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させることとしている。</li> <li>・さらに、委託事務の定期報告および緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させることとしている。</li> </ul> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。</li> <li>・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。</li> <li>・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。</li> <li>・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</li> </ul> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業員は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul>
<p>特定個人情報ファイルの取扱いの記録</p>	<p>[ 記録を残している ] &lt;選択肢&gt; 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>

	<p>具体的な方法</p>	<p>&lt;SKY2国民健康保険システムの保守・運用委託&gt;          ・通常業務における端末からの情報照会・更新については、作業端末へのログイン記録を残している。          ・システム保守作業については、作業内容の記録を提出させている。          ・電子記録媒体等については、管理簿を作成し、引渡し及び返却を管理する。</p> <p>&lt;市区町村保険者事務共同処理業務&gt;          ・委託先の従業員等が当区の国民健康保険に関する被保険者等の個人番号を閲覧等した場合には、国保連合会の国保総合(国保集約)システムにおいて、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録することとしている。          ・国保連合会の特定個人情報保護責任者は、定期的にまたはセキュリティ上の問題が発生した際に当該記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。          ・当区の情報セキュリティ管理者は、委託契約に基づき、委託先に当該記録の開示を請求し、調査することで操作者個人を特定する。          ・記録の保存期間については、当区の公文書管理規則第12条に従って、一定期間保存する。</p> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;          ・操作ログを中間サーバーで記録している。          ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。</p> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置&gt;          ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。          ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。          ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。          ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。          ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</p>
<p>特定個人情報の提供ルール</p>		<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt;          1) 定めている 2) 定めていない</p>
	<p>委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>&lt;SKY2国民健康保険システムの保守・運用委託&gt;          ・委託契約書において、委託業務で取り扱う情報の目的外使用や複製等の禁止、委託業務の終了後の情報の消去及び消去内容の報告、情報セキュリティに関する教育の実施等を義務づけている。</p> <p>&lt;資格継続業務、高額該当回数引き継ぎ業務に関する保険者事務共同処理業務&gt;          ・当区の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先は、特定個人情報の目的外利用および第三者に提供してはならないこと、特定個人情報の複製、複製、またはこれらに類する行為をすることはできないことなどについて委託契約書に明記する。          ・また、委託先においても個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止を義務付けするとともに、当区の情報セキュリティ管理者が委託契約に基づき、必要があるときは委託先に対して調査を行い、または報告を求める。</p> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;          ・契約書において当区が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。          ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないかを監査する。</p>

	<p>委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>&lt;SKY2国民健康保険システムの保守・運用委託&gt;          ・委託契約書において、以下の事項を義務づけている。          (1)区より特定個人情報を含む情報資産を受領した場合、区に対して受領証を提出すること。          (2)区より受領した情報資産を適切に管理するため、情報資産の受領記録簿を作成するとともに、区から要請があった場合は、速やかに当該記録簿を提示すること。          (3)委託業務が完了したときは、区より受領した情報資産を速やかに区に返却すること。返却が不可能な情報資産は、区の了承のもと、バックアップデータを含め、情報及び情報資産を復元できないように処置した上で廃棄すること。          ・区は、委託先へ特定個人情報を含む情報資産を提供(引渡し)した場合は、所定の記録簿に記載するとともに、事後、所属長が確認することとしている。</p> <p>&lt;市区町村保険者事務共同処理業務&gt;          ・当区の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書において、委託業務の定期報告および緊急時報告を義務付けし、特定個人情報の取扱いに関して定期的に委託先から書面にて報告を受けることとしている。          ・当区から国保連合会への特定個人情報の送付に関しては、国保総合PCで送付を行った際に送付記録を帳簿に記入している。          ・記録の保存期間については、当区の公文書管理規則第12条に従い、一定期間保存する。          ・特定個人情報等の貸与に関しては、外部提供する場合に必要なに応じてパスワードの設定を行うこと、および管理者の許可を得ることを遵守するとともに、委託終了時の返還・廃棄について委託契約書に明記することとしている。          ・さらに、当区の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、または報告を求め。</p> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;          ・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。          ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。</p>
<p>特定個人情報の消去ルール</p>		<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt;          1) 定めている 2) 定めていない</p>
	<p>ルール内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>&lt;SKY2国民健康保険システムの保守・運用委託&gt;          ・業務完了後にデータ削除を行い、削除証明書を提出させる。          ・委託契約書において、委託業務で取り扱う情報の目的外使用や複写等の禁止、委託業務の終了後の情報の消去及び消去内容の報告、情報セキュリティに関する教育の実施等を義務づけている。</p> <p>&lt;資格継続業務、高額該当回数引継ぎ業務に関する保険者事務共同処理業務&gt;          ・特定個人情報等は、業務完了後は速やかに返還し、または漏えいを起こさない方法によって確実に消去、または処分することを、委託契約書に明記することとしている。          ・委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、当区の情報システム管理者が消去および廃棄状況を確認する。</p> <p>&lt;クラウド移行作業時に関する措置&gt;          ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</p>
<p>委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</p>		<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt;          1) 定めている 2) 定めていない</p>
		<p>&lt;SKY2国民健康保険システムの保守・運用委託&gt;</p>

	<p>規定の内容</p>	<p>＜SKY2国民健康保険システムの保守・運用委託＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持義務</li> <li>・管理体制等の通知</li> <li>・目的外使用等及び複写等の禁止</li> <li>・物的セキュリティ対策</li> <li>・人的セキュリティ対策</li> <li>・技術的及び運用におけるセキュリティ対策</li> <li>・監査、施設への立入検査の受入れ</li> </ul> <p>＜上記以外の委託＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持義務</li> <li>・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止</li> <li>・特定個人情報の目的外利用の禁止</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化</li> <li>・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄</li> <li>・従業者に対する監督・教育</li> <li>・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を定めるとともに、委託先が当区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</li> </ul>
<p>再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</p>	<p>[ 十分に行っている ]</p>	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p>
		<p>＜SKY2国民健康保険システムの保守・運用委託＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書において、委託業務で取り扱う情報の目的外使用や複写等の禁止、委託業務の終了後の情報の消去及び消去内容の報告、委託業務で使用するパソコン等の盗難防止対策の実施、システム用IDの適切な管理等の対策の実施、情報セキュリティに関する教育の実施等、情報セキュリティの確保に必要な人的・物的・技術的対策の実施を義務づけるとともに、再委託先に同様の事項を遵守させることを義務づけている。</li> </ul> <p>＜上記以外の委託＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込む。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持義務</li> <li>・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止</li> <li>・特定個人情報の目的外利用の禁止</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化</li> <li>・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄</li> <li>・従業者に対する監督・教育</li> <li>・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等</li> </ul> </li> <li>・また、再委託先が当区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</li> </ul> </li> <li>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上</li> </ul>





特定個人情報の提供・移転の記録		[ <input type="checkbox"/> 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
	具体的な方法	移転は庁内ネットワークや庁内システム間連携のみであり、連携時のログ、アクセスログ等により記録する。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[ <input type="checkbox"/> 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法および条例の規定により、認められる範囲の特定個人情報の移転について、規定の範囲内において特定個人情報の提供を行う。		
その他の措置の内容		設置された端末では、権限を持った職員の許可がなければ情報の取り出しができないようにしている。		
リスクへの対策は十分か		[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク				
リスクに対する措置の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の移転については、移転の記録が残る庁内連携システムを通して行うことで、不適切な移転を防止する。</li> <li>他市区町村への情報提供については、情報提供ネットワーク接続用の端末でしか操作できず、また権限を持った職員しか操作できない仕組みとしている。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か		[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク				
リスクに対する措置の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内連携では、番号法及び条例にて規定された部署のみ照会可能となっている。</li> <li>庁内連携では、本業務で保有する情報をすべて連携することは行わず、限定された情報のみ照会対象としている。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か		[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
-				
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="checkbox"/> 接続しない(入手) ] [ <input type="checkbox"/> 接続しない(提供) ]				
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク				
<世界公開における措置>				

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt;  ・番号法の規定に基づき、認められている範囲内において特定個人情報の照会を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。  ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。  (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。  (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
<p>リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。  &lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。  ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。  &lt;中間サーバーの運用における措置&gt;  ・情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録される。番号法及び条例上認められる提供以外は受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかった場合においても記録を残し、提供記録は7年分保管する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
<p>リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt;  ・入手した特定個人情報について、SKY2国民健康保険システム内の情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。また、別途、届出または申告時には、その都度、届出などの内容と突合を行い、特定個人情報の正確性確認を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
<p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p>

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。  ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。  ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。  ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。  ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。  ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;  ・情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報が漏えい・紛失することを防止する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
<p>リスク5: 不正な提供が行われるリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。  ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。  ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。  ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;  ・情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録される。番号法及び条例上認められる提供以外は受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかった場合においても記録を残し、提供記録は7年分保管する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
<p>リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照会リストを管理する機能。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;</p> <p>・情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;世田谷区における措置&gt;</p> <p>・庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することは行わず、番号法の規定及び条例に基づき認められる情報のみを提供する仕組みとしている。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	
<p><b>7. 特定個人情報の保管・消去</b></p>	
<p>リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p>	
<p>①NISC政府機関統一基準群</p>	<p>[ 政府機関ではない ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している</p> <p>3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない</p>
<p>②安全管理体制</p>	<p>[ 十分に整備している ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している</p> <p>3) 十分に整備していない</p>
<p>③安全管理規程</p>	<p>[ 十分に整備している ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している</p>

		3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; 世田谷区事務センター、システム運用委託先業者のデータセンター等において、以下の対策を実施している。</p> <p>①外部進入防止:外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ ②入退館管理:ICカード+手のひら静脈認証、要員所在管理システム ③持込・持出防止:金属探知機、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; ・SKY2国民健康保険システムへのアクセス時におけるICカード+パスワード認証 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムにおける措置&gt; ・区市町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。</p>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	住民記録システムの宛名と連動しており、生存者と同様の管理がなされている
	その他の措置の内容	—
	[ 十分である ]	<選択肢>

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; 被保険者情報については、随時、本人確認を行い、変更があればその都度データを修正する。</p> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムにおける措置&gt; ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスクはない。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[ 定めていない ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; データ保管期間の定めはないため、消去は行っていない。上で述べたリスク対策のもと、データを保管する。</p> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムの保管・消去&gt; ・国保総合PCにおける措置 ・登録された情報は国保総合PCに保管されるデータはなく、国保総合PCからは、国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできないため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。</p>		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;世田谷区における措置&gt; サーバ、端末(パソコン)、記録媒体、紙文書等の情報資産を廃棄する場合は、情報を復元できないように処置した上で廃棄する。機器リース終了による返却の場合も、同様とする。 ・紙文書は、溶解またはシュレッダー処分を行う。 ・電磁的な記録媒体は、破碎処理、電磁気破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行った上で廃棄する。 ・サーバ、パソコン等情報機器については、記録装置に対し、物理破壊、磁気破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行う。 ・データ消去を業者に委託した場合は、消去作業証明書を提出させる。</p> <p>&lt;取りまとめ機関における措置&gt; ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>			

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; ・実際の運用が評価書記載の内容と合致しているかについて、定期的にチェックを行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・運用規則に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[ 特に力を入れて行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; 適正な個人情報の保護やリスク対策を図るため、監査計画を策定し、定期的及び必要に応じて随時、内部監査を実施し、監査の結果を踏まえて必要な改善を行う。監査に当たっては、以下の観点から実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価書記載事項と運用実態のチェック</li> <li>・ 個人情報保護に関する規程・体制整備</li> <li>・ 個人情報保護に関する人的安全管理措置</li> <li>・ 安全管理措置の周知・教育</li> <li>・ 個人情報保護に関する技術的安全管理措置</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を実施することとしている。</p> <p>&lt;国保総合(国保集約)システム&gt; ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の3第2項のよる個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; ①職員が番号制度に関する基礎的事項を常時確認できるよう、研修資料を庁内公開している。また、研修資料は毎年度見直しを実施している。 ②研修終了後に受講者アンケートを実施し、説明内容の理解度を測るほか、次回以降の研修資料等の見直しに活用する。 ③委託先事業者の従業者については、契約時の仕様書に個人情報保護遵守を明記し、委託先事業者の責任者の責において、研修・指導を行わせる。必要に応じて、研修資料等を提供させ、実効性を担保する。 ④違反行為を行った者に対しては、指導を行う。違反行為の程度によっては、懲戒の対象となりうる。また、全従業者に対して、違反事項発生を周知し、再発防止を徹底する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>

具体的な方法	<p>&lt;国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修</li> <li>・教育頻度:年間1回程度</li> <li>・教育方法:集合教育</li> <li>・教育対象:職員および嘱託員</li> </ul> <p>&lt;サイバーセキュリティに関する国保連合会での教育・啓発&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育事項:特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの</li> <li>・教育頻度:おおむね一年ごと</li> <li>・教育方法:未定</li> <li>・教育対象:特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者</li> <li>・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> <li>・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</li> <li>・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</li> </ul> <p>*「個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)」によるもの。</p>
--------	--

### 3. その他のリスク対策

	<p>&lt;世田谷区における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世田谷区行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する条例第7条及び同条例施行規則第6条の規定に基づき、マイナンバー制度セキュリティ会議を設置し、特定個人情報ファイルの取扱いに関する企画及び運用計画、セキュリティ対策等を審議する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</li> <li>②中間サーバーについて、地方公共団体にとって必要な意見を国やJ-LISに上げていく。</li> </ul> <p>&lt;取りまとめ機関における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</li> </ul>
--	--



## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区総務部区政情報課区政情報係
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	区ホームページ上に、請求先、請求方法、諸費用等について掲載する。
③手数料等	[ 無料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: )
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	国民健康保険 国保資格・賦課、給付記録、高額療養費保険料充当、短期証・資格証
公表場所	区政情報センター
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	世田谷区保健福祉政策部国保・年金課 電話03-5432-2330
②対応方法	電話による対応を受け付ける

## 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
実施日	令和5年8月1日
しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] < 選択肢 > 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
方法	以下のとおり、区民意見募集を行う。 ・区ホームページに掲載する。 ・国保・年金課窓口にて、「特定個人情報保護評価書」全文を閲覧できるようにする。
実施日・期間	令和5年8月25日(金)～令和5年9月24日(日)(30日間)
期間を短縮する特段の理由	-
主な意見の内容	-
評価書への反映	-
3. 第三者点検	
実施日	
方法	
結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
提出日	
個人情報保護委員会による審査	

### (別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称	国保総合システムおよび国保情報集約システム	国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)という。*) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	
令和6年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	<p>国保連合会に設置される国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下、国保総合(国保集約)システムという)サーバと、区に設置される国保総合(国保集約)システムサーバのクライアントPC(以下、国保総合PCという)で構成され、ファイルの転送機能によりサーバ・クライアント間で必要な情報の受け渡しを行なう。</p> <p>1. 資格継続情報の転送 (1)被保険者異動情報の送信 被保険者異動情報を区の国保総合PCから国保総合(国保集約)システムサーバへ送信する。 (2)被保険者情報の受信 サーバ上で(1)のデータをチェックし、都内転出入のあった市区町村間へ適用開始・終了日と資格取得・喪失年月日を区の国保総合PCへ配信する。</p> <p>2. 高額支給回数転送 (1)継続候補世帯の抽出 区から送信された1の(1)をもとに、サーバ上で継続候補世帯を抽出し、区の国保総合PCに配信する。 (2)継続世帯の確定 区は継続世帯の判断を行い高額該当情報を引き継ぐためのデータを作成し、転出入双方の区の国保総合PCへ当該データを配信する。</p> <p>3. オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者異動情報の提供 (1)被保険者異動情報の送信 被保険者異動情報を区の国保総合PCから国保総合(国保集約)システムサーバへ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、(1)のデータを医療保険者等向け中間サーバ等へ送信する。</p>	<p>1. 資格継続業務(詳細は別添1を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)被保険者異動情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市区町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者異動情報を配信する。</p> <p>2. 高額該当回数の引き継ぎ業務(詳細は別添1を参照) (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転入地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転入地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。</p> <p>3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者異動情報を送信する。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月4日	Ⅱファイルの概要 3. 特定個人情報への入手・使用 ④入手に係る妥当性 <国保連合会からの入手>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通常の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。</li> </ul>	<p>国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、当区が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。</p> <p>なお、入手する情報は、当区分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</p> <p>1. 入手の時期・頻度の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格継続業務</li> <li>・被保険者情報：国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。</li> <li>・高額該当の引き継ぎ業務</li> <li>・引き継ぎ情報：高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。</li> </ul> <p>2. 入手方法の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。</li> </ul>	事前	
令和6年1月4日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士通株式会社 世田谷サービス公社	富士通Japan株式会社 世田谷サービス公社	事前	
令和6年1月4日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)</li> <li>・同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)</li> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、区から受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、医療保険者等向け中間サーバー等へ送信、登録を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。</li> <li>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</li> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。</li> </ul>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月4日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する」特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	現在、国民健康保険の被保険者、擬制世帯主である者、過去に国民健康保険の被保険者、擬制世帯主であった者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当区に住所を有する者</li> <li>・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。)</li> <li>・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者</li> <li>* 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当区に加入資格が適用される者をいう</li> </ul>	事前	
令和6年1月4日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する」特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため、管理する必要がある。</li> <li>・保険給付においては、給付決定に保険者や擬制世帯主の所得情報を基準とするものもあり、また、受給権が時効に関わるものもあるため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。</li> <li>・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。</li> <li>・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。</li> <li>・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。</li> <li>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</li> </ul>	事前	
令和6年1月4日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託 ⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、相手方の履行能力および当区のセキュリティポリシーで委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し必要な手続を経た上で再委託を承認する。	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当区のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月4日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	オンライン資格確認のために、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐づけ管理を行う。	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	事前	
令和6年1月4日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する」特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	現在、国民健康保険の被保険者、擬制世帯主である者、 過去に国民健康保険の被保険者、擬制世帯主であった者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当区に住所を有する者</li> <li>・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。)</li> <li>・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者</li> </ul> * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当区に加入資格が適用される者をいう	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月4日	IIファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑧再委託の許諾方法	<p>当区は、再委託は原則禁止であり、やむを得ず再委託する必要がある場合に限り、委託先からの事前の申請に基づき、当区は再委託を承諾するものである。委託先とは「電算処理の業務委託契約の特記事項」を取り交わし、再委託の承認にあたっては、以下の事項を遵守することを必須条件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先は、再委託先に委託契約及び特記事項を遵守させる。</li> <li>・委託先は、再委託申請を行う際、再委託先にかかる再委託の内容及び特記事項第3項に規定する事項を書面にて提出する。</li> <li>・委託先が再委託先を選定する際、区の求めに応じて、再委託先の委託業務状況等の報告資料を提出させること、及び再委託先への実地調査を行うことができることを必須条件とする。</li> <li>・委託先と再委託先の間で秘密保持に関する契約等を締結する。</li> </ul> <p>また、再委託先が更に再委託することも原則禁止であり、やむを得ず更に再委託する必要がある場合には、再委託と同様の条件(ただし、再委託先よりもより厳しい条件とする)と手続きにより、事前に当区の承認を得なければならないものとする。更に再委託が繰り返される場合も同様とする。</p> <p>当区は委託先に対して直接的な監督義務を負い、再委託先に対しては間接的な監督義務を負う。委託先は再委託先に対して直接的な監督義務を負うものとする。委託先及び再委託先(再委託先以降を含む)は、監督義務のほか、世田谷区個人情報保護条例第53条及び54条の罰則規定が及ぶことを認識して業務を行うものとする。</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになる</p>	<p>当区は、再委託は原則禁止であり、やむを得ず再委託する必要がある場合に限り、委託先からの事前の申請に基づき、再委託を承諾するものである。委託先とは「電算処理の業務委託契約の特記事項」(以下、特記事項)を取り交わし、再委託の承認にあたっては、以下の事項を遵守することを必須条件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先の東京都国民健康保険連合会は、再委託先に委託契約及び特記事項を遵守させる。</li> <li>・委託先は、再委託申請を行う際、再委託先にかかる再委託の内容及び特記事項第3項に規定する事項を書面にて提出する。</li> <li>・委託先が再委託先を選定する際、区の求めに応じて、再委託先の委託業務状況等の報告資料を提出させること、及び再委託先への実地調査を行うことができることを必須条件とする。</li> <li>・委託先と再委託先の間で秘密保持に関する契約等を締結する。</li> </ul> <p>また、再委託先が更に再委託することも原則禁止であり、やむを得ず更に再委託する必要がある場合には、再委託と同様の条件(ただし、再委託先よりもより厳しい条件とする)と手続きにより、事前に当区の承認を得なければならないものとする。更に再委託が繰り返される場合も同様とする。</p> <p>当区は委託先に対して直接的な監督義務を負い、再委託先に対しては間接的な監督義務を負う。委託先は再委託先に対して直接的な監督義務を負うものとする。委託先及び再委託先(再委託先以降を含む)は、監督義務のほか、特記事項第6項のとおり罰則規定が及ぶことを認識して業務を行うものとする。</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになる</p>	事前	
令和6年1月4日	IIファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	<p>オンライン資格確認のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。</p>	<p>オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月4日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する」特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	現在、国民健康保険の被保険者、擬制世帯主である者、過去に国民健康保険の被保険者、擬制世帯主であった者	・被保険者(*):都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当区に住所を有する者 ・擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例:国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当区に加入資格が適用される者をいう	事前	
令和6年1月4日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑧再委託の許諾方法	当区は、再委託は原則禁止であり、やむを得ず再委託する必要がある場合に限り、委託先からの事前の申請に基づき、当区は再委託を承諾するものである。委託先とは「電算処理の業務委託契約の特記事項」を取り交わし、再委託の承認にあたっては、以下の事項を遵守することを必須条件とする。 ・委託先は、再委託先に委託契約及び特記事項を遵守させる。 ・委託先は、再委託申請を行う際、再委託先にかかる再委託の内容及び特記事項第3項に規定する事項を書面にて提出する。 ・委託先が再委託先を選定する際、区の求めに応じて、再委託先の委託業務状況等の報告資料を提出させること、及び再委託先への実地調査を行うことができることを必須条件とする。 ・委託先と再委託先の間で秘密保持に関する契約等を締結する。 また、再委託先が更に再委託することも原則禁止であり、やむを得ず更に再委託する必要がある場合には、再委託と同様の条件(ただし、再委託先よりもより厳しい条件とする)と手続きにより、事前に当区の承認を得なければならないものとする。更に再委託が繰り返される場合も同様とする。 当区は委託先に対して直接的な監督義務を負い、再委託先に対しては間接的な監督義務を負う。委託先は再委託先に対して直接的な監督義務を負うものとする。委託先及び再委託先(再委託先以降を含む)は、監督義務のほか、世田谷区個人情報保護条例第53条及び54条の罰則規定が及ぶことを認識して業務を行うものとする。  運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになる	当区は、再委託は原則禁止であり、やむを得ず再委託する必要がある場合に限り、委託先からの事前の申請に基づき、再委託を承諾するものである。委託先とは「電算処理の業務委託契約の特記事項」(以下、特記事項)を取り交わし、再委託の承認にあたっては、以下の事項を遵守することを必須条件とする。 ・委託先の東京都国民健康保険連合会は、再委託先に委託契約及び特記事項を遵守させる。 ・委託先は、再委託申請を行う際、再委託先にかかる再委託の内容及び特記事項第3項に規定する事項を書面にて提出する。 ・委託先が再委託先を選定する際、区の求めに応じて、再委託先の委託業務状況等の報告資料を提出させること、及び再委託先への実地調査を行うことができることを必須条件とする。 ・委託先と再委託先の間で秘密保持に関する契約等を締結する。 また、再委託先が更に再委託することも原則禁止であり、やむを得ず更に再委託する必要がある場合には、再委託と同様の条件(ただし、再委託先よりもより厳しい条件とする)と手続きにより、事前に当区の承認を得なければならないものとする。更に再委託が繰り返される場合も同様とする。 当区は委託先に対して直接的な監督義務を負い、再委託先に対しては間接的な監督義務を負う。委託先は再委託先に対して直接的な監督義務を負うものとする。委託先及び再委託先(再委託先以降を含む)は、監督義務のほか、特記事項第6項のとおり罰則規定が及ぶことを認識して業務を行うものとする。  運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになる	事前	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月4日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報フ5ファイルの取扱いの委託 委託事項5	—	追加	事前	
令和6年1月4日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>&lt;国保連合会からの入手&gt; 入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェックが行われていることが前提となるため、対象者以外の情報の入手することはない。 国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。</p>	<p>&lt;国保連合会からの入手&gt; ・国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報の入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 * :ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p>	事前	
令和6年1月4日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>&lt;国保連合会からの入手&gt; 入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェースによって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。</p>	<p>&lt;国保連合会からの入手&gt; ・国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 * :ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース 仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でない、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月4日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p>&lt;国保連合会からの入手&gt;            特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインターフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、当区と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。</p>	<p>&lt;国保連合会からの入手&gt;            ・国保総合PCにおける措置            ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインターフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、当区と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。</p>	事前	
令和6年1月4日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力された本人確認の措置の内容	<p>&lt;国保連合会からの入手&gt;            特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、当区において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は当区において国保連合会に送付する前に実施済みである。</p>	<p>&lt;国保連合会からの入手&gt;            ・国保総合PCにおける措置            ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、当区において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は当区において国保連合会に送付する前に実施済みである。            ・さらに、国保連合会においても当区の市区町村システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。</p>	事前	
令和6年1月4日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力された本人確認の措置の内容	<p>&lt;国保連合会からの入手&gt;            国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。</p>	<p>&lt;国保連合会からの入手&gt;            ・国保総合PCにおける措置            ・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。</p>	事前	
令和6年1月4日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力された本人確認の措置の内容	<p>&lt;国保連合会からの入手&gt;            国保連合会から配信される被保険者情報については、当区および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は当区および他市区町村の双方に配信され、当区および他市区町村の職員が確認している。            国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、当区から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を当市の職員が確認している。</p>	<p>&lt;国保連合会からの入手&gt;            ・国保総合PCにおける措置            ・国保連合会から配信される被保険者情報については、当区および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は当区および他市の双方に配信され、当区および他市の職員が確認している。            ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、当区から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を当市の職員が確認している。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月4日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<p>&lt;国保連合会からの入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当区の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。</li> <li>・当区の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。</li> <li>・当区の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> <li>・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含めファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。</li> <li>・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> <li>・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> <li>・国保総合PCと既存の自庁システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが、限られた作業場所において取扱う。</li> <li>・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。</li> <li>・電子記録媒体に保存する情報は、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。</li> <li>・電子記録媒体を廃棄する場合は、全ての情報を消去の上、物理的な破壊によりデータを復元不可能な状態にする。</li> </ul> </li> </ul>	<p>&lt;国保連合会からの入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCにおける措置</li> <li>・当区の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。</li> <li>・当区の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。</li> <li>・当区の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> <li>・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。</li> <li>・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> <li>・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> <li>・国保総合PCと既存の自庁システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取扱うように限定する。</li> <li>・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。</li> <li>・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。</li> <li>・保管する必要がある使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監査する。</li> </ul> </li> </ul>	事前	
令和6年1月4日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク その他の措置の内容	<p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。</li> </ul>	<p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。</li> <li>※ :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</li> </ul>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月4日	<p>Ⅲリスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法</p>	<p>&lt;SKY2国民健康保険システムの保守・運用委託&gt;          ・委託契約書において、委託業務で取り扱う情報の目的外使用や複写等の禁止、委託業務の終了後の情報の消去及び消去内容の報告、委託業務で使用するパソコン等の盗難防止対策の実施、システム用IDの適切な管理等の対策の実施、情報セキュリティに関する教育の実施等、情報セキュリティの確保に必要な人的・物的・技術的対策の実施を義務づけている。</p> <p>&lt;市区町村保険者事務共同処理業務&gt;          ・当区の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書には「委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定」を明記することとしている。          ・また、アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させることとしている。          ・さらに、委託事務の定期報告および緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させることとしている。</p> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;          ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。          ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。          ・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。          ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</p>	<p>&lt;SKY2国民健康保険システムの保守・運用委託&gt;          ・委託契約書において、委託業務で取り扱う情報の目的外使用や複写等の禁止、委託業務の終了後の情報の消去及び消去内容の報告、委託業務で使用するパソコン等の盗難防止対策の実施、システム用IDの適切な管理等の対策の実施、情報セキュリティに関する教育の実施等、情報セキュリティの確保に必要な人的・物的・技術的対策の実施を義務づけている。</p> <p>&lt;市区町村保険者事務共同処理業務&gt;          ・当区の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書には「委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定」を明記することとしている。          ・また、アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させることとしている。          ・さらに、委託事務の定期報告および緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させることとしている。</p> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;          ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。          ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。          ・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。          ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</p> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業に関する措置&gt;          ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。          ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月4日	Ⅲリスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的方法	<p>&lt;SKY2国民健康保険システムの保守・運用委託&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委託契約書において、委託業務で取り扱う情報の目的外使用や複写等の禁止、委託業務の終了後の情報の消去及び消去内容の報告、委託業務で使用するパソコン等の盗難防止対策の実施、システム用IDの適切な管理等の対策の実施、情報セキュリティに関する教育の実施等、情報セキュリティの確保に必要な人的・物的・技術的対策の実施を義務づけている。</li> </ul> <p>&lt;資格継続業務、高額該当回数を引き継ぎ業務に関する保険者事務共同処理業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当区の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書には「委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定」を明記することとしている。</li> <li>また、アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させることとしている。</li> <li>さらに、委託事務の定期報告および緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させることとしている。</li> </ul> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。</li> <li>運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。</li> <li>アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。</li> <li>パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</li> </ul>	<p>&lt;SKY2国民健康保険システムの保守・運用委託&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通常業務における端末からの情報照会・更新については、作業端末へのログイン記録を残している。</li> <li>システム保守作業については、作業内容の記録を提出させている。</li> <li>電子記録媒体等については、管理簿を作成し、引渡し及び返却を管理する。</li> </ul> <p>&lt;市区町村保険者事務共同処理業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委託先の従業員等が当区の国民健康保険に関する被保険者等の個人番号を閲覧等した場合には、国保連合会の国保総合(国保集約)システムにおいて、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録することとしている。</li> <li>国保連合会の特定個人情報保護責任者は、定期的またはセキュリティ上の問題が発生した際に当該記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。</li> <li>当市の情報セキュリティ管理者は、委託契約に基づき、委託先に当該記録の開示を請求し、調査することで操作者個人を特定する。</li> <li>記録の保存期間については、当区の公文書管理規則第12条に従って、一定期間保存する。</li> </ul> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>操作ログを中間サーバーで記録している。</li> <li>操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。</li> </ul> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業に関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月4日	Ⅲリスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>&lt;資格継続業務、高額該当回数の引継ぎ業務に関する保険者事務共同処理業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書において、委託業務の定期報告および緊急時報告を義務付けし、特定個人情報の取扱いに関して定期的に委託先から書面にて報告を受ける。</li> <li>・さらに、当区の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、または報告を求める。</li> </ul>	<p>&lt;市区町村保険者事務共同処理業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書において、委託業務の定期報告および緊急時報告を義務付けし、特定個人情報の取扱いに関して定期的に委託先から書面にて報告を受けることとしている。</li> <li>・当市から国保連合会への特定個人情報の送付に関しては、国保総合PCで送付を行った際に送付記録を帳簿に記入している。</li> <li>・記録の保存期間については、当区の公文書管理規則第12条に従い、一定期間保存する。</li> <li>・特定個人情報等の貸与に関しては、外部提供する場合に必要な応じてパスワードの設定を行うこと、および管理者の許可を得ることを遵守するとともに、委託終了時の返還・廃棄について委託契約書に明記することとしている。</li> <li>・さらに、当区の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、または報告を求める。</li> </ul>	事前	
令和6年1月4日	Ⅲリスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>&lt;SKY2国民健康保険システムの保守・運用委託&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務完了後にデータ削除を行い、削除証明書を提出させる。</li> <li>・委託契約書において、委託業務で取り扱う情報の目的外使用や複写等の禁止、委託業務の終了後の情報の消去及び消去内容の報告、情報セキュリティに関する教育の実施等を義務づけている。</li> </ul> <p>&lt;資格継続業務、高額該当回数の引継ぎ業務に関する保険者事務共同処理業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報等は、業務完了後は速やかに返還し、または漏えいを起こさない方法によって確実に消去、または処分することを、委託契約書に明記することとしている。</li> <li>・委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、当区の情報システム管理者が消去および廃棄状況を確認する。</li> </ul>	<p>&lt;SKY2国民健康保険システムの保守・運用委託&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務完了後にデータ削除を行い、削除証明書を提出させる。</li> <li>・委託契約書において、委託業務で取り扱う情報の目的外使用や複写等の禁止、委託業務の終了後の情報の消去及び消去内容の報告、情報セキュリティに関する教育の実施等を義務づけている。</li> </ul> <p>&lt;資格継続業務、高額該当回数の引継ぎ業務に関する保険者事務共同処理業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報等は、業務完了後は速やかに返還し、または漏えいを起こさない方法によって確実に消去、または処分することを、委託契約書に明記することとしている。</li> <li>・委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、当区の情報システム管理者が消去および廃棄状況を確認する。</li> </ul> <p>&lt;クラウド移行作業時に関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月4日	<p>リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保具体的な方法</p>	<p>&lt;SKY2国民健康保険システムの保守・運用委託&gt;          ・委託契約書において、委託業務で取り扱う情報の目的外使用や複写等の禁止、委託業務の終了後の情報の消去及び消去内容の報告、委託業務で使用するパソコン等の盗難防止対策の実施、システム用IDの適切な管理等の対策の実施、情報セキュリティに関する教育の実施等、情報セキュリティの確保に必要な人的・物的・技術的対策の実施を義務づけるとともに、再委託先に同様の事項を遵守させることを義務づけている。</p> <p>&lt;上記以外の委託&gt;          ・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込む。          ・秘密保持義務          ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止          ・特定個人情報の目的外利用の禁止          ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化          ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄          ・従業者に対する監督・教育          ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等          ・また、再委託先が当区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</p> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;          ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置する場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施するため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。          ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。          ・セキュリティ管理対策が適切に実施されていることが確認できること。          ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。          ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。          ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>	<p>&lt;SKY2国民健康保険システムの保守・運用委託&gt;          ・委託契約書において、委託業務で取り扱う情報の目的外使用や複写等の禁止、委託業務の終了後の情報の消去及び消去内容の報告、委託業務で使用するパソコン等の盗難防止対策の実施、システム用IDの適切な管理等の対策の実施、情報セキュリティに関する教育の実施等、情報セキュリティの確保に必要な人的・物的・技術的対策の実施を義務づけるとともに、再委託先に同様の事項を遵守させることを義務づけている。</p> <p>&lt;上記以外の委託&gt;          ・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込む。          ・秘密保持義務          ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止          ・特定個人情報の目的外利用の禁止          ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化          ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄          ・従業者に対する監督・教育          ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等          ・また、再委託先が当区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</p> <p>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。          ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること          ・セキュリティ管理対策が適切に実施されていることが確認できること          ・日本国内でのデータ保管を条件としていること          ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。          ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。          ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;          ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置する場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施するため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。          ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。          ・セキュリティ管理対策が適切に実施されていることが確認できること。          ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。          ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月4日	Ⅲリスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスクに対する措置	<p>&lt;国保連合会における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムをデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施設管理を行う。</li> <li>・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。</li> <li>・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に特定個人情報保護責任者の承認を得る。</li> <li>・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。</li> <li>・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。</li> </ul> <p>&lt;取りまとめ機関における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)の特定個人情報保護保護評価書を実施している。</li> </ul>	<p>&lt;国保連合会における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムのデータベースに直接アクセスできる端末を連合会の管理区域に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施設管理を行う。</li> <li>・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。</li> <li>・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に特定個人情報保護責任者(連合会)の承認を得る。</li> <li>・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。</li> <li>・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。</li> </ul> <p>&lt;取りまとめ機関における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)の特定個人情報保護保護評価書を実施している。</li> </ul>	事前	
令和6年1月4日	Ⅳその他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具 体的な内容	<p>&lt;国保総合(国保集約)システム&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。</li> </ul>	<p>&lt;国保総合(国保集約)システム&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第29条の3第2項のよる個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。</li> </ul>	事前	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月4日	IVその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な内容	<p>&lt;サイバーセキュリティに関する国保連合会での教育・啓発&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育事項: 特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの</li> <li>・教育頻度: おおむね一年ごと</li> <li>・教育方法: 未定</li> <li>・教育対象: 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者</li> </ul>	<p>&lt;サイバーセキュリティに関する国保連合会での教育・啓発&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育事項: 特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの</li> <li>・教育頻度: おおむね一年ごと</li> <li>・教育方法: 未定</li> <li>・教育対象: 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者</li> <li>・違反行為に対する措置: 違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> <li>・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</li> <li>・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</li> </ul> <p>*「個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)」によるもの。</p>	事前	

改定前の特定個人情報保護評価書との相違点及び審査の観点(国民健康保険事務)

特定個人情報ファイルの概要				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
通番ページ	項目	審査の観点	改定後(下線部が修正・追記箇所)	改定前(下線部が修正・削除箇所)
<b>委託事項5 国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務</b>				
5	16	委託事項5 委託内容	集約システムクラウド化に伴い新たに追加	<p>国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データバックアップ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)</p>
6	16	委託事項5 取扱いを委託する。特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	集約システムクラウド化に伴い新たに追加	<p>・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。</p> <p>・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。</p> <p>・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。</p> <p>・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効」、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p>
7	17	委託事項5 委託先名	集約システムクラウド化に伴い新たに追加	<p>東京都国民健康保険団体連合会 (東京都国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)</p>
8	17	委託事項5 再委託の許諾方法	集約システムクラウド化に伴い新たに追加	<p>当区は、再委託は原則禁止であり、やむを得ず再委託する必要がある場合に限り、委託先からの事前の申請に基づき、再委託を承諾するものである。委託先とは「電算処理の業務委託契約の特記事項」(以下、特記事項)を取り交わし、再委託の承認にあたっては、以下の事項を遵守することを必須条件とする。</p> <p>・委託先の東京都国民健康保険団体連合会は、再委託先に委託契約及び特記事項を遵守させる。</p> <p>・委託先は、再委託申請を行う際、再委託先にかかる再委託の内容及び特記事項第3項に規定する事項を書面にて提出する。</p> <p>・委託先が再委託先を選定する際、区の求めに応じて、再委託先の委託業務状況等の報告資料を提出させること、及び再委託先への実地調査を行うことができることを必須条件とする。</p> <p>・委託先と再委託先の間で秘密保持に関する契約等を締結する。</p> <p>また、再委託先が更に再委託することも原則禁止であり、やむを得ず更に再委託する必要がある場合には、再委託と同様の条件(ただし、再委託先よりもより厳しい条件とする)と手続きにより、事前に当区の承認を得なければならないものとする。更に再委託が繰り返される場合も同様とする。</p> <p>当区は委託先に対して直接的な監督義務を負い、再委託先に対しては間接的な監督義務を負う。委託先は再委託先に対して直接的な監督義務を負うものとする。委託先及び再委託先(再委託先以降を含む)は、監督義務のほか、特記事項第6項のとおり罰則規定が及びぶことを認識して業務を行うものとする。</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <p>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</p> <p>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</p> <p>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</p> <p>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</p> <p>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面に示した上で、許諾を得ること。</p>
9	17	委託事項5 再委託事項	集約システムクラウド化に伴い新たに追加	<p>国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て</p>

リスク対策				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
通番	ページ	項目	審査の観点	改定前(下線部が修正・削除箇所)
10	35	特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	集約システムクラウド化に伴う追記	<p>&lt;SKY2国民健康保険システムの保守・運用委託&gt; 省略</p> <p>&lt;市区町村保険者事務共同処理業務&gt; 省略</p> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務&gt; 省略</p> <p><u>&lt;国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置&gt;</u></p> <p>・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作を行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。</p> <p>・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。</p>
11	36	特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	集約システムクラウド化に伴う追記	<p>&lt;SKY2国民健康保険システムの保守・運用委託&gt; 省略</p> <p>&lt;市区町村保険者事務共同処理業務&gt; 省略</p> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt; 省略</p> <p><u>&lt;国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置&gt;</u></p> <p>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</p> <p>・移行作業にあたって、作業者以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。</p> <p>・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。</p> <p>・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。</p> <p>・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</p>
12	37	特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		<p>&lt;市区町村保険者事務共同処理業務&gt;</p> <p>・当区の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書において、委託業務の定期報告および緊急時報告を義務付け、特定個人情報の取扱いに関して定期的に委託先から書面にて報告を受けることとしている。</p> <p>・当区から国保連合会への特定個人情報の送付に関しては、国保総合PCで送付を行った際に送付記録を正確に記入している。</p> <p>・記録の保存期間については、当区の公文書管理規則第12条に従い、一定期間保存する。</p> <p>・特定個人情報の貸与に関しては、外部提供する場合に必要に応じてパスワードの設定を行うこと、および管理者の許可を得ることを遵守するとともに、委託終了時の返還・廃棄について委託契約書に明記することとしている。</p> <p>・さらに、当区の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、または報告を求める。</p>
13	37	特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	集約システムクラウド化に伴う追記	<p>&lt;SKY2国民健康保険システムの保守・運用委託&gt; 省略</p> <p>&lt;資格継続業務、高額該当回数の引継ぎ業務に関する保険者事務共同処理業務&gt; 省略</p> <p><u>&lt;クラウド移行作業時に関する措置&gt;</u></p> <p>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</p>

14	38・39	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	集約システムクラウド化に伴う追記	<p>&lt;SKY2国民健康保険システムの保守・運用委託&gt; 省略 &lt;上記以外の委託&gt; ・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込む。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等 ・また、再委託先が当区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</p> <p>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <p>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</p> <p>・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</p> <p>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを画面にて示した上で、許諾を得ること。</p> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt; 省略</p> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業に関する措置&gt; ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないよう系統的に制御することを委託先に遵守させることとしている。</p> <p>・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。</p> <p>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</p> <p>・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。</p> <p>・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。</p> <p>・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</p>	<p>&lt;SKY2国民健康保険システムの保守・運用委託&gt; 省略 &lt;上記以外の委託&gt; ・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込む。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等 ・また、再委託先が当区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</p> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt; 省略</p>
----	-------	------------------------------------	------------------	---	---